



大学機関別認証評価

# 自己評価書

平成22年6月

滋賀県立大学



## 目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
基準1	大学の目的	4
基準2	教育研究組織（実施体制）	14
基準3	教員及び教育支援者	24
基準4	学生の受入	38
基準5	教育内容及び方法	50
基準6	教育の成果	74
基準7	学生支援等	82
基準8	施設・設備	94
基準9	教育の質の向上及び改善のためのシステム	101
基準10	財務	110
基準11	管理運営	116



## I 大学の現況及び特徴

### 1 現況

(1) 大学名 滋賀県立大学

(2) 所在地 滋賀県彦根市

#### (3) 学部等の構成

学 部：環境科学部、工学部、人間文化学部、人間看護学部

研究科：環境科学研究科、工学研究科、人間文化学研究科、人間看護学研究科

関連施設：国際教育センター、図書情報センター、地域づくり教育研究センター、環境管理センター、地域産学連携センター、学生支援センター、環境共生システム研究センター

#### (4) 学生数及び教員数（平成22年5月1日現在）

学生数：学部2,401人、大学院282人

専任教員数：192人

助手数：8人

### 2 特徴

滋賀県立大学は、滋賀県立短期大学を前身とし、琵琶湖をとりまく自然と歴史・文化を育くみ、環境と調和した産業の発展を願う県民の期待を背負って、「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」をモットーに平成7年度に3学部（環境科学部、工学部、人間文化学部）を擁して開学した。その後、平成11年度に各学部を基礎とした大学院博士前期課程（修士課程）、平成13年度に大学院博士後期課程を設置するとともに、平成15年度に人間看護学部、平成19年度に人間看護学研究科（修士課程）を設置し、現在は4学部4研究科を擁する小規模総合大学である。

また、平成18年4月には、地方独立行政法人法に基づき公立大学法人として新たなスタートを切った。

#### 【人が育つ大学】

豊かな人間性を育みつつ、基礎的な知識・技術を身に付け、社会経済環境の変化に柔軟に対応できる創造性豊かな人材の養成を目指している。4年一貫教育のカリキュラムを取り、配当科目を「全学共通科目」と「専門科目」とに大別し、双方の有機的な連携を図りつつ、1年

次から専門科目を配置している。「全学共通科目」には、外国語、情報処理、保健体育の「全学共通基礎科目」と人間と社会への深い理解と豊かな人間性を涵養する「人間学」を置いている。

本学は、学生と教員の日常的なふれあいを重視し、フィールドワークや実験・実習等の少人数による対話・討論型授業を重視し、教育効果を高めている。特に、1年次前期に導入教育科目として1クラス5～6人で実施する「人間探求学」を人間学科目として必修としている。

#### 【環境重視の大学】

環境こだわり県である滋賀県の大学として環境科学部を全国で初めて設置した大学であり、ISO14001の拡大審査を平成16年3月に受け、大学として滋賀県立大学環境指針を制定している。

この指針を学生にも徹底するために、人間学科目である「環境マネジメント総論」を1年次前期の必修科目として受講させ、環境問題を俯瞰的・総合的に理解させることとしている。

#### 【地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する】

学部学生が地域に入り、地域の人々とのふれあいの中で地域に学ぶフィールドワークや実習を開学時から実施している。この経験をもとに、学生が主体的に地域の課題に取り組む課外教育プログラムとして、「スチューデントファーム『近江楽座』／まち・むら・くらしふれあい工舎」を実施している（平成16年度現代的教育ニーズ取組支援プログラム採択。平成19年度からは大学独自事業として実施）。

大学院では、地域再生のための活動を企画・実践するリーダー、コーディネータとして活躍できる人材（コミュニティ・アーキテクト「近江環人」）を養成するため、近江環人地域再生学座を平成18年度に開設し、大学・行政・企業・地域等の連携による教育研究を行っている。

地域との連携では、平成19年3月に滋賀大学、聖泉大学、彦根市、彦根商工会議所、株式会社平和堂の6者による包括協定を締結し、大学を活かした地域活性化に取り組んでいる。さらに、市内の滋賀大学、聖泉大学との間では、平成20年11月に彦根3大学・大学間連携コミュニケーションに調印し、彦根ブランド・大学ブランドの相乗的向上のための連携を図っている。

## II 目的

### 1. 基本理念

本学は、建学の際の基本構想において、①高度化、総合化をめざす教育研究、②柔軟で多様性に富む教育研究、③地域社会への貢献、④国際社会への貢献という4つの教育研究の方針を打ち出した基本理念を定めている。

### 2. 基本目標

本学は、上記の基本理念を踏まえ、学則において、「滋賀県立大学は、滋賀県における学術の中心として、未来を志向した高度な学芸を教授研究し、新しい時代を切り拓く広い視野、豊かな創造力ならびに先進的な知識および技術を有する有為の人材を養成するとともに、開かれた大学として、学術文化の振興、環境の保全、産業の進展および人間の健康に寄与することを目的とする。」と定めている。

この目的を踏まえ、公立大学法人として出発するにあたり、基本的目標として次の3点を設定している。

- ① 「キャンパスは琵琶湖、テキストは人間」をモットーに、滋賀の豊かな自然のなかで「環境と人間」をキーワードとした教育研究を推進する。
- ② 少子高齢化、国際化、情報化の進展により、今後に求められる高等教育の多様化に対応して、学部や大学院を整備拡充し、優れた人材を養成する機能を充実する。
- ③ 公立大学として、地域の生涯学習機会の拠点および地域貢献、産学連携、国際貢献等の社会貢献機能の強化を目指す。

### 3. 教育研究に関する目的

上記の基本的目標をもとに、大学の中期計画では、教育力の向上のために意欲と能力に優れた学生の確保、教授能力の向上、課外活動・就職などの学生支援などの取り組みを、また、研究の質の向上のために戦略的研究の推進、研究費の評価配分などの取り組みを掲げている。

その基盤となる人材の養成に関する目的その他の教育上の目的については、公立大学法人滋賀県立大学学部規程において次のとおり定めている。

(環境科学部) 琵琶湖とその周辺地域を主なフィールドとした実践的な環境教育を重視する。これを通して自然環境の総合的理解と問題解決、環境と調和した社会システムの構築、建築を取り巻く環境と地域の課題解決ならびに循環型社会を支える生物資源の適切な制御と管理のための理論と応用力を身につけた、創造性豊かな人材の養成を目的とする。

(工学部) 工学におけるそれぞれの分野において、人と自然環境に調和した新しい科学技術の創造と豊かな社会の構築を目指すために、幅広い基礎学力と高度な専門知識を兼ね備え、我が国および地域の文化と産業の発展に寄与し得る技術者、国際的な視野を持って世界的に活躍できる技術者ならびに社会の多様な方面で高度かつ専門的な知識を必要とする業務等に従事する人材の養成を目的とする。

(人間文化学部) 具体的な人間の活動である「生活」とその生活の場である「地域」を対象とする教育研究、体系的な生活デザイン論の構築と総合的能力の育成、食の総合的スペシャリストの養成と科学的基盤の形成、個と集団の発達のダイナミクスやコミュニケーションにかかわる教育研究等の各専門教育を提供し、幅広い教養をもつ人材の養成を目的とする。

(人間看護学部) 人間の生命に対する畏敬の念をもち、その尊厳と権利を尊重する豊かな人間性を備えた看護職としての資質を培い、生活様式の多様化、医療の高度化等に伴って求められる看護の専門職としての知識・技術を習得し、看護における理論と実践を行うことができる看護職者ならびに地域の特性を理解した上で生

活実態に即した看護を創造することができる人材の養成を目的とする。

また、大学院各研究科における人材の養成に関する目的その他の教育上の目的については、公立大学法人滋賀県立大学大学院研究科規程において次のとおり定めている。

(環境科学研究科) 人類の生存と持続的発展を可能にする自然環境の保全ならびに環境と調和した地域社会の構築を目指す学際的な研究を展開し教育を行うとともに、複数の専門分野の基本的理解を基礎に、環境科学分野の専門家として高度な専門的知識と技術を有する職業人、大学や法人等の研究機関および企業の開発部門における優れた研究者ならびに行政機関や社会の多様な方面で高度に専門的な知識を必要とする業務等に従事する人材の養成を目的とする。

(工学研究科) ものづくりにおいて、人と自然環境に調和した新しい科学技術の創造と豊かな社会の構築を目指して、基礎教育を重視し、先進的な教育研究を行うとともに、工学におけるそれぞれの分野において、幅広い基礎学力と高度な専門知識を兼ね備え、幅広い応用能力をもって我が国産業の発展に寄与し得る技術者、世界の科学技術をリードできる独創性と学際的研究ができる研究者ならびに社会の多様な方面において高度で専門的な知識を必要とする業務等に従事する人材の養成を目的とする。

(人間文化科学研究科) 高齢化とグローバリゼーションが急速に進行する21世紀の新しい時代において、豊かな地域社会と、人間的な生活文化および生活スタイルの創造に寄与する教育研究を行うとともに、前期課程においては、学部教育の到達点を継承しつつ、広い視野と豊かな人間性、積極的な行動力を身につける研究者および専門的職業人の養成を目的とする。後期課程においては、最先端の諸科学が切り開いた地平にたつて、高度で専門的な知識と技能を有し、自立して共同の研究を推進しうる能力をもつ人材の養成を目的とする。

(人間看護学研究科) 少子高齢化、医療技術の進歩、価値観の多様化の中にあつて、人命・人権の尊厳に立脚し、豊かな人間生活と地域社会を支える看護と看護学の創造に貢献する教育研究を行うとともに、大学の教育理念を基盤に、豊かな感性・人間性と高度な専門職業人としての倫理観を備え、高等化・専門化していく看護学に要求される知識や技術を的確に修得し、発展させながら、実践の科学としての看護学を探究する研究者および高い能力をもつ高度専門職者の養成を目的とする。

#### 4. 社会貢献に関する目的

社会貢献については、「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する」を目指した教育・研究活動を通じて社会との連携を深めるという基本的な考え方にに基づき、組織的に推進するために、次の基本方針を定めている。

- 1 本学は、教育機能を広く社会に開放することにより、あらゆる世代の教育環境づくりに寄与するとともに、地方自治体・企業等との連携を通じて、高度専門職業人の養成を図り、地域社会に貢献する人材を育成するものとする。
- 2 本学は、自由な発想に基づく基礎研究から社会の要請に応える応用研究まで、創造的な研究を行い、その研究の成果を積極的に社会に還元するものとする。
- 3 本学は、共同研究・受託研究等による産業界との持続的な連携を重視するとともに、大学の有する知的・人的資源等を地域産業の振興および地域経済の発展に積極的に活用していくものとする。
- 4 本学は、県内の学術の中心として、滋賀県および県内市町の政策立案や地域活動等に関して連携・協力をを行い、活力ある地域づくりに積極的な役割を果たすものとする。また、本学が立地する彦根市において、大学間連携および産学官連携を推進することにより、彦根市が大学の街として発展するよう取り組むものとする。
- 5 本学は、社会貢献活動に対して組織的に取り組むものとし、教職員が活動を適切に行えるよう、教職協働体制を構築するとともに、自己点検・評価を通じてその質の向上に努めるものとする。

### Ⅲ 基準ごとの自己評価

#### 基準 1 大学の目的

##### (1) 観点ごとの分析

観点 1-1-1-①： 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

##### 【観点到る状況】

滋賀県立大学は、その設置に当たり、「①高度化、総合化をめざす教育研究」、「②柔軟で多様性に富む教育研究」、「③地域社会への貢献」、「④国際社会への貢献」の 4 つの視点を基本理念（資料 1-1-1-1）として、平成 7 年 4 月に開学した。

大学の目的および大学の基本的な目標は、学校教育法第 83 条および建学の際の基本理念を踏まえて学則（資料 1-1-1-2）および中期目標（資料 1-1-1-3）として定められている。大学の基本的な目標に定める「『環境と人間』をキーワードとした教育研究」は、「①高度化、総合化をめざす教育研究」、「②柔軟で多様性に富む教育研究」という基本理念を現したものである。

さらに、基本理念の「③地域社会への貢献」、「④国際社会への貢献」を踏まえて、本学では、「我が国の高等教育の将来像（平成 17 年 1 月答申）」で示された大学の 7 つの機能のうち、高度専門職業人の養成に加え、地域の生涯学習機会の拠点、社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）を目指すこととしている。

また、各学部および学科においては、大学の目的と基本的な目標を踏まえ、人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的（資料 1-1-1-4 および資料 1-1-1-5）を定めている。

#### 資料 1-1-1-1 滋賀県立大学基本構想（抜粋）

##### 基本理念

本学は、学術の中心として、未来を志向した高度な学芸と、悠久の歴史や豊かな自然、風土に培われた文化を深く教授研究するとともに、未知の時代を切り拓く広い視野と豊かな創造力、先進的な知識、技術を有する有為の人材を養成することを目的とする。

また、開かれた大学として、県民の知的欲求に応える生涯学習の機会の提供や地域環境の保全、学術文化の振興、産業の発展など、滋賀県の特長的発展の原動力として大きく寄与することを使命とする。

このため、本学は次の視点を基本とした教育研究を行う。

##### (1) 高度化、総合化をめざす教育研究

科学技術の進歩、国際化や高齢化などの進展に伴い、新しい社会経済システムの構築が求められている。また、社会のあらゆる分野でのボーダーレス化が進行し、これまでの専門に細分化した知識や技術では解決し得ない新たな課題が発生している。これらに対して、学際的な学術研究の推進と、さまざまな領域にわたる複雑な問題に対して自ら考え判断することのできる創造性豊かな人材の養成が求められている。

このため、技術の先端化や学術研究の進展に対応した高度で先進的な教育研究を行うとともに、関連する学術研究分野間の有機的連携をはかり、自然科学と人文社会科学を包括した総合的、学際的な教育研究を行う。

特に、人や技術と自然との関わりについての深い理解力を養うことを重視し、専門性と人間性の統一的な追求をめざす。

##### (2) 柔軟で多様性に富む教育研究

高等教育機能の多様化が進む今日、個性や特色ある独創的・先駆的な教育研究が求められている。

このため、社会の変化に対応しうる柔軟な教育課程と教育研究組織を編成するとともに、基礎学力に加えて応用能力や豊かな人間性を身につけた人材の養成をめざし、学生と教員の人的な触れ合いを重視した教育を行う。



また、他の大学や研究所、試験研究機関等との連携を深め、学術研究の交流や共同研究などを多面的に推進する。

### (3) 地域社会への貢献

現在の大学には、真理探求の本来的使命にとどまらず、開かれた大学として地域社会への貢献が求められている。すなわち、大学は、研究成果や学術情報の公開、地域が抱える課題の学問的解明、社会人に対する学習機会の提供など、地域文化の創造や産業の振興にも寄与するものでなければならない。

したがって、地域の新しい生活文化の創造や産業界の要請に即した実践的な教育研究を行うとともに、施設設備の開放、産学協同の研究推進のほか、公開講座等の開設、リカレント教育などの学習機会の拡充に積極的に取り組む。

### (4) 国際社会への貢献

国際化の波は、産業経済から学術文化、日常生活に至る広汎な領域に及んでいる。そして、大学には、国際社会の一員としての自覚のもとに幅広い国際感覚を身につけた人材の養成と、独創的な学術研究を通して世界の平和と進歩に貢献することが期待されている。

このため、本学の教育研究においては、視野を世界におき、研究成果の情報発信や外国の大学等との学術交流を積極的に進める。

また、外国人留学生の受け入れ、留学制度の充実など日常的な国際交流を重視し、国際的視野や感覚を培うことのできる教育研究を行う。

策定・公表：平成4年 （ <http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/rinen.html> ）

## 資料 1-1-1-2 公立大学法人滋賀県立大学学則（抜粋）

第1条 滋賀県立大学（以下「本学」という。）は、滋賀県における学術の中心として、未来を志向した高度な学芸を教授研究し、新しい時代を切り拓く広い視野、豊かな創造力ならびに先進的な知識および技術を有する有為の人材を養成するとともに、開かれた大学として、学術文化の振興、環境の保全、産業の進展および人間の健康に寄与することを目的とする。

2 第3条第1項各号に規定する学部ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、別に定める。

（ <http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/rinen.html> ）

## 資料 1-1-1-3 公立大学法人滋賀県立大学中期目標（抜粋）

（前文）大学の基本的な目標

滋賀県立大学は、滋賀県における学術の中心として、未来を志向した高度な学芸と、悠久の歴史や豊かな自然、風土に培われた文化を深く教授研究するとともに、新しい時代を切り拓く広い視野と豊かな創造力、先進的な知識、技術を有する有為の人材を養成することを目的としている。

また、開かれた大学として、県民の知的欲求に応える生涯学習の機会の提供や地域環境の保全、学術文化の振興、産業の発展、人間の健康など、滋賀県の持続的発展の原動力として大きく寄与することを使命としている。

この大学設置の基本理念を踏まえ、次の基本的な目標を定める。

- ・「キャンパスは琵琶湖、テキストは人間」をモットーに、滋賀の豊かな自然の中で「環境と人間」をキーワードとした教育研究を推進する。
- ・少子高齢化、国際化、情報化の進展により、今後求められる高等教育の多様化に対応して、学部や大学院を整備充実し、優れた人材を養成する機能を拡充する。
- ・公立大学として、地域の生涯学習の拠点および地域貢献、産学連携、国際貢献等の社会貢献機能の強化を目指す。

（ <http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/rinen.html> ）

資料 1-1-1-4 公立大学法人滋賀県立大学学部規程（抜粋）

(人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第2条 学則第1条第2項に規定する学部ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

学部	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
環境科学部	環境科学部は、琵琶湖とその周辺地域を主なフィールドとした実践的な環境教育を重視する。これを通して自然環境の総合的理解と問題解決、環境と調和した社会システムの構築、建築を取り巻く環境と地域の課題解決ならびに循環型社会を支える生物資源の適切な制御と管理のための理論と応用力を身につけた、創造性豊かな人材の養成を目的とする。
工学部	工学部は、工学におけるそれぞれの分野において、人と自然環境に調和した新しい科学技術の創造と豊かな社会の構築を目指すために、幅広い基礎学力と高度な専門知識を兼ね備え、我が国および地域の文化と産業の発展に寄与し得る技術者、国際的な視野を持って世界的に活躍できる技術者ならびに社会の多様な方面で高度かつ専門的な知識を必要とする業務等に従事する人材の養成を目的とする。
人間文化学部	人間文化学部は、具体的な人間の活動である「生活」とその生活の場である「地域」を対象とする教育研究、体系的な生活デザイン論の構築と総合的能力の育成、食の総合的スペシャリストの養成と科学的基盤の形成、個と集団の発達のダイナミクスやコミュニケーションにかかわる教育研究等の各専門教育を提供し、幅広い教養をもつ人材の養成を目的とする。
人間看護学部	人間看護学部は、人間の生命に対する畏敬の念をもち、その尊厳と権利を尊重する豊かな人間性を備えた看護職としての資質を培い、生活様式の多様化、医療の高度化等に伴って求められる看護の専門職としての知識・技術を習得し、看護における理論と実践を行うことができる看護職者ならびに地域の特性を理解した上で生活実態に即した看護を創造することができる人材の養成を目的とする。

(人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的の公表)

第3条 前条の学部ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、公立大学法人滋賀県立大学ホームページ等により公表するものとする。

( <http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/rinen.html> )

資料 1-1-1-5 各学科の目的

学部・学科	目 的
環境科学部	
環境生態学科	自然生態系の役割および自然に対する人間活動の影響を理解するために、様々な自然環境の変化を分析し、自然生態系を保護・修復・管理することのできる人材、さらに自然環境の人為的改変が人間生活に与える影響を予測・評価することのできる人材を養成する。
環境政策・計画学科	社会活動や経済活動と環境問題との関連を学際的な見地から教育研究し、問題解決のための環境政策・環境計画を立案する能力とそれらを実行する技法とを身につけさせ、もって持続可能な社会・経済システムを総合的にコーディネートできる人材を養成する。
環境建築デザイン学科	環境と調和し持続的発展可能な社会を建設するために、都市、地域、景観、防災、資源、エネルギーなど広い視野から横断的に建築デザインを学び、環境や地域が抱えるさまざまな課題を理解、分析し、解決へ向けて提案、実践できるデザイン能力をもった人材を養成する。
生物資源管理学科	生物資源と環境に関わる幅広い視野と知識を持ち、農林水産業などの生物資源生産と生物資源循環、生物資源生産・循環に関わる土壌・水資源の保全と活用、生物機能を用いた物質生産や環境改善など、生物資源の管理と活用に関する基本的な知識と技術を有する人材を養成する。
工学部	
材料科学科	新しい材料開発を通じ、自然環境との調和をはかり、科学技術の進歩に中心的役割を担う技術者、研究者の育成を目指す。そのため、金属、セラミックス、半導体などの無機材料から高分子、バイオなどの有機材料、環境調和と資源リサイクルのための材料などの基礎から応用までの教育研究を行う。

機械システム工学科	機械システムは、産業の根幹をなし、生活を支える様々な製品を造り出す技術の発展とシステムの開発に欠かせないものである。基礎学問を重視し、多くの演習や実験を取り入れた教育によって、実践的素養と工学的課題を解決できる能力を養い、 システム的な思考ができる技術者の養成を目指す。
電子システム工学科	電気・電子・情報工学分野で高度な技術と知識を持つ創造力豊かな技術者・研究者となり得る人材の育成を目指す。近年のコンピュータ技術やITの急速な発展は、材料科学および機械システムと融合した技術として成し得ることであり、そのような総合的な知見をもった人材養成を目指す。
人間文化学部	
地域文化学科	人間・歴史・文化・社会に強い関心を持ちながら自ら行動し、社会貢献の一環として学んだことを地域に還元し、科学的な目で地域を見つめてこれからの地域のありかたを探究する意欲を持ち、問題解決能力をもって独創的な発想ができ、異文化特にアジア諸文化を理解し国際社会に貢献できる人材を養成する。
生活デザイン学科	身近な環境としての生活デザインについて深い関心と高度な知識を持ち、生活デザインの住居・道具・服飾の三分野の幾つかについて高度なデザイン技術を身につけ、問題解決能力を持って生活デザインの新しい領域を切り開いていくことができ、地域固有のデザインを評価してその発展に貢献できる人材を養成する。
生活栄養学科	科学的知識を基礎として、食を通しての健康増進のための実践力・指導力を持ち、豊かな人間性と高い倫理観で食を巡る啓蒙ができ、新しい分野にトライできる創造性と知的的好奇心に満ち、国際社会にも対応できる十分な知識と教養のある人材を養成する。
人間関係学科	人間関係論関連諸分野の専門的基礎知識を持って身近な集団や地域社会に貢献でき、自然と共生できる思考力・実践力を身につけ、問題解決能力を持って独創的な発想ができ、異文化と協調し国際社会に貢献できる人材を養成する。
人間看護学部	
人間看護学科	人間看護学部は、人間の生命に対する畏敬の念をもち、その尊厳と権利を尊重する豊かな人間性を備えた看護職としての資質を培い、生活様式の多様化、医療の高度化等に伴って求められる看護の専門職としての知識・技術を習得し、看護における理論と実践を行うことができる看護職者ならびに地域の特性を理解した上で生活実態に即した看護を創造することができる人材の養成を目的とする。

( <http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/rinen.html> )

### 【分析結果とその根拠理由】

大学の目的は、開学の基本理念に基づき定められており、その内容は学校教育法第83条に規定された大学一般に求められる目的に沿った内容となっている。さらに、大学の基本的な目標には、基本理念を踏まえた本学独自の目標を定めている。また、各学部および学科においても、大学の目的や基本的な目標との整合性を保ちながら、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を明確にしている。

以上のことから、大学の目的が明確に定められており、その目的が学校教育法第83条に規定された大学一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

**観点1-1-②：** 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

### 【観点到る状況】

滋賀県立大学大学院の目的は、大学院学則（資料1-1-2-1）に定めているほか、各研究科および専攻において、それぞれの人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定めている（資料1-1-2-2 および資料1-1-2-3）。

資料 1-1-2-1 公立大学法人滋賀県立大学大学院学則（抜粋）

<p>(目的)</p> <p>第2条 本学大学院は、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を極めて、文化の進展に寄与することを目的とする。</p> <p>2 第5条第1項各号に規定する研究科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、別に定める。</p> <p>( <a href="http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/daigakuinngakusoku.pdf">http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/daigakuinngakusoku.pdf</a> )</p>
--

資料 1-1-2-2 公立大学法人滋賀県立大学大学院研究科規程（抜粋）

<p>(人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)</p> <p>第2条 大学院学則第2条第2項に規定する研究科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。</p>	
研究科	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
環境科学研究科	人類の生存と持続的発展を可能にする自然環境の保全ならびに環境と調和した地域社会の構築を目指す学際的な研究を展開し教育を行うとともに、複数の専門分野の基本的理解を基礎に、環境科学分野の専門家として高度な専門的知識と技術を有する職業人、大学や法人等の研究機関および企業の開発部門における優れた研究者ならびに行政機関や社会の多様な方面で高度に専門的な知識を必要とする業務等に従事する人材の養成を目的とする。
工学研究科	ものづくりにおいて、人と自然環境に調和した新しい科学技術の創造と豊かな社会の構築を目指して、基礎教育を重視し、先進的な教育研究を行うとともに、工学におけるそれぞれの分野において、幅広い基礎学力と高度な専門知識を兼ね備え、幅広い応用能力をもって我が国産業の発展に寄与し得る技術者、世界の科学技術をリードできる独創性と学際的研究ができる研究者ならびに社会の多様な方面において高度で専門的な知識を必要とする業務等に従事する人材の養成を目的とする。
人間文化科学研究科	高齢化とグローバル化が急速に進行する21世紀の新しい時代において、豊かな地域社会と、人間的な生活文化および生活スタイルの創造に寄与する教育研究を行うとともに、前期課程においては、学部教育の到達点を継承しつつ、広い視野と豊かな人間性、積極的な行動力を身につける研究者および専門的職業人の養成を目的とする。後期課程においては、最先端の諸科学が切り開いた地平にたつて、高度で専門的な知識と技能を有し、自立して共同の研究を推進しうる能力をもつ人材の養成を目的とする。
人間看護学研究科	少子高齢化、医療技術の進歩、価値観の多様化の中にあつて、人命・人権の尊厳に立脚し、豊かな人間生活と地域社会を支える看護と看護学の創造に貢献する教育研究を行うとともに、大学の教育理念を基盤に、豊かな感性・人間性と高度な専門職業人としての倫理観を備え、高等化・専門化していく看護学に要求される知識や技術を的確に修得し、発展させながら、実践の科学としての看護学を探究する研究者および高い能力をもつ高度専門職者の養成を目的とする。
<p>(人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的の公表)</p> <p>第3条 前条の研究科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、公立大学法人滋賀県立大学ホームページ等により公表するものとする。</p> <p>( <a href="http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/rinen.html">http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/rinen.html</a> )</p>	

資料 1-1-2-3 各専攻の目的

研究科・専攻	目 的
環境科学研究科	
環境動態学専攻	<p>(博士前期課程)</p> <p>人間活動に対し、生態系の構造や機能がいかに応答するかを解明し、より良い自然環境ならびに生物生産環境の保全と管理のあり方を提案するために必要な高度の専門的知識と技術を有する人材を養成する。</p>

	<p>(博士後期課程)</p> <p>学部および大学院博士前期課程の教育研究をふまえ、多様な環境問題に対応し得る、より専門性の高い知識と技術を有する高度技術者、大学・行政・産業界など多様な研究・教育機関の中核を担う研究者を養成する。</p>
環境計画学専攻	<p>(博士前期課程)</p> <p>自然環境とのバランスのとれた持続的発展を可能にする地域社会の包括的デザインと、その実現のための方法論について教育研究を進め、高度な専門的知識と技術を有する研究者と職業人を養成する。</p> <p>環境意匠研究部門では、人間の生活空間と自然環境との密接な関係を多面的に解明するとともに、身近な空間（住居・建築・都市）を豊かに形成していくための実践的手法を中心に教育研究を行う。</p> <p>地域環境経営研究部門では、持続的な資源利用と地域経営、環境保全を可能にする地域社会のあり方を探るとともに、それを実現するための計画とその運用について教育研究を行う。</p> <p>(博士後期課程)</p> <p>自然環境と調和した持続的発展を可能にする地域社会の包括的デザインと、その実現のための方法論について教育研究を進め、高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力を有する人材を養成する。</p> <p>環境意匠研究部門では、地域の生態系に根ざした住居・建築・都市のあり方をグローバルな視野において解明し、それを空間化する手法を体系化する環境意匠学の構築をめざす。</p> <p>地域環境経営研究部門では、地域の生態系に根ざした、持続的な社会の発展に資する環境政策学・環境計画学の構築をめざす。</p>
工学研究科	
材料科学専攻 (博士前期課程)	<p>博士前期課程の本専攻においては、21世紀の高度化した工業技術の進展に貢献でき、地球環境に調和した先端材料の開発と研究を目指し、無機材料から有機材料までの各種材料に関する幅広い知識と開発能力を有し、さらに高度に複合化した材料にも対応できる人材を養成する。</p>
機械システム工学専攻 (博士前期課程)	<p>博士前期課程の本専攻においては、単に機械の構成要素の技術開発や組み合わせを論ずるのではなく、機械全体を一つのシステムとしてとらえ、機械工学と他の工学分野との融合を図りながら、その構築に際して、機能、効率のみならずそれらを使用する人間をも考慮できる総合力のある人材を養成する。</p>
先端工学専攻 (博士後期課程)	<p>博士後期課程の本専攻においては、主に材料科学系と機械システム工学系の教育研究に関わっている。本先端工学専攻では、環境問題の解決と21世紀の高度化した工業材料の進展に貢献する先端材料の開発や、機械全体を一つのシステムとしてとらえ、その機能、効率のみならず、リサイクル、人間、環境までをも統合化する高度な教育・研究を行い、指導的技術者、研究者を養成する。</p>
人間文化学研究科	
地域文化学専攻	<p>(博士前期課程)</p> <p>新しい時代に適合する地域社会はいかにあるべきかを考える教育研究を展開する。グローバル化が進む一方で、逆に地方主義の必要が説かれている。こうした難しい状況のなかで地域社会はどうあるべきかを考えることが本専攻の目標である。</p> <p>日本・地域文化研究部門では、近江を中心に捉えながら日本の文化や社会についての教育研究を行う。琵琶湖を擁し文化の通路としての普遍性と地域の独自性を兼ね備えている近江の解明を中心に据える。</p> <p>アジア・地域文化論部門では、上記の近江と日本の特質をアジア的な規模で解明することを目的としている。中国、朝鮮（韓半島）、モンゴルなどの近隣諸地域を主たる比較の対象とする。</p> <p>考現学・保存修景部門では、考現学的考察、地域展開論的手法を通じて地域の歴史的環境と文化・社会との関係を明らかにする。また、その保存と地域展開の方法を探る教育研究を行う。</p> <p>(博士後期課程)</p> <p>新しい時代に適合する地域社会はいかにあるべきかを考える高度な教育研究を行う。グローバル化が進む一方で、逆に地方主義の必要が説かれている。こうした難しい状況のなかで地域社会のこれまでのあり方とこれからどうあるべきかを考えることが本専攻の目標である。</p> <p>日本・地域文化研究部門では、近江を中心に捉えながら日本の文化や社会についての教育研究を行う。琵琶湖を擁し文化の通路としての普遍性と地域の独自性を兼ね備えている近江の解明を中心に据える。</p> <p>アジア・地域文化論部門では、上記の近江と日本の特質をアジア的な規模で解明することを目的としている。中国、朝鮮（韓半島）、モンゴルなどの近隣諸地域を主たる比較の対象とする。</p> <p>考現学・保存修景部門では、考現学的考察、地域展開論的手法を通じて地域の歴史的環境と文化・社会との関係を明らかにする。また、その保存と地域展開の方法を探る教育研究を行う。</p>

<p>生活文化学専攻</p>	<p>(博士前期課程)</p> <p>生活科学と人間科学の立場から、人間のライフスタイル全般を通じた生活と社会の関わりを、生活デザイン、健康と栄養、人間関係の視点から根底的に見直し、真に充足した健康で快適な生活文化と生活環境を生み出すための教育研究を展開する。</p> <p>生活デザイン部門では、住環境をはじめとして生活環境のなかでのデザインを扱い、健全なライフスタイルと生活環境をデザインすることを目的とし、実践的な教育研究を展開する。</p> <p>健康栄養部門では、栄養に関する基礎から応用までの健康・栄養科学に運動生理領域を加え、幅広い有機的な研究を行う。栄養に関する生活の知恵や文化を科学的にとらえることなど実践的な諸問題に取り組み、健康生活の実現を目的とした教育研究を行う。</p> <p>人間関係部門では、望ましい生活環境を創造することができる、新たな人間関係を創出することを目的に、人間の発達・形成、「社会化」のメカニズム、および現代社会における人間関係の特性を、心理学・教育学・社会学等の立場から教育研究する。</p> <p>(博士後期課程)</p> <p>生活科学と人間科学の立場からライフスタイルと人間関係の問題を対象とする高度な教育研究を行う。すなわち、人間のライフスタイルの全体を通して、生活と社会の関わりを、生活デザイン、健康と栄養、人間関係の諸領域にわたって綿密に再検討し、真に充足された健康で快適な生活文化と生活環境を見いだすための教育研究を行う。</p> <p>生活デザイン論研究部門では、住環境をはじめ生活環境全般にわたって、健全なライフスタイルと生活環境をデザインすることを目的とする教育研究を、学際的な立場から展開し、新しい生活デザインの構築に努める。</p> <p>健康栄養論研究部門では、健康と栄養に関する基礎から応用までの栄養科学にかかわる諸問題に関して、幅広い視点から理論的・実証的な研究を行う。健康と栄養に関する生活上の知恵や慣習を科学的にとらえるなど、総合的視点から問題に取り組み、健康生活の実現を目指す教育研究を行う。</p> <p>人間関係論研究部門では、社会的に望まれる生活環境の中での人間関係の構造的・機能的特性を解明するために、人間の発達と形成、言語やコミュニケーションのメカニズム、人間行動の機構、現代社会の人間関係や比較文化などに関し、教育学、心理学、社会学、コミュニケーション論などの立場から学際的に追求する教育研究を行う。</p>
<p>人間看護学研究科</p>	
<p>人間看護学専攻 (修士課程)</p>	<p>少子高齢化、医療技術の進歩、価値観の多様化の中にあつて、人命・人権の尊厳に立脚し、豊かな人間生活と地域社会を支える看護と看護学の創造に貢献する教育研究を行うとともに、大学の教育理念を基盤に、豊かな感性・人間性と高度な専門職業人としての倫理観を備え、高等化・専門化していく看護学に要求される知識や技術を的確に修得し、発展させながら、実践の科学としての看護学を探究する研究者および高い能力をもつ高度専門職者の養成を目的とする。</p>

( <http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/rinen.html> )

【分析結果とその根拠理由】

本学大学院の目的は、大学院学則に明確に定められ、学校教育法第 99 条に規定された大学院一般に求められる目的に沿った内容となっている。また、各研究科および専攻においても、大学院の目的や中期目標との整合性を保ちながら、各々の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を明確にしている。

以上のことから、大学院の目的が明確に定められており、その目的が学校教育法第 99 条に規定された「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する」という学校教育法第 99 条に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

観点1-2-①： 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

【観点に係る状況】

学生に対しては、入学時に学生便覧（別添資料 1-2-1-A）を配付したり、ガイダンスを実施したりして、本学の目的を周知している。また、入学式の学長訓辞においても、学長からのメッセージとして大学の理念を伝える取り組みが行われている（平成 22 年度入学式学長訓辞 <http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/riji8.html>）。さらに、本学における環境マネジメントの取り組みを入学式で全新生に説明するほか、教育カリキュラムに全学共通科目に人間学という科目群を設けて、「人間探求学」および「環境マネジメント総論」の 2 科目を 1 年次前期の必修科目として位置付け、「環境と人間」をキーワードとした本学の目的の理解を深める教育を推進し、「環境」と「人間」とを結びつける努力をしている（別添資料 1-2-1-B）。

教職員に対しては、毎年 4 月 1 日に辞令交付対象者を中心とした始業式において、理事長から大学の目標等についての訓辞があるほか、全教職員に毎月 1 回発行する学報などを通じて、大学の目的の周知に努めている。

また、受験生に対しては、大学ホームページや入学者選抜要項、キャンパスガイド等を通じて、本学の目的の周知に努めている。とりわけ本学では、大学の目的が誰にでもわかりやすいものとなるように、「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」というキャッチフレーズを作り、大学ホームページや各種印刷物を通じて社会一般に対しても広く周知・公表している（資料 1-2-1-1 および別添資料 1-2-1-C）。

資料 1-2-1-1 滋賀県立大学の理念・目的の記載例



（ 出典：キャンパスガイド 2010 ）





( 出典 : 近江楽座 2009 リーフレット )

別添資料 1-2-1-A 2010 学生便覧  
別添資料 1-2-1-B 「人間探求学」、「環境マネジメント総論」のシラバス  
別添資料 1-2-1-C キャンパスガイド

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学の目的等については、大学ホームページ、各種印刷物に掲載しており、学内教職員はもとより広く社会に対して公表・周知している。とりわけ社会に対しては誰にでもわかりやすいキャッチフレーズを用いるとともに、学生に対しては大学の目的のキーワードに関する必修科目を設けており、その公表・周知に努めている。

以上のことから、本学の目的は、大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

#### (2) 優れた点及び改善を要する点

##### 【優れた点】

- ・ 滋賀県立大学では、大学の目的が大学構成員のみならず誰にでもわかりやすいものとなるように、「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」「人が育つ大学」「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する」というキャッチフレーズを作り、社会一般に対して広く周知・公表に努めている。
- ・ 大学の基本的な目標である「環境と人間」をキーワードとした教育研究を推進するため、教育カリキュラム



に全学共通科目に人間学という科目群を設けて、「人間探求学」および「環境マネジメント総論」の2科目を1年次前期の必修科目として位置付け、本学の目的の理解を深める教育を展開している。

#### 【改善を要する点】

- ・ 開学以来、環境と人間をキーワードに本学の目的に沿った教育研究を展開してきたが、総合的に「環境」と「人間」とをつなげる取り組みをさらに深めるとともに、これを大学の構成員および社会が実感できる具体的な成果に結びつけていくため、今後、より一層の組織的な取り組みが求められる。

### (3) 基準1の自己評価の概要

滋賀県立大学は、「①高度化、総合化をめざす教育研究」、「②柔軟で多様性に富む教育研究」、「③地域社会への貢献」、「④国際社会への貢献」の4つの視点を基本理念に据え、「環境と人間」を本学が推進する教育研究のキーワードとして、平成7年4月に開学した。この基本理念等を念頭に、学校教育法の規定を踏まえて、学則、中期目標等において具体的な大学の目的、大学の基本的な目標等を定め、大学ホームページ、各種印刷物等を通じて公表している。

また、本学では、大学の目的が誰にでもわかりやすいものとなるように努め、「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」「人が育つ大学」「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する」というキャッチフレーズを作り、機会があるたびに社会一般に対しても広くわかりやすく周知・公表している。

さらに、本学のキーワードである「環境と人間」に沿った教育研究を推進していくために、全学共通科目として人間学という科目群を置くとともに、「人間探求学」および「環境マネジメント総論」を1年次前期必修科目として履修させ、学生の理解を深めさせている。

以上のことから、大学の目的等が明確に定められ周知・公表されていると判断する。

基準2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点2-1-①： 学部およびその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

学士課程の教育組織は、大学の目的を達成するため4学部12学科1センターによって構成し、各学部は、その教育目的に応じて、環境科学部4、工学部3、人間文化学部4、人間看護学部1の学科で構成している。また、外国語教育と健康・体力科学教育を担当する国際教育センターを設置している（別添資料2-1-1-A）。

本学では、法人化に際して、教育研究の進展や社会の要請に迅速かつ柔軟に対応して教育研究組織の改編を行うため教育研究組織再編委員会を設置し、教育研究組織の改組、新設を行ってきた（平成21年度に教育研究組織再編委員会を廃止し、教育研究組織の再編については将来構想委員会に移行）。その結果、平成20年度に教育研究の充実と地域社会への貢献を強化するために工学部に電子システム工学科を新設するとともに、環境科学部環境計画学科の2専攻（環境社会計画専攻、環境・建築デザイン専攻）および人間文化学部生活文化学科の3専攻（生活デザイン専攻、食生活専攻、人間関係専攻）をそれぞれ学科に改組した（資料2-1-1-1）。

各学部および学科は、大学の理念および教育研究の目的を達成するために、それぞれの目的を定め、教育研究活動を行っている（資料1-1-1-4 および資料1-1-1-5）。

このほか、外国語教育および健康・体力科学教育を担当する教員組織として国際教育センターを、全学共通教育を推進するため全学共通教育推進機構を設置している。

資料2-1-1-1 学部、学科等の構成 ※（ ）内の人数は、入学定員

平成19年度	平成20年度
<p><b>環境科学部</b></p> <p>環境生態学科（30人）                      環境計画学科 ・ 環境社会計画専攻（40人）                      ・ 環境・建築デザイン専攻（50人）                      生物資源管理学科（60人）</p> <p><b>工学部</b></p> <p>材料科学科（60人）                      機械システム工学科（60人）</p> <p><b>人間文化学部</b></p> <p>地域文化学科（70人）                      生活文化学科 ・ 生活デザイン専攻（30人）                      ・ 食生活専攻（30人）                      ・ 人間関係専攻（30人）</p> <p><b>人間看護学部</b></p> <p>人間看護学科（60人・3年次編入学20人）</p> <p><b>国際教育センター</b> （外国語、情報処理、健康・体力科学）</p>	<p><b>環境科学部</b></p> <p>環境生態学科（30人）                      環境政策・計画学科（40人）                      環境建築デザイン学科（50人）                      生物資源管理学科（60人）</p> <p><b>工学部</b></p> <p>材料科学科（50人）                      機械システム工学科（50人）                      電子システム工学科（50人：新設）</p> <p><b>人間文化学部</b></p> <p>地域文化学科（70人）                      生活デザイン学科（30人）                      生活栄養学科（30人）                      人間関係学科（30人）</p> <p><b>人間看護学部</b></p> <p>人間看護学科（60人・3年次編入学20人）</p> <p><b>国際教育センター</b> （外国語、健康・体力科学）</p>

## 別添書類 2-1-1-A 滋賀県立大学設置認可申請書 (抜粋)

## 【分析結果とその根拠理由】

本学の基本理念で定めている教育研究の目的に沿って4学部 12 学科は各専門分野においてそれぞれの教育研究と人材育成の目的を設定し、実践している。

以上のことから、本学の学部、学科の構成は、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

## 観点 2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

## 【観点に係る状況】

本学の教養教育は、大学の目的である高度化・総合化および柔軟性・多様性を実現するために、開学以来、「全学共通科目」を設置し、外国語（英語、第2外国語）、健康・体力科学、情報処理の3科目群からなる「全学共通基礎科目」と「人間学」から構成されている（資料 2-1-2-1）。

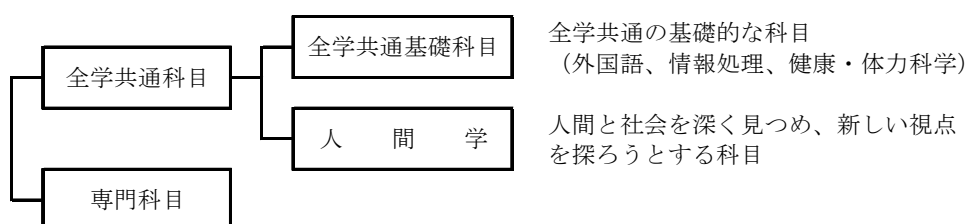
「人間学」は人間と社会を深く見詰め、新しい視点を探ろうとする科目であり、少人数のグループで学ぶ「人間探求学」、環境問題の全体像を把握させ環境マネジメントの必要性を認識させることを目標とした「環境マネジメント総論」の2科目を必修科目とするほか、「こころ」、「しぜん」、「しくみ」、「わざ」の4クラスター36 科目を選択必修科目として開講している。

これらの教養教育の担当主体については、平成 20 年度までは外国語と健康・体力科学が国際教育センター、情報処理が工学部、人間学が各学部からの担当教員というかたちに分かれており、全学的に教養教育を取り扱う組織が存在しなかった。そこで、この全学共通科目を一元的に取扱う組織として、平成 21 年度から全学共通教育推進機構を設置し、助教以上の全教員が教養教育に携わる体制を整備した。

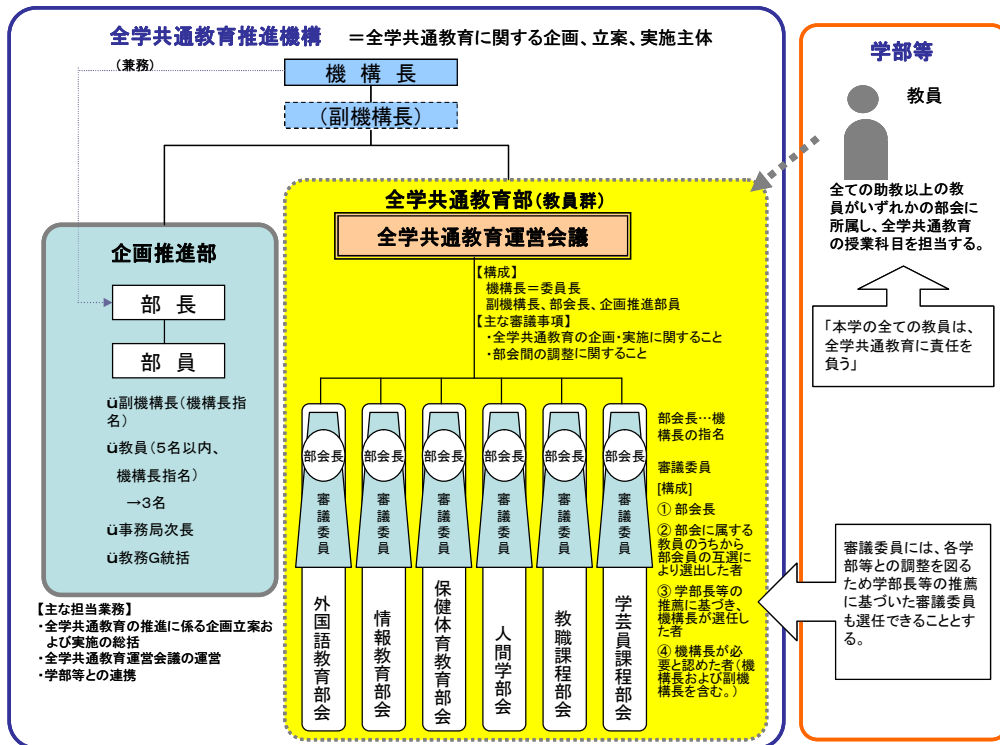
全学共通教育推進機構には、外国語教育部会、保健体育教育部会、情報教育部会、人間学部会等を置き、全教員がいずれかの部会に籍を置き、機構長が全学共通教育を統括し、助教以上の全教員が責任を持って実施している。また、各部会に審議委員を置き、各教科の教育目標、教育内容、教育方法など審議し、全学共通教育について各学部の意見を聞きながら、全学共通教育のカリキュラムの検討等を行っている（資料 2-1-2-2 および別添資料 2-1-2-A）。平成 21 年度は、全学共通教育運営会議を4回開催し、各部会の検討結果をもとに全学共通科目のカリキュラム改編（人間学科目の新設・廃止、交換留学生用科目「初習日本語」の新設など）、非常勤講師の選定、単位互換提供科目の選定等を行った。

また、大学の目的の一つである国際社会への貢献で重要視している英語教育については、国際教育センターにネイティブスピーカーの客員教員を配置するとともに TOEIC 試験を課すなどの努力をしている。

## 資料 2-1-2-1 授業科目の区分



資料 2-1-2-2 全学共通教育推進機構の組織図



別添資料 2-1-2-A 公立大学法人滋賀県立大学全学共通教育推進機構規程

【分析結果とその根拠理由】

本学の教養教育は全学共通教育推進機構に全教員が参加する体制が整い、機構長（教育担当理事・副学長）の統括のもと全学的に運営・実施されている。

以上のことから、教養教育の体制は適切に整備され、機能していると判断する。

観点 2-1-③： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学の大学院教育の目的は、高度な研究能力と専門知識を持つ人材の養成をめざすとともに、社会人の再教育機関として、独創性、広い視野を合わせもつ次世代の有為な人材を養成することにある。

博士前期（修士）課程は、環境科学研究科（環境動態学専攻、環境計画学専攻）、工学研究科（材料科学専攻、機械システム工学専攻）、人間文化科学研究科（地域文化学専攻、生活文化学専攻）、人間看護学研究科（人間看護学専攻）の4研究科7専攻で構成されている。

博士後期課程は、平成 20 年度までは3研究科6専攻であったが、平成 21 年度に工学研究科において専門領域の複合化と入学定員の適切化をめざして2専攻から1専攻に改組を行い、3研究科5専攻となった（資料 2-1-3-1 および別添資料 2-1-3-A）。

なお、人間看護学研究科は修士課程のみであり、社会人学生のために履修期間が3年の長期履修制度を適用している。

各研究科、専攻は、大学院学則に定める目的、人材養成目標など教育研究の目的達成のため教育研究活動を実施している。

#### 資料 2-1-3-1 各研究科・専攻の構成

##### ○ 研究科・専攻等の構成図

区分	博士前期（修士）課程	博士後期課程
環境科学研究科	環境動態学専攻（前期課程 18 人・後期課程 6 人）	
	環境計画学専攻（前期課程 18 人・後期課程 2 人）	
工学研究科	材料科学専攻（前期課程 18 人）	先端工学専攻（後期課程 3 人）
	機械システム工学専攻（前期課程 18 人）	
人間文化科学研究科	地域文化学専攻（前期課程 9 人・後期課程 3 人）	
	生活文化学専攻（前期課程 7 人・後期課程 2 人）	
人間看護学研究科	人間看護学専攻（修士課程 12 人）	

※ 工学研究科博士後期課程は、平成 20 年度までは材料科学専攻（3 人）および機械システム工学専攻（3 人）で構成

##### ○ 公立大学法人滋賀県立大学組織規程（抜粋）

（環境科学研究科に置く部門）

第21条 環境科学研究科環境動態学専攻に、生物圏環境研究部門、生態系保全研究部門、生物生産研究部門および近江環人地域再生学座を置く。

2 環境科学研究科環境計画学専攻に、環境意匠研究部門、地域環境経営研究部門および近江環人地域再生学座を置く。

（工学研究科に置く研究部門）

第22条 工学研究科材料科学専攻に、無機材料部門、有機材料部門および近江環人地域再生学座を置く。

2 工学研究科機械システム工学専攻に、機械システム工学部門および近江環人地域再生学座を置く。

（人間文化科学研究科に置く研究部門）

第23条 人間文化科学研究科地域文化学専攻に、日本・地域文化論部門、アジア・地域文化論部門、考現学・保存修景論部門および近江環人地域再生学座を置く。

2 人間文化科学研究科生活文化学専攻に、生活デザイン部門、健康栄養部門、人間関係部門および近江環人地域再生学座を置く。

（人間看護学研究科に置く研究分野）

第 23 条の 2 人間看護学研究科人間看護学専攻に、基礎看護学分野、生涯健康看護学分野および CNS コース慢性疾患看護学分野を置く。

（ <http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/SoshikiKiTei.pdf> ）

#### 別添書類 2-1-3-A 滋賀県立大学大学院設置認可申請書（抜粋）

##### 【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、それぞれの研究科・専攻の構成は、滋賀県立大学大学院研究科規程に定められている教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点 2-1-④： 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

（該当なし）

観点2-1-⑤：大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

【観点に係る状況】

本学の教育研究活動に必要な全学的なセンターとして、図書情報センター、地域産学連携センター、地域づくり教育研究センター、環境共生システム研究センターを設置している。また、学部附属施設としては、環境科学部に湖沼環境実験施設、圃場実験施設、工学部に実習工場、ガラス工学研究センター、人間看護学部に地域交流看護実践研究センターを設置している（資料2-1-5-1）。それぞれのセンターの教育研究等における機能は規程等で明確にされている（資料2-1-5-2）。

資料2-1-5-1 各センター等の概要

区分・名称		概 要
全学 附 属 施 設	図書情報センター	文献資料の収集・提供を行う図書館とコンピュータ・ネットワークの拠点である情報センターを一体的に運営し、教育および研究活動に必要な学術・研究情報の収集および提供を行っている。蔵書冊数は約36万冊で、毎年度の入館者数は延べ11～12万人程度、貸出冊数は約5万冊である。
	地域産学連携センター	本学の産官学連携の拠点施設として、大学と産業界等との交流により企業の研究開発を支援するとともに、本学の教育研究活動を推進している。平成21年度の受託研究・共同研究の件数は88件であり、平成17年度（51件）と比べ約72.5%増加している。
	地域づくり教育研究センター	建学の理念の一つである地域貢献を推進するため、大学の知を広く地域社会に還元するための生涯学習事業（公開講座、公開講義など）をはじめ、地域づくりに関する調査研究、地域社会で活躍する人材の育成（近江環地域再生学座、琵琶湖塾など）などに取り組み、地域に開かれた大学としての充実を目指した活動を行っている。
	環境共生システム研究センター	環境共生システムを社会、経済、環境の3側面を踏まえて研究するとともに、滋賀という地域で地域の市民および市民団体、産業界、行政、他の環境機関等と協力して、その現実性の検証を行っている。
学 部 附 属 施 設	湖沼環境実験施設 （環境科学部）	琵琶湖生態系の環境動態に関する教育・研究を支援する施設として、毎月1回、琵琶湖北湖最深部付近から犬上川河口にかけての測線において定期観測を行うなど、琵琶湖とその集水域をフィールドとする物理・化学・生物・地学的諸現象の調査・測定・解析を行っている。また、実験調査船「はっさか」を所有している。
	圃場実験施設 （環境科学部）	研究圃場のほか圃場実験に必要な研究設備・施設を備え、圃場における教育・研究を支援している。
	実習工場 （工学部）	工学部で行っている「ものづくり」をキーワードにした教育・研究に必要な一連の工作機械と測定機器を設置し、教育の面では機械製作実習、委託加工等を行い、研究の面では実験装置の製作を行っている。
	ガラス工学研究センター （工学部）	ガラス製造に関する基盤技術の総合的な研究を行うとともに、寄附講座「ガラス製造プロセス工学」を設置してガラス研究者・技術者の人材育成に取り組んでいる。
	地域交流看護実践研究センター （人間看護学部）	研究サポート、専門講座の開催、情報発信の3つの機能を生かして、専門講座・特別講演の実施、認定看護師教育課程の開講、看護研究のサポート、共同研究など地域に開かれた教育・研究を行っている。

( <http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/centers/index.html> )

## 資料 2-1-5-2 全学附属施設に係る関係規程

(図書情報センター)	<a href="http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/tosyojyouhoucenterki.tei.pdf">http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/tosyojyouhoucenterki.tei.pdf</a>
(地域産学連携センター)	<a href="http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/ChikiSangakuRenkeiCenter.pdf">http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/ChikiSangakuRenkeiCenter.pdf</a>
(地域づくり教育研究センター)	<a href="http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/tiikidukuricenterki.tei.pdf">http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/tiikidukuricenterki.tei.pdf</a>
(環境共生システム研究センター)	<a href="http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/kankyokyoseisystemcenterki.tei.pdf">http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/kankyokyoseisystemcenterki.tei.pdf</a>

## 【分析結果とその根拠理由】

本学に設置されている全学附属施設の4センター、学部附属の5施設の機能は、すべて本学の教育研究の目的に沿うように設置されたものであり、大学の理念である高度化、総合化をめざす教育研究、柔軟で多様性に富む教育研究に適するものである。

以上のことから、各センター等の施設は、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

## 観点 2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

## 【観点到に係る状況】

本学の教育活動に関する審議組織は、全学的組織としては教育研究評議会、教務委員会等がある。また、各学部、国際教育センターには教育活動に関する事項を審議する教授会があり、各研究科には研究科会議がある。これらの会議体は学則および教授会規程（別添資料 2-2-1-A）の定めるところにより運営されている。

教育研究評議会、教授会は、原則として月1回開催し、教育研究評議会は大学全体の教育研究に関する重要事項を審議し、各学部等の教授会は学則に定めるところに基づき学部における教育研究に関する重要事項を審議している（資料 2-2-1-1 および資料 2-2-1-2）。また、研究科会議は、原則として月1回開催され、大学院における教育研究の事項を審議している。

## 資料 2-2-1-1 教育研究評議会

構 成 員（定款第 22 条第 2 項）
(1) 学長となる理事長 (2) 副理事長 (3) 理事長が指名する理事 (4) 学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長のうち理事長が指名する者 (5) 教育研究評議会が定めるところにより理事長が指名する職員 (6) 法人の役員または職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い見識のあるものの中から教育研究評議会の意見を聴いて理事長が任命するもの
審 議 事 項（定款第 25 条）
(1) 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの (2) 中期計画および年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの (3) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程等の制定または改廃に関する事項 (4) 教員人事に関する事項 (5) 教育課程の編成方針に関する事項 (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項 (7) 学生の入学、卒業または課程の修了その他学生の在籍に関する方針および学位の授与に関する方針に係る事項 (8) 教育および研究の状況について自ら行う点検および評価に関する事項 (9) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項

## 資料2-2-1-2 教授会および研究科会議

審議事項		
○学部（学則第18条第4項）		
(1) 教育課程（全学共通教育に係るものを除く。）の編成に関する事項		
(2) 学生の厚生補導に関する事項		
(3) 学生の入学、退学、転学、留学、休学、卒業その他学生の身分に関する事項および学位の授与に関する事項		
(4) 学長から学部長等に付議された教員人事に関する事項		
(5) その他教育研究に関する重要事項		
○大学院（大学院学則第10条第4項）		
(1) 教育課程の編成に関する事項		
(2) 学生の厚生補導に関する事項		
(3) 学生の入学、退学、転学、留学、休学、修了その他学生の身分に関する事項および学位の授与に関する事項		
(4) 学長から研究科長に付議された教員人事に関する事項		
(5) その他教育研究に関する重要事項		
学部等	構成員	開催頻度（原則）
環境科学部	専任の教授	月1回
工学部	専任の教授	月1回
人間文化学部	専任の教授、准教授、講師、助教および助手（一部の議題は教授のみ）	月1回
人間看護学部	専任の教授	月1回
国際教育センター	専任の教授、准教授および講師（一部の議題は教授のみ）	月1回

## 別添資料2-2-1-A 公立大学法人滋賀県立大学教授会規程

## 【分析結果とその根拠理由】

大学全体の教育活動に関する重要事項は教育研究評議会（毎月1回開催）で審議し、各学部、国際教育センターにおいては月1回の教授会を開催し、学則に定める事項を審議している。また、月1回開催される各研究科会議は大学院における教育研究活動に関する事項を審議している。

以上のことから、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っている判断する。

**観点2-2-②： 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。**

## 【観点到る状況】

大学全体の教務に関する事項は教務委員会で審議するとともに、全学共通教育の教育課程や教育方法などを検討する組織として全学共通教育推進機構、各学部内の教務事項を扱う組織として学部教務委員会が設置されている。

教務委員会は、教育担当理事（副学長）を委員長とし、各学部代表委員等から構成されており（資料2-2-2-1および別添資料2-2-2-A）、教務委員会の内部には、大学連携事業関連の第1専門委員会、高大連携事業関連の第2専門委員会、時間割・シラバス編成専門委員会を設置し、課題別の審議体制を整えている。関係する会議を総合すると月1.5回の開催頻度になっている。

平成21年度の教務委員会開催状況および最近3年間の検討結果のカリキュラムへの反映状況は、資料2-2-2-2および資料2-2-2-3のとおりである。



また、各学部においても学部教務委員会が適時開催され、学部独自の教育活動についての事項を適切に審議している（資料 2-2-2-4）。

#### 資料 2-2-2-1 教務委員会（全学）の構成員・審議事項

構 成 員（教務委員会規程第 3 条）	
(1) 教育担当理事	
(2) 各学部ごとに教授および准教授のうちから 2 人	
(3) 国際教育センターの教授および准教授のうちから 2 人	
(4) 教職に関する科目を担当する教授および准教授のうちから 1 人	
(5) 学芸員に関する科目を担当する教授および准教授のうちから 1 人	
(6) 事務局次長	
(7) 全学共通教育推進機構副機構長	
審 議 事 項（教務委員会規程第 2 条）	
(1) 全学の教務に関する事項	
(2) 学部間における教務の連絡調整に関する事項	
(3) 他大学等との教育の連携に関する事項	
(4) 全学の教務に係る調査および研究に関する事項	
(5) その他教務に関する重要事項	

#### 資料 2-2-2-2 教務委員会の開催状況（全学・平成 21 年度）

回数	開催日	内 容
第 1 回	5 月 25 日	議 題 (1) 新型インフルエンザの影響による休講への対応について そ の 他 (1) 学生支援センターおよび学生支援センター運営委員会について
第 2 回	6 月 24 日	議 題 (1) 第 1 専門委員会、第 2 専門委員会について (2) 平成 21 年度前期成績処理の日程について (3) 平成 22 年度時間割編成および履修の手引編集スケジュールについて (4) 平成 21 年度高大連携事業の実施計画について 報告事項 (1) 平成 20 年度卒業判定の結果について (2) 平成 21 年度前期履修登録の結果について (3) 単位互換に係る履修状況について そ の 他 (1) 教務委員会と全学共通教育推進機構の所管事項について (2) 彦根 3 大学における単位互換協定について
第 3 回	9 月 14 日	議 題 (1) 平成 21 年度後期履修登録スケジュールについて (2) 平成 21 年度前期 G P A 得点分布の公表について
第 4 回	11 月 27 日	議 題 (1) 平成 22 年度学年暦（案）について (2) 後期成績処理・卒業判定の日程（案）について (3) 成績評価の問い合わせに係る取扱い（案）について 報告事項 (1) 平成 21 年度後期履修登録の結果について
第 5 回	2 月 26 日	議 題 (1) 学則等の改正について (2) 平成 22 年度時間割の決定について (3) 平成 22 年度履修の手引きの原稿について (4) 平成 22 年度オリエンテーションについて (5) 平成 22 年度前期履修登録スケジュールについて (6) 平成 21 年度滋賀県立大学教務委員会書面開催結果について (7) 成績評価の問い合わせに係る取扱い（案）について (8) 平成 22 年度環びわ湖大学コンソーシアム単位互換制度への提供科目について 報告事項 (1) 平成 22 年度転学部・転学科・転専攻の申請状況について そ の 他 (1) 学生および保護者あて成績通知について

## 資料2-2-2-3 教務委員会での検討の反映状況

年度	検討事項	反映状況
平成19年度	・全学共通科目「人間学」の充実	・平成20年度には近江楽座の取組実績を活かした「地元学入門」など8科目、平成21年度には3科目を「人間学」科目として新たに開講した。 ・平成21年度から受講の上限定員を設け、大人数受講科目の解消を図った。
平成20年度	・インターンシップの正規科目化	・「インターンシップA・B」(学部課程)を平成21年度に、「インターンシップC・D」(大学院課程)を平成22年度に新たに単位認定科目として開講するとともに、インターンシップ協力企業の開拓に努めた。
	・成績評価制度(GPA制度等)の検討	・平成21年度入学生からGPA制度を試行的に導入するとともに、成績評価制度を4段階評価から5段階評価へ改めた。
平成21年度	・成績評価の問い合わせに係る取扱い	・平成22年度から制度化することとし、平成22年度前期の成績から適用することとした。

## 資料2-2-2-4 教務委員会(学部)の概要

区分	構 成 員	開催頻度
環境科学部	各学科からの教授または准教授1名ずつ(計4名)で構成。うち2名は全学教務委員。	必要に応じ随時開催
工学部	学部長、教育研究評議会委員、学科長、全学教務委員(学科教務担当)で構成。また、この他に工学部連絡調整会議(構成員:学部長、教育研究評議員、学科長、自己評価委員、入試委員、教務委員(学科教務担当)、8月を除く毎月開催)を設置し、学部運営に係る重要事項等を協議。	必要に応じ随時開催
人間文化学部	各学科の時間割編成委員(各学科から教員1~2名)で構成。	必要に応じ随時開催
人間看護学部	概ね各領域(計8領域)から1~2名ずつで構成。	月1回

## 別添資料2-2-2-A 公立大学法人滋賀県立大学教務委員会規程

## 【分析結果とその根拠理由】

本学では教務委員会は教育担当理事(副学長)が委員長として統括し、教育課程や教育方法についての委員会組織が相互に連携して、機能している。また、それぞれの委員会が本来の趣旨を完遂するために十分な開催頻度を維持しており、実質的な検討が行われている。

以上のことから、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が適切な構成となっているとともに、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われていると判断する。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

## 【優れた点】

- ・法人化に際して、教育研究の進展や社会の要請に迅速かつ柔軟に対応して教育研究組織の改編を行うため教育研究組織再編委員会を設置し、前記のような教育研究組織の改組、新設を行ってきた。平成21年度には教育研究組織再編委員会を廃止し、新たに将来の大学のあり方を検討する将来構想委員会を設置し、長期にわたる将来を見据えた教育研究組織の改編を検討し、役員会に答申する体制を整えている。
- ・平成21年度に全教員が参加する全学共通教育推進機構を設置し、教養教育に位置づけられる全学共通科目を

全学で一元的に実施する責任体制ができています。

#### 【改善を要する点】

- ・ 全学共通教育推進機構が発足して、教養科目の全学一元的に運営・実施することが可能になったが、教育目的を達成するために必要な全学共通科目の設定・運営にはさらに努力が必要である。

### (3) 基準2の自己評価の概要

本学は、教育研究の目的を達成するために、学士課程には環境科学部、工学部、人間文化学部、人間看護学部の4学部を設置している。各学部はそれぞれの専門分野の特性に応じた教育研究の目的と人材育成の目標を設定し、それを実現するために必要な学科を設置している。

学士課程で必要な教養教育は全学共通科目として位置付け、その「全学共通科目」を全学で一元的に実施する責任組織として、助教以上の全教員が参加する全学共通教育推進機構を設置している。そのうち外国語および健康・体力科学を担当する教員組織として、国際教育センターを設置している。

大学院における研究科は、本学大学院の教育研究の目的に沿って環境科学研究科、工学研究科、人間文化学研究科、人間看護学研究科の4研究科を設置し、専攻はそれぞれの専門性の人材育成に応じた7専攻（博士後期課程は3研究科5専攻）となっている。

その他、全学の教育研究活動に関わる全学的なセンターとして、図書情報センター、地域産学連携センター、地域づくり教育研究センターおよび環境共生システム研究センター等を設置している。これらの学部、大学院、センター等は、その設置の趣旨、活動内容から本学の教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

本学の教育活動に関する審議組織は、全学的組織として教育研究評議会、全学教育構想委員会、教務委員会等があり、これに加えて部局ごとに分かれて教育課程等に関する事項を審議する学部等の教授会がある。これらの会議体は学則および教授会規程等の定めるところにより、必要な活動を適切に行っている。

以上のことから、教育研究組織（実施体制）が適切に整備され、機能していると判断する。

### 基準3 教員及び教育支援者

#### (1) 観点ごとの分析

観点3-1-①： 教員組織編制のための基本の方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

#### 【観点到る状況】

本学の教員組織は、学則および大学院学則によって定められ、学士課程については学部学科を、大学院課程については研究科専攻を基本に編成されている。研究科においては専攻を研究部門に細分化しており、また、学部においても学科に部門等を設けている場合があり、これを組織規程で定めている（資料3-1-1-1）。しかし、教育遂行の責任は学科および専攻が負っており、学科長および専攻長は、学部長（研究科長を兼務）とともに学長からの任命辞令を受けて、組織を統括している。

一方、全学に共通的な科目の教育については、助手を除く全教員が参加する全学共通教育推進機構がその責任を負っている。全学共通教育推進機構は、企画推進部が主体となって運営し、機構長がその運営を統括している（資料2-1-2-2）。

#### 資料3-1-1-1 教員組織編成関連規定

##### ○ 公立大学法人滋賀県立大学学則（抜粋）

（学部、学科等および定員）

第3条 本学に次の学部を置く。

- (1) 環境科学部
- (2) 工学部
- (3) 人間文化学部
- (4) 人間看護学部

2 前項に規定する学部には置く学科ならびにその学生の入学定員、3年次編入学定員および収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
環境科学部	環境生態学科	30人	—	120人
	環境政策・計画学科	40人	—	160人
	環境建築デザイン学科	50人	—	200人
	生物資源管理学科	60人	—	240人
工学部	材料科学科	50人	—	200人
	機械システム工学科	50人	—	200人
	電子システム工学科	50人	—	200人
人間文化学部	地域文化学科	70人	—	280人
	生活デザイン学科	30人	—	120人
	生活栄養学科	30人	—	120人
	人間関係学科	30人	—	120人
人間看護学部	人間看護学科	60人	20人	280人

3 本学に外国語教育および保健体育教育を担当する教員の組織として、国際教育センターを置く。

4 学部および国際教育センター（以下「学部等」という。）に置く組織は、別に定める。

(全学共通教育推進機構)

第3条の2 本学に全学共通教育を行うための組織として、全学共通教育推進機構を置く。

2 全学共通教育推進機構の運営に関し、必要な事項は別に定める。

(学部長等)

第9条 学部に学部長を、国際教育センターに国際教育センター長を置く。

(学科長)

第11条 学部(人間看護学部を除く。)の各学科に学科長を置く。

( <http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/gakusoku.pdf> )

○ 公立大学法人滋賀県立大学大学院学則(抜粋)

第2節 組織

(課程)

第4条 本学大学院に修士課程および博士課程を置く。

2 博士課程は、博士前期課程および博士後期課程に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 修士課程および博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

4 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(研究科、専攻、課程および定員)

第5条 本学大学院に次の研究科を置く。

- (1) 環境科学研究科
- (2) 工学研究科
- (3) 人間文化科学研究科
- (4) 人間看護学研究科

2 前項に規定する研究科に置く専攻および課程ならびにその入学定員および収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
環境科学研究科	環境動態学専攻	博士前期課程	18人	36人
		博士後期課程	6人	18人
	環境計画学専攻	博士前期課程	18人	36人
		博士後期課程	2人	6人
工学研究科	材料科学専攻	博士前期課程	18人	36人
	機械システム工学専攻	博士前期課程	18人	36人
	先端工学専攻	博士後期課程	3人	9人
人間文化科学研究科	地域文化学専攻	博士前期課程	9人	27人
		博士後期課程	3人	9人
	生活文化学専攻	博士前期課程	7人	21人
		博士後期課程	2人	6人
人間看護学研究科	人間看護学専攻	修士課程	12人	24人

3 各専攻に置く組織は、別に定める。

(研究科長)

第7条 研究科に研究科長を置き、当該研究科の基礎となる学部の長をもって充てる。

(専攻長)

第8条 研究科(人間看護学研究科を除く。)の各専攻に専攻長を置く。

2 専攻長に関し必要な事項は、別に定める。

( [http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/dai\\_gakui\\_nngakusoku.pdf](http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/dai_gakui_nngakusoku.pdf) )

○ 公立大学法人滋賀県立大学に置く職およびその選考に関する規程（抜粋）

（学部長）

第4条 学部長は、当該学部の教授をもって充てる。

- 2 学部長は、当該学部の教授会から推薦された候補者の中から学長が任命する。
- 3 前項の候補者の選考方法は、当該教授会の定めるところによる。
- 4 学部長の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし引き続き4年を超えて在任することはできない。

（国際教育センター長）

第5条 国際教育センター長は、国際教育センターの教授をもって充てる。

- 2 国際教育センター長は、国際教育センターに関する校務をつかさどる。
- 3 国際教育センター長は、国際教育センターの教授会から推薦された候補者の中から学長が任命する。
- 4 前項の候補者の選考方法は、国際教育センター教授会の定めるところによる。
- 5 国際教育センター長の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし引き続き4年を超えて在任することはできない。

（学科長）

第11条 学科長は、当該学科の教授をもって充てる。

- 2 学科長は、学科の運営に関して取りまとめを行う。
- 3 学科長は、当該学部長の推薦に基づき学長が任命する。
- 4 学科長の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 5 その他学科長に関して必要な事項は、学部長が定める。

（専攻長）

第14条 大学院研究科に置く専攻長は、当該専攻の教授をもって充てる。

- 2 専攻長は、研究科に置く専攻の運営に関して取りまとめを行う。
- 3 専攻長は、当該研究科長の推薦に基づき学長が任命する。
- 4 専攻長の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 5 その他専攻長に関して必要な事項は、研究科長が定める。

（ <http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/syokuoyobi.sonosenkouni.kannsuruki.tei.pdf> ）

○ 公立大学法人滋賀県立大学組織規程（抜粋）

（工学部に置く部門）

第17条 工学部材料科学科に、無機材料部門および有機材料部門を置く。

- 2 工学部機械システム工学科に、機械システム工学部門を置く。
- 3 工学部電子システム工学科に、電子工学部門、電子応用部門および情報部門を置く。

（人間看護学部に置く講座）

第19条 人間看護学部人間看護学科に、基礎看護学講座、育成看護学講座、成熟看護学講座および環境看護学講座を置く。

（国際教育センターに置く教育分野）

第20条 国際教育センターに、外国語教育分野および健康・体力教育分野を置く。

- 2 外国語教育分野に英語、ドイツ語、フランス語および中国語の各系列を置く。

（ <http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/SoshikiKiTei.pdf> ）

（ ※ 研究科については、資料2-1-3-1を参照のこと。 ）

【分析結果とその根拠理由】

教員組織編制のための明確な方針を持っており、これに基づいて学部および大学院の教員組織は教育研究目的を達成するにふさわしいものとなっている。また、全学に共通の教育科目の実施に適切な組織を有し、全学の教員が組織されており、いずれの教員組織においても責任の所在が明確にされている。

以上のことから、教員組織編制のための基本方針に基づいて、適切な役割分担と責任の所在が明確にされた教員組織の編制がなされていると判断する。

観点3-1-②： 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点に係る状況】

学士課程における各学部学科の専任教員の配置状況および大学設置基準に定める必要な専任教員数は、資料3-1-2-1に示すとおりであり、専任教員の配置数は大学設置基準を大きく超えている。また、教授の数は、大学設置基準で求められている必要教員数の過半数を確保している。この教員数が、本学が目指す少人数教育、特に1年次の必修科目である「人間探求学」（1グループ5～6人の少人数導入教育科目）および外国語（英語）科目（1クラス30人）を実施するのに効果的に作用している。

教育上の重要性から必修に指定した科目については、原則として専任の教授または准教授を配置している（資料3-1-2-2）。

資料3-1-2-1 専任教員の配置状況（学士課程）

（単位：人）

学部	学科	専任教員数						設置基準で必要な専任教員数
		教授	准教授	講師	助教	計	助手	
環境科学部	環境生態学科	4	4	1	3	12		8
	環境政策・計画学科	4	5		2	11		8
	環境建築デザイン学科	5	5	2	2	14		8
	生物資源管理学科	7	6		3	16		8
工学部	材料科学科	6	5	3	2	16		8
	機械システム工学科	5	4	1	4	14		8
	電子システム工学科	6	8		1	15		8
人間文化学部	地域文化学科	10	4	4	1	19		6
	生活デザイン学科	3	3	2		8	1	6
	生活栄養学科	4	3	1	2	10	1	6
	人間関係学科	5	3		3	11		6
人間看護学部	人間看護学科	9	8	2	10	29	6	12

（平成22年5月1日現在）

資料3-1-2-2 主要科目の担当教員の状況（平成22年度）

学部	開講科目 （必修科目）	専任教員担当科目数			非常勤講師担当科目数
		教授	准教授	その他	
環境科学部	53	35	9	7	2
工学部	83	55	23	2	3
人間文化学部	15	15	—	—	—
人間看護学部	54	26	15	7	6

（「履修の手引」から作成）

【分析結果とその根拠理由】

専任教員の配置は大学設置基準に適合するものであり、教育課程を遂行するのに十分な教員数が確保されている。また、教育上の重要性から必修とした授業科目は原則として教授または准教授が担当しており、教育責任を果たしている。

以上のことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保され、教育上主要と認める授業科目には専任の教授または准教授を配置していると判断する。

観点3-1-③： 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

大学院課程における研究科専攻ごとの研究指導教員数および研究指導補助教員数については、博士前期課程（人間看護学研究科にあつては修士課程）と博士後期課程とに分けて資料3-1-3-1に示しているとおりである。これによると、教員の配置数は大学院設置基準を超えており、また、教授の数は、大学院設置基準で求められている必要教員数の過半数を確保している。

資料3-1-3-1 専任教員の配置状況（大学院課程）

【博士前期（修士）課程】

（単位：人）

研究科	専攻	現 員			設置基準で必要な研究指導教員 および研究指導補助教員		
		研究指導教員数		研究指導 補助教員数	研究指導教員数		研究指導 補助教員数
		教授数（内数）			教授数（内数）		
環境科学研究科	環境動態学専攻	19	10	6	4	3	3
	環境計画学専攻	20	10	5	4	3	3
工学研究科	材料科学専攻	14	6	3	4	3	3
	機械システム工学専攻	12	7	5	4	3	3
人間文化学研究科	地域文化学専攻	15	9	3	3	2	2
	生活文化学専攻	31	13	1	4	3	2
人間看護学研究科	人間看護学専攻	9	7	8	6	4	6

【博士後期課程】

（単位：人）

研究科	専攻	現 員			設置基準で必要な研究指導教員 および研究指導補助教員		
		研究指導教員数		研究指導 補助教員数	研究指導教員数		研究指導 補助教員数
		教授数（内数）			教授数（内数）		
環境科学研究科	環境動態学専攻	13	10	6	4	3	3
	環境計画学専攻	12	10	8	4	3	3
工学研究科	先端工学専攻	18	17	12	4	3	3
人間文化学研究科	地域文化学専攻	10	7	5	3	2	2
	生活文化学専攻	30	13	2	4	3	2

（平成22年5月1日現在）

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、すべての研究科専攻において、研究指導教員数および研究指導補助教員数は大学院設置基準に適合するものとなっており、大学院課程に必要な研究指導教員および研究指導補助教員が確保されていると判断する。

観点3-1-④： 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

（該当なし）



観点3-1-⑤：大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

本学では、各学部の専任教員数の定数のうち5%（11人）を学長管理下に移し、重要性・緊急性の高い組織の新設または既存組織の再編に対して人的資源を配分することを目的する学長管理枠制度を平成19年度から導入している（資料3-1-5-1）。地域から設置の要望や社会的ニーズが高いことを背景に平成20年度に新設した工学部電子システム工学科は、この学長管理枠制度を有効に活用して設置した。

また、本学では、平成21年度から専任教員に対してサバティカル研修制度を導入している。この制度は、本学に採用されてから7年間継続して勤務した教員が、6ヶ月間を限度として教育および学内委員等の職務を離れて自己研鑽に専念することを可能にするもので、平成21年度は3人の教員がこの制度を利用して研修を行った（資料3-1-5-2）。

教員の任期制については、おもに大学附属施設の教員を中心に導入し、弾力的な組織運営に役立てている（資料3-1-5-3および別添資料3-1-5-A）。

教員の採用は、原則公募制により行うことにより、幅広く優秀な人材を確保するとともに教員組織の活性化に努めている。現在、専任教員のうち女性教員は54人であり、全教員の27.0%を占めている。しかし、その分布は学部による偏りが大きく、環境科学部では4人、工学部では0人である（資料3-1-5-4）。

教員の年齢構成は、特定の年代に偏ることなく30歳代から60歳代までバランスよく分布している（資料3-1-5-5）。また、外国人の専任教員は5人であり、全教員の約2.5%である（資料3-1-5-6）。

資料3-1-5-1 学長管理枠制度の概要

○趣旨

今後の教育・研究組織等の再編に柔軟に対応でき、かつ、重要性和緊急性の高い組織に人的資源を戦略的に配分するため、教職員定数の一定割合を「学長管理枠」として確保し、学長がその運用を管理するものとする。

○学長管理枠の使途

- (1) 学科、専攻の新設に伴い必要となるポスト
- (2) 学部、学科横断的な教育・研究組織の設置に伴い必要となるポスト
- (3) 全学共通基礎科目の教育の充実のために必要となるポスト
- (4) 学長が大学の戦略的運営のために必要とするポスト

○各学部の管理枠数

学部等	教員定数	管理枠率（×5%）	管理枠数
環境科学部	60	3	3人
工学部	42	2.1	2人
人間文化学部	50	2.5	3人
人間看護学部	38	1.9	2人
国際教育センター	15	0.75	1人
合計	205		11人

資料3-1-5-2 サバティカル研修制度の概要

公立大学法人滋賀県立大学サバティカル研修細則 (抜粋)	
(期間)	
第3条 サバティカル研修の期間は、原則として6ヶ月間とする。	
2 サバティカル研修の始期は、原則として4月または10月とする。	
(資格)	
第4条 教員は、本学に教員として採用された日から継続して7年以上勤務した場合は理事長にサバティカル研修を申し出ることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、サバティカル研修の申し出をすることができない。	
(1) サバティカル研修が終了した日から継続して7年を経過していない場合	
(2) 公立大学法人滋賀県立大学在外研修取扱要綱に基づく長期在外研修が終了した日から継続して7年を経過していない場合	
(3) サバティカル研修の期間終了後、1年以上本学において勤務できない場合	
(許可の基準)	
第5条 理事長は、次の各号に定める基準を満たしていると認められる教員に対し、サバティカル研修を許可することができる。	
(1) 十分な準備と計画がなされ、計画を実施することにより、教員の専門的な能力の向上が見込まれること。	
(2) 所属する学部または国際教育センターにおいて、計画が了承されていること。	

資料3-1-5-3 任期制教員の導入状況

教育研究組織	職	任 期	再任に関する事項
地域産学連携センター	教授 准教授 講師	5年	再任可。ただし、1回限りとし、再任された場合の任期は5年以内とする。
工学部ガラス工学研究センター	教授 准教授 講師 助教 助手	3年間。ただし、ガラス工学研究センター寄附講座存続期間内に限る。	再任可

大学が定めまたは参画する特定の計画	教育研究組織	職	任期	再任に関する事項
近江環人地域再生学座	環境科学部環境政策・計画学科	准教授	平成23年3月31日まで	再任不可
	人間文化学部生活デザイン学科	准教授	平成23年3月31日まで	再任不可

資料3-1-5-4 専任教員の男女別配置状況

(単位：人)

区 分	教授		准教授		講師		助教		助手		合計		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	合計
環境科学部	19	1	19	1	3		8	2			49	4	53
工学部	17		17		4		7				45		45
人間文化学部	20	2	4	9	6	1	4	2	2		36	14	50
人間看護学部	2	7		8		2	1	9		6	3	32	35
国際教育センター	5	1	3	3	1						9	4	13
地域産学連携センター	1										1		1
ガラス工学研究センター							2				2		2
近江環人地域再生学座			1								1		1
合 計	64	11	44	21	14	3	22	13	2	6	146	54	200

(平成22年5月1日現在)

資料 3-1-5-5 専任教員の年齢構成

(単位：人)

区 分	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
～29 歳				5	1	6
30～39 歳		13	5	18	6	42
40～49 歳	10	30	7	12	1	60
50～59 歳	32	15	4			51
60 歳～	33	7	1			41
合 計	75	65	17	35	8	200

(平成 22 年 5 月 1 日現在)

資料 3-1-5-6 外国人専任教員の配置状況

(単位：人)

区 分	教授		准教授		講師		助教		助手		合計		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	合計
環境科学部			1								1		1
工学部	1										1		1
人間文化学部			1								1		1
人間看護学部													
国際教育センター			2								2		2
その他													
合 計	1		4								5		5

(平成 22 年 5 月 1 日現在)

## 別添資料 3-1-5-A 公立大学法人滋賀県立大学教員の任期に関する規程

## 【分析結果とその根拠理由】

戦略的な人的資源再配分を可能にする学長管理枠制度、教員の集中的な自己研鑽を可能とするサバティカル研修制度、弾力的な組織運営のための任期付き教員の採用など、教員組織の活動を活性化するための様々な措置を積極的に活用している。

以上のことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断するが、女性教員の増員は引き続き努力すべき課題である。

観点 3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。

特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

## 【観点に係る状況】

教員の採用は、人事方針（資料 3-2-1-1）に基づいて行っている。人事方針では、教員の採用選考は原則として公募制によって行うことを明記している。採用は人事計画（別添資料 3-2-1-A）に沿って行い、手続きは本学の教員選考規程（資料 3-2-1-2）および各学部で定める選考内規（資料 3-2-1-3）によって進められる。

教員募集要領には、教員が具備すべき資格とともに教育・研究の両面にわたる能力を審査することを明記し、選考過程では模擬授業を行うことが多い。また、選考経過とその結果は教授会議事録に記録し、理事長はこれを確認することができる体制を取っている。大学院課程の教育研究に必要な指導能力については、各研究科

において基準を定め、これに基づき審査を行っている（資料3-2-1-4）。

なお、公募制によらない戦略的人事については、教員選考委員会に外部委員として他大学の専門家を加えて、透明性の高い厳正な審査を行っている。

資料3-2-1-1 公立大学法人滋賀県立大学人事方針（抜粋）

<p>1 教職員像</p> <p>公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）の教職員は、法人の理念の下に、その将来構想を見据えて、法人の中期目標を達成するために行う全ての教育研究活動および教育研究支援活動ならびに法人運営活動の主体として、自らの使命を自覚し、職責の遂行に最善の努力を果たさなければならない。</p> <p>2 人事の原則</p> <p>(1) 教職員の採用および昇任のための選考は、法人の理念・将来構想・目標を踏まえた上で、この人事方針に沿って行う。</p> <p>(2) 教員選考は、公募によることを原則とし、年齢構成を加味して適任者が得られるよう努力を行う。ただし、法人の将来構想に沿った戦略的人事の場合には、候補者を限定することができる。</p> <p>(3) 教員選考においては、企業経験者、外国人および女性の積極的な任用に努めるものとする。また、同一の教育研究分野に同一大学の出身者が偏らないように努めるものとする。</p> <p>(4) 事務局の職員については、法人運營業務および教育研究支援業務の専門的職能集団としての機能が発揮できるような採用方法を導入する。</p> <p>(5) 法人は、この人事方針に沿って、自律的な定数管理による人事計画を策定するものとする。</p> <p>3 教員選考の方法</p> <p>(1) 教員の公募にあたっては、人事計画に基づき、担当する専門分野、授業科目を明確にするものとする。</p> <p>(2) 教員の選考にあたっては、教育研究の業績、社会への貢献、国際貢献、本学での教育・研究に対する今後の抱負などを多面的に評価するとともに、面接、プレゼンテーション等の手法により教育に関する能力を具体的に評価するものとする。</p> <p>4 教員選考における部局の長の役割</p> <p>教員選考を行う部局の長は、教員選考が法人の理念・目標・将来構想およびこの方針に沿って行われるよう、教授会（附属施設にあつては当該附属施設の教員人事に関する事項を審議する委員会。）に意見を述べることができる。</p> <p style="text-align: right;">（ <a href="http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/jinjihousin.pdf">http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/jinjihousin.pdf</a> ）</p>
--

資料3-2-1-2 公立大学法人滋賀県立大学教員選考規程（抜粋）

<p>（採用選考の方法）</p> <p>第2条 教員の採用選考は、次条から第6条までに定める資格のいずれかを有し、かつ、人格、学歴、職歴、学会および社会における活動、健康等が本学の教員として適すると認められるものうちから、学部長、国際教育センター長または大学附属施設長（専任の教員を配置する施設に限る。以下同じ。）（以下「部局の長」という。）の推薦に基づき理事長が行う。</p> <p>（教授の資格）</p> <p>第3条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>(1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者</p> <p>(2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者</p> <p>(3) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者</p> <p>(4) 大学において教授、准教授または専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者</p> <p>(5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者</p> <p>(6) 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有すると認められる者</p> <p>（准教授の資格）</p> <p>第4条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>(1) 前条各号のいずれかに該当する者</p>
--

- (2) 大学において助手またはこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- (3) 修士の学位または学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に在籍し、研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について、優れた知識および経験を有すると認められる者  
(講師の資格)

第5条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第3条または前条に規定する教授または准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者  
(助教の資格)

第5条の2 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 第3条各号または第4条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものまたは獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）または学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (3) 専攻分野について、知識および経験を有すると認められる者  
(助手の資格)

第6条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者  
(採用選考の開始)

第7条 部局の長は、理事長が別に定める公立大学法人滋賀県立大学人事計画（以下「人事計画」という。）に基づき、教員の採用選考の必要が生じたときは、理事長に申し出るとともに学部にあつては教授会、附属施設にあつては当該附属施設の教員人事に関する事項を審議する委員会（以下「教授会等」という。）に諮り採用選考を開始する。

(採用選考の原則)

第8条 教員の採用選考は、公募によることを原則とする。

(教員候補者の部局の審査)

第9条 部局の長は、教授会等に教員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置き、教員候補者の公募および業績ならびに経歴等の審査を行う。

- 2 部局の長は、前項の公募および審査に関して、理事長が別に定める公立大学法人滋賀県立大学人事方針および人事計画に照らしてあらかじめ意見を述べることができる。
- 3 委員会は、教員候補者の審査を終了したときは、別に定める書類を作成し、部局の長に報告するものとする。
- 4 委員会は、教授会等構成員の互選によって選ばれた委員（教授に限る。）をもって組織する。ただし教授会に置かれる委員会にあつては、当該学部長は委員会の構成員になることはできない。
- 5 委員会に委員長を置き、委員長はその互選によるものとする。
- 6 その他委員会について必要な事項は、部局の長が教授会等に諮り別に定める。

(教員候補者の部局の推薦)

第10条 部局の長は、委員会より教員候補者の報告を受けたときは、教授会等に諮り、教員候補者を決定するものとする。この場合において、部局の長は、当該報告について、意見を付して提出することができるものとする。

- 2 部局の長は、前項により決定された教員候補者について、別に定める書類を添えて総務担当理事を経由して理事長に推薦するものとする。
- 3 前項の場合において、理事長は、人事計画に基づかない選考その他人事計画と著しく異なる選考は却下することができる。この場合において、却下をした理事長は、その旨を教育研究評議会および役員会に報告しなければならない。

(教員採用候補者の決定)

第11条 理事長は、部局の長から前条の推薦を受領した場合は、教員採用候補者として選考決定する。

- 2 理事長は、選考決定した教員採用候補者を教育研究評議会に報告しなければならない。

( [http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/kyoui\\_nsenkouki\\_tei.pdf](http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/kyoui_nsenkouki_tei.pdf) )

資料3-2-1-3 教員の選考に関する内規（例：人間文化学部）

人間文化学部教員等の選考に関する内規（抜粋）

- 第1条 人間文化学部における教授、准教授、講師、助教および助手（以下「教員等」という。）の選考は、公立大学法人滋賀県立大学教員選考規程に基づき、この内規によって行う。
- 第2条 教員等を選考する必要があるときは、学科長は文書により学部長に申し出、学部長はこれを教授会に諮るものとする。
- 2 前項の場合において、学科長は、教員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）の委員候補者を併せて申し出るものとする。
- 第3条 教授会は、委員会委員を選任する。
- 2 委員会委員の選任にあたっては、学部長は、前条第2項により申し出のあった候補者を教授会に諮るものとする。
- 第4条 委員会は、原則として、当該学科の教授3名以上および他の学科の教授1名で構成する。ただし、退職予定教員は委員から除くものとする。
- 2 公募によらない昇任人事にかかる委員会委員には、前項に規定する者のほか、当該専門分野を理解できる学外の教授1名を加えるものとする。
- 第5条 委員会は、候補の対象となる者を広く求め、その中からもっとも適した者1名を教員等候補者として教授会に報告する。
- 第6条 教員等候補者の選考を行う教授会は、構成員の4分の3以上の出席がなければ開くことができない。
- 2 教員等候補者の選考は、可否投票により行い、有効投票の3分の2以上の同意がなければ決定できない。
- 3 第1項の教授会においては、退職者および長期に海外にある者は、定足数に含めない。

資料3-2-1-4 特別研究担当教員の資格審査基準（例：環境科学部）

大学院環境科学研究科博士課程特別研究担当教員の資格審査基準

滋賀県立大学大学院環境科学研究科博士課程（前期、後期）の特別研究を担当する主指導教員及び副指導教員については、各専攻又はコース毎に審査会を設置した上で、以下によって資格審査を行い、研究科会議において決定する。

1 博士後期課程の研究指導教員

博士後期課程の研究指導教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

1) 主指導教員は、以下の基準で審査し、認められた者とする。

- イ 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の顕著な業績を有する者
- ロ 研究上の業績が前号イの者と同等かそれ以上であると認められる者
- ハ 専攻分野について、極めて優れた知識、能力及び経験を有する者

2) 副指導教員は、前記の各項に準ずる業績等を有すると認められた者とする。

2 博士前期課程の研究指導教員

博士前期課程の研究指導教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する分野に関し、高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

1) 主指導教員は、以下の基準で審査し、認められた者とする。

- イ 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- ロ 研究上の業績が前号イの者と同等かそれ以上であると認められる者
- ハ 専攻分野について、特に優れた知識、能力及び経験を有する者

2) 副指導教員は、前記の各項に準ずる業績等を有すると認められた者とする。

別添書類 3-2-1-A 公立大学法人滋賀県立大学人事計画

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用基準は明確に定められており、審査は教員選考規程、各学部が定める手続きによって厳正に進められている。学士課程における教育上の指導能力および大学院課程における教育研究上の指導能力についても、厳正な審査が行われている。また、教員の採用は原則公募制によって行われているが、公募制によらない戦略的人

事においても、外部委員を選考委員に加えるなどの透明性・公正性の確保に関する配慮がなされている。

以上のことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

**観点3-2-②： 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。**

**【観点到係る状況】**

教員の教育活動については、研究活動、地域・社会および学内貢献とともに、教員が自らの教育活動を自己点検する機会を毎年度全学的に設けており、その結果を一般研究費の配分に活用している（別添資料3-2-2-A）。

具体的には、各教員が評価した自己評価表（教育活動30点満点、研究活動30点満点、地域・社会貢献活動20点満点、学内貢献活動10点満点で区別別に評価。満点限度額を超えた分は最大10点まで加算でき、満点は100点。別添資料3-2-2-B）を各学部等に設置する一般研究費配分評価委員会で精査し、その結果をもとに理事長は評価区分（A・B・Cの3区分）を決定している。一般研究費は、その評価区分に基づき配分額が決定されることとなっている。

別添資料3-2-2-A 公立大学法人滋賀県立大学一般研究費配分要綱および同要領  
別添資料3-2-2-B 自己評価表

**【結果とその根拠理由】**

以上のとおり、教員の教育活動は、教員の自己評価表により毎年度評価され、その評価結果は一般研究費の配分に活用されており、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われ、適切な取組がなされていると判断する。

**観点3-3-①： 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。**

**【観点到係る状況】**

教育の目的を達成するために、教員はそれぞれが担当する授業と関係する研究を行っており、その成果を教育内容にフィードバックすることで教育の質を確保している。研究分野と担当科目との相互の関連については、滋賀県立大学知のリソース（研究者総覧）として大学ホームページで公開している（資料3-3-1-1）。

**資料3-3-1-1 滋賀県立大学知のリソース（研究者総覧） 記載項目**

1 氏名、職名、所属学部・学科	7 学部・大学院講義等担当
2 研究分野、キーワード	8 研究課題（研究概要）
3 学内職務経歴、学外経歴	9 研究業績等（概要）
4 出身学校、取得学位	10 論文、雑誌の総説・解説、著書・訳本、知的財産権
5 研究分野、研究テーマ	11 受賞学術賞
6 所属学会	12 その他の社会貢献活動 など

（ <http://db.spins.usp.ac.jp/> ）

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、大学ホームページの研究者総覧に掲載されているように各教員は担当科目の教育内容と関連する研究活動を行っており、教育の目的を達成する上での基礎を成していると判断する。

観点3-4-①： 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

本学の教員以外の職員の配置状況は、資料3-4-1-1のとおり事務局各グループ、各学部に配置されている。また、優秀な学生が教育的配慮の下に教育補助業務に従事することによって、大学教育の充実を図るとともに当該学生に対して指導者としてのトレーニングの機会を提供することを目的として、ティーチング・アシスタント（TA）を配置している。TAの配置にあたっては、公立大学法人滋賀県立大学ティーチング・アシスタント取扱要綱（別添資料3-4-1-A）を定め、安全配慮や業務指導を義務化している。

このほか、必要に応じ非常勤実習助手を配置し、教育の充実に努めている（資料3-4-1-2）。

資料3-4-1-1 職員の配置状況

(単位：人)

区分	事務職員	技術職員	契約職員		
			事務系	その他	
事務局	総務グループ	10	4	13	3
	財務グループ	10	1	1	5
	経営戦略グループ	4		1	
	学生・就職支援グループ	5		4	
	教務グループ	9		3	4
	図書情報グループ	6			6
	地域貢献研究推進グループ	5		10	
学部	環境科学部				6
	工学部				13
	人間文化学部				4
	人間看護学部				1

(平成22年5月1日現在)

資料3-4-1-2 TAおよび非常勤実習助手の配置実績（平成21年度実績）

	TA	非常勤実習助手
環境科学部	3,132.5 時間	30 時限
工学部	3,975 時間	608 時限
人間文化学部	1,085 時間	248 時限
人間看護学部	46.5 時間	—
国際教育センター	—	545 時限
合計	8,239 時間	1,431 時限

別添資料3-4-1-A 公立大学法人滋賀県立大学ティーチング・アシスタント取扱要綱



## 【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、本学の教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等を適切に配置するとともに、TAの配置にあたっては取扱要綱を定めて教育的効果にも配慮するなどしており、教育支援者および教育補助者は適切に配置され活用されていると判断する。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

## 【優れた点】

- ・ 教員の採用については、原則公募制で採用するとともに、戦略的人事についても外部委員を教員審査委員に登用し、透明性の高い厳正な審査を行っている。
- ・ 教育・研究組織等の再編に柔軟に対応でき、かつ、重要性和緊急性の高い組織に人的資源を戦略的に配分するため、教職員定数の一定割合を「学長管理枠」として確保している。

## 【改善を要する点】

- ・ 女性教員の増員には、引き続き努力が必要である。

## (3) 基準3の自己評価の概要

学部および大学院は、教育の目的に対応した編成を取り、設置基準で必要とされている数を上回る教員を適切に配置しており、これを活かした少人数教育を展開している。

教員採用にあたっては、人事方針および人事計画に基づき原則公募制で行うとともに、大学の将来構想に沿った戦略的人事を必要に応じて行い、優秀な教員の確保に努めている。また、学長のリーダーシップによる戦略的な人事配置を可能にするための学長管理枠制度の導入をはじめ、サバティカル研修制度、任期付き教員の登用など、全学的な教員組織の活性化に向けての措置も適切に講じている。

教員の採用、昇任の資格審査基準については、学士課程においては教育上の指導能力、大学院課程においては教育研究指導能力を中心とした基準が学部ごとに適切に定められており、これに基づいた採用、昇任が行われている。特に、戦略的人事においては、外部委員を教員選考委員に登用することにより優秀な教員の確保に努めている。

教員の教育活動に係る定期的な評価については、研究活動、地域・社会および学内貢献とともに、教員が自らの教育活動を自己点検する機会を毎年度全学的に設けており、その結果を一般研究費の配分に活用している。また、TAや非常勤実習助手等の教育支援者についても必要に応じ適切に配置されている。

以上のことから、教員および教育支援者は適切に配置され、機能していると判断する。

## 基準4 学生の受入

### (1) 観点ごとの分析

観点4-1-1-①: 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

#### 【観点到係る状況】

大学全体としては「地域に根ざし、地域に学ぶ」実践教育を目標とするとともに、「今後の社会の中で生きていく人間として必要な高い教養を持ち、思考力と判断力に富む人材の育成に努める」ことを目標として謳い、このためにも「自主的に学び、互いに力を合わせ、競い合い、高めていこうという意欲を持った学生」を求めるとする学生像が示されている。

同様に、4学部12学科、4研究科7専攻のすべてでアドミッション・ポリシーが明確に定められている（資料4-1-1-1および別添資料4-1-1-A）。この内容は、本学から高等学校や受験生に直接配布される入学者選抜要項（別添資料4-1-1-B）にはすべて掲載するとともに、大学のホームページを通じても広く社会にその周知を図っている。同時に、毎年8月と11月に開催されるオープンキャンパスにおいても、学部・学科別の説明会で改めてその内容をできるだけ平易に説明し、受験生に周知している。オープンキャンパスの来場者は年々増加傾向にあり（資料4-1-1-2）、来場者を対象に行ったアンケート調査では、本学の教育・研究内容に関する理解度の設問に対して「あまりわからなかった」「全くわからなかった」とする回答は3.7%程度であった。

また、大学から高校を訪問しての年間に数十回開催している出張講座の機会でも分かりやすく説明することに留意している。

#### 資料4-1-1-1-1 本学が求める学生像（アドミッション・ポリシー）

滋賀県立大学は、環境科学部、工学部、人間文化学部、人間看護学部の4学部からなり、「キャンパスは琵琶湖、テキストは人間」をモットーに、「環境」と「人間」をキーワードにした「人が育つ」大学として、平成7年に設立されました。琵琶湖に隣接し、緑豊かな自然環境のなかで、近江の歴史や多様な文化・産業を背景に、「地域に根ざし、地域に学ぶ」実践的教育が展開されています。

本学の学生は、各学部学科が掲げている人材養成の目標に向かって、体系的に配置された授業科目を段階的に学びながら自己形成に努めます。このために必要な基礎的学力や応用力、適応性あるいは学習意欲に関して、本学では次の3種類の入学試験を行っています。

- (1) 一般選抜試験・前期日程（センター試験と個別学力試験を併用した、幅広い基礎学力についての選抜試験）
- (2) 一般選抜試験・後期日程（センター試験と学科の専門を反映させた個別試験を併用した、専門分野に関わる学力についての選抜試験）
- (3) 特別選抜試験（総合問題あるいは実技試験と面接を併用した、学力および適性や学習意欲についての選抜試験）

本学において積極的に学び、自らの将来像の実現を目指そうとする意欲的な学生を求めています。

#### (環境科学部)

21世紀の地球が直面している環境問題は、人類の英知を結集して解決すべき課題のひとつです。環境科学部は環境課題に取り組む幅広い学術研究の推進と、創造性豊かな人材の育成を目指しています。学生は教室において環境基礎から専門にいたる科目を体系的に学ぶ一方、琵琶湖とその周辺地域をフィールドとする調査、観察、実習を通して実践的な環境応用力を身につけます。環境リーダーを目指す若者の入学を期待しています。

#### (工学部)

工学部では、21世紀の「ものづくり」において、人と自然環境に調和した新しい科学技術の創造と豊かな社会の構築を目指

した国際的に活躍できる人材の育成を行うとともに、先進的な研究を通じて人類の発展に貢献し、我が国および地域の文化と産業の拠点としての役割を果たすことを理念として、教育、研究、社会貢献に努めています。この理念に沿って、「ものづくり」に興味を持って何事にも意欲的に取り組む人、必要な基礎学力を持つとともに専門知識の習得に努め、独創的な科学技術を創造する人、国際的な視野を持って、工学の分野の発展に貢献したいという強い意志を持っている人を求めます。

(人間文化学部)

人間文化学部は、文化の視点から、人間の活動を捉えかえし、一方では、人々が活動する「地域」を、個性豊かで確かさを実感できる生活空間として再生させるとともに、他方では、新しい生活観、生活のスタイル・生活のあり方を生み出すことを目指しています。

そのためには、異文化理解に基づく、地域研究の基礎づけに合わせて、最先端の生活科学が切り開いた、知と技能の確保も不可欠です。先例に学びつつ、新たな未来を構想する本学部は、何よりも人間という存在に関心を持ち、常識にとらわれない自由な発想と、柔軟な思考、積極的な行動力をそなえた学生を求めます。

(人間看護学部)

人間看護学部は、人間の健康と生活に関連したニーズをもとに、人が人として生き、その生き方を支える看護のあり方を探求する専門分野です。この人材育成のために、看護や医学などの専門教育のみならず、一般教育としての教養科目など、基礎から応用に至る学際的、実践科学的な教育と研究を行います。そのため、入学生には、生物、化学、数学、英語などの学力を基に、人間に対する深い関心を持ち、幅広い知識と教養そして、豊かな感性を有する看護職になることを目指そうとする人を求めます。

( 学科ごとの求める学生像 [http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/nyushi/admission\\_policy.html](http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/nyushi/admission_policy.html) )

資料 4-1-1-2 オープンキャンパス参加者数 (平成 17 年度～平成 21 年度)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
8 月	1,568 人	1,598 人	1,933 人	2,382 人	2,637 人
11 月	—	—	319 人	391 人	336 人
合計 (17 年度との比較)	1,568 人 (100%)	1,598 人 (102%)	2,252 人 (144%)	2,773 人 (177%)	2,973 人 (190%)

別添資料 4-1-1-A 各研究科のアドミッション・ポリシー

別添資料 4-1-1-B 入学者選抜要項

【分析結果とその根拠理由】

全学および各学部・学科、各研究科・専攻ごとに定めているアドミッション・ポリシーは、大学ホームページ、入学者選抜要項等で広く公表・周知しており、これに沿う形で入学者選抜を行っている。アドミッション・ポリシーの内容は、高校生に分かりやすいものとなるように留意しており、オープンキャンパス参加者に対するアンケート調査結果から概ね高校生に理解されていることが確認できる。

以上のことから、教育の目的に沿って、アドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

観点 4-2-①: 入学者受入方針 (アドミッション・ポリシー) に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

【観点到係る状況】

学士課程の入学者選抜は、一般選抜入試 (前期日程・後期日程) および特別選抜入試 (推薦入学選抜、帰国子

女特別選抜、中国引揚者等子女特別選抜、私費外国人留学生特別選抜)が行われている(資料4-2-1-1)。

一般選抜入試では、大学入試センター試験と学科ごとの個別学力検査等の成績等を総合的に判断しており、前者は志願者の高等学校等における学習の達成の程度を、後者は学科ごとに試験科目、内容を設定して志願者の潜在能力、応用力等が求める人材像に適合しているかどうかを主眼に見ることにより本学の教育を受けるにふさわしい能力・適性を判定している(別添資料4-2-1-A)。問題作成にあたっては、思考力・応用力・総合力等受験者の能力を総合的に評価できるよう工夫し、単に記憶力のみに基づく知識だけを検査することのないよう配慮することを基本的な考え方としている。これらに基づき、各学科は、教科科目だけでなく、小論文、面接、実技、総合問題等を取り入れ、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入を行っている。

また、特別選抜入試においても、総合問題のほか面接を行い、志願者のアドミッション・ポリシーへの適合性を確認している(別添資料4-2-1-B)。

大学院課程の入学選抜は、資料4-2-1-2に示す募集区分と選抜方法で実施している。博士前期(修士)課程では社会人特別選抜などの特別選抜を行うほか、実技、総合問題、小論文、口述試験など各専攻の特性およびアドミッション・ポリシーに応じた選抜を実施している。

資料4-2-1-1 学士課程における入学選抜(平成22年度)

(単位:人)

学部・学科	入学定員	募集人員						3年次編入学
		一般選抜		特別選抜				
		前期日程	後期日程	推薦入学	帰国子女	中国引揚者等子女	私費外国人留学生	
環境科学部	180	90	54	36	若干名	若干名	若干名	若干名
環境生態学科	30	15	9	6	若干名	若干名	若干名	—
環境政策・計画学科	40	20	12	8	若干名	若干名	若干名	若干名
環境建築デザイン学科	50	25	15	10	若干名	若干名	若干名	若干名
生物資源管理学科	60	30	18	12	若干名	若干名	若干名	若干名
工学部	150	75	45	30	若干名	若干名	若干名	若干名
材料科学科	50	25	15	10	若干名	若干名	若干名	若干名
機械システム工学科	50	25	15	10	若干名	若干名	若干名	若干名
電子システム工学科	50	25	15	10	若干名	若干名	若干名	若干名
人間文化学部	160	80	48	32	若干名	若干名	若干名	若干名
地域文化学科	70	35	21	14	若干名	若干名	若干名	若干名
生活デザイン学科	30	15	9	6	若干名	若干名	若干名	—
生活栄養学科	30	15	9	6	若干名	若干名	若干名	—
人間関係学科	30	15	9	6	若干名	若干名	若干名	—
人間看護学部	60	30	10	20	若干名	—	—	20
人間看護学科	60	30	10	20	若干名	—	—	20 ※1
合計	550	275	157	118	若干名	若干名	若干名	20

※1 3年次編入学には、社会人特別選抜:若干名を含む。

## 資料 4-2-1-2 大学院課程における入学者選抜（平成 22 年度）

## 【博士前期（修士）課程】

（単位：人）

研究科・専攻	入学定員	募集人員		
		一般選抜	特別選抜	
			社会人	外国人留学生
環境科学研究科	36	36	若干名	若干名
環境動態学専攻	18	18	若干名	若干名
環境計画学専攻	18	18	若干名	若干名
工学研究科	36	36	若干名	若干名
材料科学専攻	18	18	若干名	若干名
機械システム工学専攻	18	18	若干名	若干名
人間文化科学研究科	16	16	若干名	若干名
地域文化学専攻	9	9	若干名	若干名
生活文化学専攻	7	7	若干名	若干名
人間看護学研究科	12	12	若干名	—
人間看護学専攻	12	12	若干名	—
合計	100	100	若干名	若干名

## 【博士後期課程】

（単位：人）

研究科・専攻	入学定員	募集人員
環境科学研究科	8	8
環境動態学専攻	6	6
環境計画学専攻	2	2
工学研究科	3	3
先端工学専攻	3	3
人間文化科学研究科	5	5
地域文化学専攻	3	3
生活文化学専攻	2	2
合計	16	16

※ 博士後期課程については、一般、社会人、外国人留学生の区分はしていない。

別添資料 4-2-1-A 学生募集要項（一般選抜）

別添資料 4-2-1-B 学生募集要項（特別選抜）

## 【分析結果とその根拠理由】

求める学生像に沿った学生を受け入れるため、上記のとおり出題内容、配点、試験方法の組み合わせ等をした本学独自に実施する試験を基本として、一般選抜では大学入試センター試験を組み合わせた受入方法が採用されている。

以上のことから、アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

観点 4-2-②： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

【観点に係る状況】

推薦入学選抜、帰国子女特別選抜、私費外国人留学生特別選抜については、学生募集要項において、大学としての「本学が求める学生像」を各学部・学科のものに加えて明示した上で応募者に対する試験を実施している。本学で、定員を設けて編入学試験を行っているのは人間看護学部のみであり、そこでは資料4-2-2-1のように教育目標を明示し、それに沿う選抜での対応を講じている。

大学院博士前期（修士）課程においても、すべての研究科において社会人特別選抜を実施しており、筆記試験、面接および出願書類の内容により総合的に可否の判定を行っている。人間看護学研究科では、職業を有している等の事情により、標準修業年限での教育課程の履修が困難な学生に対しては、標準修業年限（2年間）を越えて計画的に履修し、教育課程を修了することにより、学位を取得することができるよう長期履修制度を適用している。

資料4-2-2-1 学生募集要項

平成22年度滋賀県立大学人間看護学部 第3年次編入学学生（社会人特別選抜）募集要項（抜粋）

本学は、現に看護職である人や看護学生で強い学習意欲を持つ人を求めています。また、本学の教育は生命の尊厳を基礎に豊かな人間性をそなえた専門職として、既習の看護学に加えて、人間学に基づく看護学を深く修得し、専門職としての資質を高めます。さらに、多面的な視野に立って、健康問題を解決できる看護実践の中核的な役割を果たす人が育つことを目標としています。

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、留学生、社会人、編入学学生の受入に当たっては、各学部、各研究科の入学者受入方針に従って適切な入学者の選抜方法を講じて学生の受け入れを行っており、学生募集要項に示した教育の目的に沿って適切な対応を講じていると判断する。

観点4-2-③： 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点に係る状況】

本学の学部入試（特別入学選抜、一般選抜（前期・後期））は、副学長（教育担当理事）を委員長とする入学試験委員会（資料4-2-3-1）が所掌し、試験当日は、学長を本部長とする入学試験実施本部を設置して実施している（別添資料4-2-3-A）。入学試験実施本部体制は、試験日ごとに設定され、規模、体制人員に差異はあるが、おおよそ共通である。編入学試験は、学部ごとに実施されており、実施体制の規模は小さいが上記に準じて実施されている。入学試験委員会には各専門組織を置き、それぞれに審議事項が付託されている（資料4-2-3-2）。試験問題出題委員・採点委員名は、本学の一般教職員には秘匿事項としている。さらに、答案の受験者名、受験番号には整理番号を付して採点を行うなど、公正の確保に配慮している。

最終的な合格者決定手続きは、学科会議、学部教授会など一連の適切な合議を経て行われている。試験実施内容の決定から合否判定までの流れを示すと、資料4-2-3-3のとおりとなる。

また、大学院入試の各実施体制組織と合否判定までの流れは、資料4-2-3-4および資料4-2-3-5のとおりである。大学院課程では、学士課程に相応して、研究科専攻ごとに「大学院入学試験実施要領」等を作成し、研究科長を責任者とする実施体制の下、入学試験問題の作成、入学試験の実施および入学者の選考を行っている（資料4-2-3-6）。

なお、入学者選抜の透明性の確保の観点から、年度ごとに志願者・受験者・合格者・入学者数、合格者得点結果（最高・最低・平均）等を大学ホームページで公開するとともに、デザイン系の学科では参考解答集等もホームページに掲載している（資料4-2-3-7）。

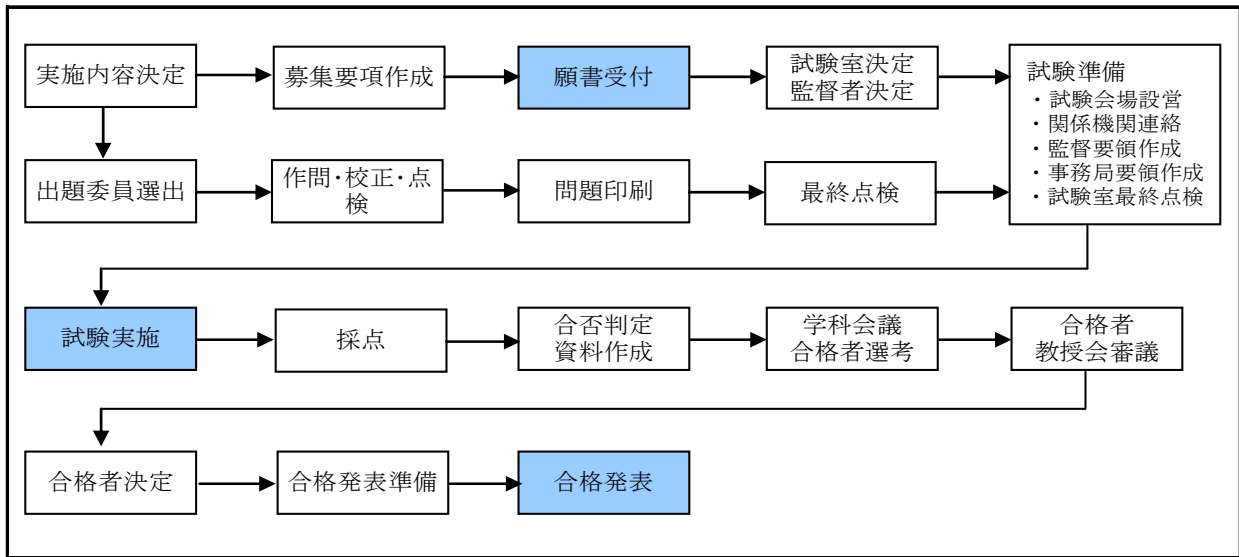
資料 4-2-3-1 公立大学法人滋賀県立大学入学試験委員会規程（抜粋）

<p>(審議事項)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 入学者選抜実施のための制度、組織および方法に関する事項</p> <p>(2) 大学入試センター試験に関する事項</p> <p>(3) 学力検査実施教科および科目に関する事項</p> <p>(4) 学生募集要項に関する事項</p> <p>(5) 試験場の設置に関する事項</p> <p>(6) 入学者選抜についての調査および研究に関する事項</p> <p>(7) その他入学者選抜に関する重要事項</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 教育担当理事</p> <p>(2) 各学部長</p> <p>(3) 国際教育センター長</p> <p>(4) 各学部の学科ごとに教授および准教授のうちから1人</p> <p>(5) 国際教育センターの教授および准教授のうちから1人</p> <p>(6) 事務局次長</p> <p>2 前項に定める委員のほか、委員長が必要と認めた者を委員に加えることができる。</p> <p style="text-align: right;">( <a href="http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/nyugakushikeniinkaikitei.pdf">http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/nyugakushikeniinkaikitei.pdf</a> )</p>
--

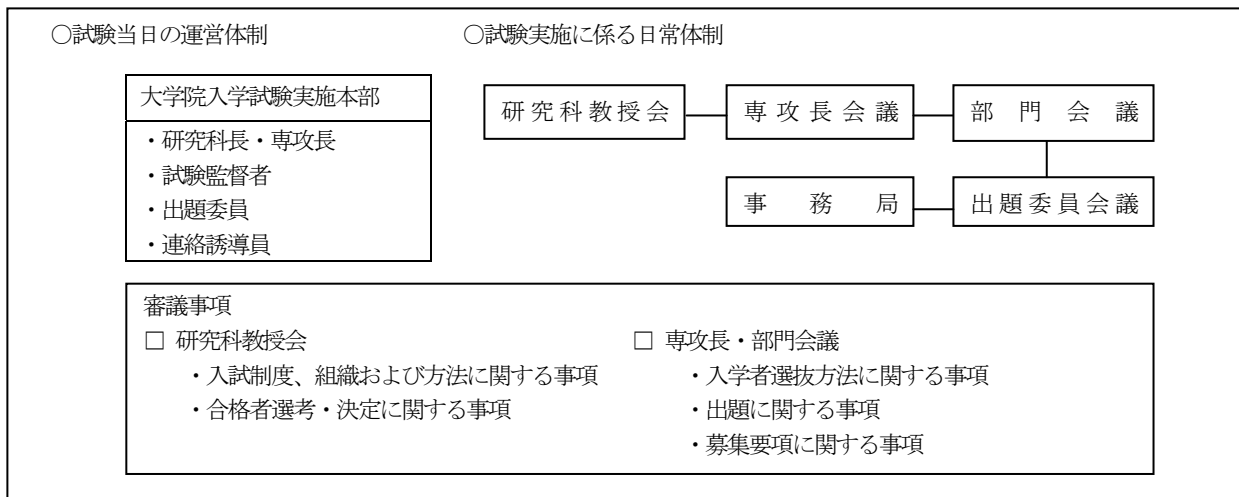
資料 4-2-3-2 滋賀県立大学入学試験実施体制組織図

○試験当日の運営体制		
入学試験実施本部	本部長：学長（理事長）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入試運営班：班長（入学試験委員会委員長）、入試委員、出題委員</li> <li>・ 総務班：班長（事務局次長）、総務管理担当、報道担当、集計担当</li> <li>・ 監督班：班長（入学試験委員会副委員長）、監督担当</li> <li>・ 連絡誘導班：班長（事務局総務グループ統括）、連絡誘導担当</li> </ul>		
○試験実施に係る日常体制		
入学試験委員会	委員長：教育担当理事	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構成員 委員長、副委員長、各学部長、国際教育センター長、各学科・センター各1名、事務局次長、その他委員長が必要と認めた者</li> <li>・ 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>①入試制度、組織および方法に関する事項</li> <li>②大学入試センター試験に関する事項</li> <li>③学力検査教科・科目に関する事項</li> <li>④学生募集要項に関する事項</li> <li>⑤試験場の設置に関する事項</li> <li>⑥入学者選抜の調査・研究に関する事項</li> <li>⑦その他入学者選抜に関する重要事項</li> </ul> </li> </ul>		
審議内容により下記専門委員会で審議		
名称	構成員	審議事項
入学試験実施専門委員会	副委員長、出題委員、採点委員、面接委員、その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試験問題の作成、点検、答案の採点</li> <li>・ 面接の実施方法</li> </ul>
障害者受験専門委員会	副委員長、各学部・センター各1名（入試委員）、事務局次長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受験事前相談</li> <li>・ 受験協議</li> </ul>
受験資格認定審査専門委員会	副委員長、各学部・センター各1名（入試委員）、事務局次長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受験資格の認否</li> </ul>
改革専門委員会	委員長、副委員長、指名委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 付託された入試制度の検討</li> <li>・ 付託された試験問題作成の検討</li> </ul>

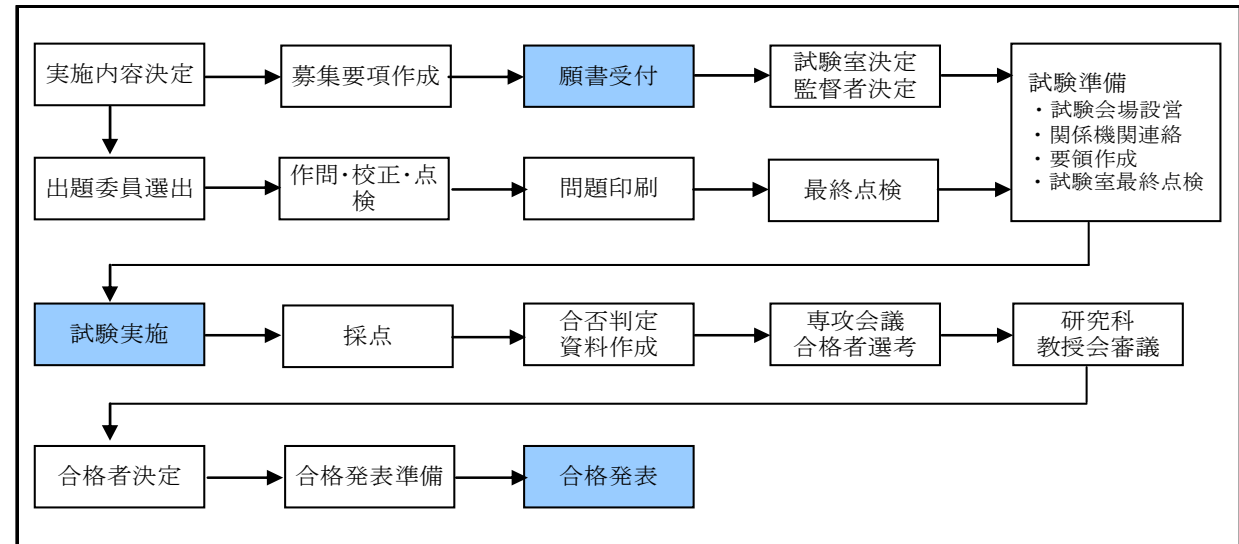
資料4-2-3-3 合否判定までの流れ (学部)



資料4-2-3-4 滋賀県立大学大学院入学試験実施体制組織図



資料4-2-3-5 合否判定までの流れ (大学院)





## 資料 4-2-3-6 各研究科における入学試験の実施状況

区 分	実 施 状 況
環境科学研究科	研究科長を入試責任者、各専攻長・各部門長を構成員とする研究科入学試験実施チームを組織している。この実施チームが、スケジュールや役割分担（出題・採点委員、試験監督者、面接委員等）を決定し、試験問題（出題内容）の点検・確認、試験問題・解答用紙の印刷、合否判定資料の作成などを行っている。合格者については、部門会議、専攻会議を経て、研究科会議において審議、決定している。
工学研究科	研究科長を長とする実施本部のもとで、選抜試験を実施している。出題・採点委員、試験監督、面接委員などを決定し、特に、試験問題については相互チェック体制をとって万全を期している。受験者名は整理番号に変更してから採点をし、また面接も公平を期すように質問事項の精査を行っている。合否判定は、各専攻単位で合否判定案を作成して、最終的に研究科会議において決定している。
人間文化科学研究科	入学試験の実施は各専攻・部門ごとに行っている。例えば、生活文化学専攻健康栄養部門では、部門長が大学院入学試験の実行委員長となり、助教以上の部門教員全員が参加する体制を取っている。試験問題の作成は、試験科目ごとに選出された出題委員が行っている。採点は、受験者名・受験番号を伏せて採点を行い、中立性を確保している。試験室では、他部門の教員とともに複数の監督者が試験監督に当たっている。入試監督に関わる教員には、予め実施要領を配付し、試験の公正な実施や試験監督の要領についての事前周知を徹底している。合格者は、教授のみの研究科会議で決定している。
人間看護学研究科	研究科長を長として7人の委員で入試委員会を構成し、募集要項案や実施要領案の立案・作成を行い、研究科会議にて決定している。社会人受験を希望する者に対しては、事前に募集要領に基づき事前審査があり、研究科会議による審査を経て認定された者が受験資格を得る。入試の実施に当たっては、研究科長を長として教員による実施体制が生まれ、問題作成・採点については学部長によって招集された教員による作問委員会を組織している。作問委員会では、問題の内容や解答の形式の検討、出題ミスの防止のためのクロスチェックから印刷までを独自に行っている。また、採点から成績集計までは、別室で作問委員のみで行い、その結果が入試委員会に提出され、それに基づき入試委員会が合格者と補欠合格者の予定者案を選定し、研究科会議の最終審議を経て合格者が決定される。

## 資料 4-2-3-7 入試結果概要

(入試統計)	<a href="http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/nyushi/toukei.html">http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/nyushi/toukei.html</a>
(参考解答集)	<a href="http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/nyushi/mondai.html">http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/nyushi/mondai.html</a>

## 別添資料 4-2-3-A 公立大学法人滋賀県立大学入学試験実施本部設置規程

## 【分析結果とその根拠理由】

現在の実施体制は、問題作成の基本的考え方に示されるように出題のあり方から厳密な公正さを旨とし、試験実施の実務体制から最終的な合否判定まで、明確な責任体制の下にあり、偏りがあるものではなく、公正を期して選抜を実施するのに格別の問題は認識されていない。

以上のことから、入学者選抜は適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

**観点 4-2-④：** 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

## 【観点に係る状況】

本学では入試業務が一段落した毎年5月の入学試験委員会において「入学試験の総括」を議題とする審議を行っている。ここで前年度の委員会議事内容とともに当該年度の入学試験実施に係る申し合わせ事項等の確認が行

われるとともに、引き続き検討すべき事項を確認し、具体的な検討を入学試験委員会の下に置かれる入試改革専門委員会において行っている。この一連の確認作業を通じて、入学試験が本学の受け入れ方針に沿って行われたかどうかを検証されると同時に、入学試験委員会から各学科（募集単位ごと）に対して募集区分と定員、試験科目・配点の見直しを依頼し、これらの検討を行っている。さらに、出題委員会においても出題内容自体についての確認と反省点の整理を行うなど、高校からの課題の指摘とあわせて次年度以降の入学試験のための検討を行っている。

また、毎年実施している入学者に対するアンケートなどを通じて、その学科に対する適性を持った学生を選抜しているかどうかを常に検証しており、これらをもとに各学部・研究科において入学試験の現状分析と今後のあり方について定期的に議論を行っている。

これらの検証の結果から、より選抜の趣旨に合う受験生の確保をするために、資料4-2-4-1のとおり見直しを行っている。これらはいずれも受入方針の具体化をより忠実に果たすための取り組み結果としての改善である。

#### 資料4-2-4-1 入学者選抜方法の改善のおもな取組事例

年 度	変 更 内 容
平成 20 年度以降	・センター試験利用科目の変更（環境科学部環境政策・計画学科、人間文化学部地域文化学科）
平成 21 年度以降	・特別選抜試験（推薦入学）において、学校長が推薦できる人数を「県内高は各学科 2 名まで、県外高は 1 学校 1 名」から「県内・県外を問わず各学科 2 名まで」とした。 ・特別選抜試験の試験科目の変更（環境科学部環境建築デザイン学科：「造形実技」から「造形実技か総合問題を出願時の選択」に） ・特別選抜試験の個別面接試験において「口頭試問を実施する」と明記（人間文化学部地域文化学科、生活デザイン学科、生活栄養学科） ・センター試験利用科目の変更（環境科学部環境生態学科） ・一般選抜試験（前期日程）での試験時間の変更（人間文化学部生活栄養学科）
平成 22 年度以降	・入学定員の変更（人間看護学部：特別選抜（推薦入学）15 名→20 名、一般選抜（後期日程）15 名→10 名） ・センター試験利用科目の変更（環境科学部生物資源管理学科）

#### 【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、入学試験の結果については、入学試験委員会を中心にアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入を実際に行っているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

**観点 4-3-①：** 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

#### 【観点に係る状況】

入学定員、実入学者数、充足率のおよび過去 5 年間（平成18年度～平成22年度）の充足率の平均は、資料4-3-1-1（学士課程）および資料4-3-1-2（大学院課程）に示すとおりである。

学士課程においては、実入学者数が入学定員を大幅に超える、または大幅に下回るような状況は生じていないが、博士前期（修士）課程および博士後期課程においては実入学者数が入学定員を下回る専攻がいくつかある。

特に博士後期課程における定員充足状況が芳しくないため、その対策として組織の見直し、入学試験の複数回

実施などの対策を講じている。具体的には、工学研究科において、平成21年度には2専攻（材料科学専攻および機械システム工学専攻）を1専攻（先端工学専攻）に再編することにより、入学定員を充足することできた。環境科学研究科および人間文化学研究科においても入学定員の変更を行った。

また、本学大学院に受け入れた学生の研究支援のため、学会参加負担金および旅費、論文投稿料の支援制度を整備している。

#### 資料4-3-1-1 学士課程における入学状況

学部・学科	入学定員	平成22年度 実入学者数	充足率	
			平成22年度	過去5年間平均 (平成18~22年度)
環境科学部	180	188	1.04	1.03
環境生態学科	30	30	1.00	0.99
環境政策・計画学科	40	42	1.05	1.03
環境建築デザイン学科	50	55	1.10	1.04
生物資源管理学科	60	61	1.01	1.04
工学部	150	154	1.02	1.06
材料科学科	50	52	1.04	1.06
機械システム工学科	50	51	1.02	1.08
電子システム工学科	50	51	1.02	※1 1.03
人間文化学部	160	170	1.06	1.05
地域文化学科	70	74	1.05	1.04
生活デザイン学科	30	32	1.06	1.06
生活栄養学科	30	30	1.00	1.07
人間関係学科	30	34	1.13	1.07
人間看護学部	60	60	1.00	1.00
人間看護学科	60	59	0.98	0.99

※1 平成20年度に新設のため、過去3年間（平成20~22年度）の平均

#### 資料4-3-1-2 大学院課程における入学状況

##### 【博士前期（修士）課程】

研究科・専攻	入学定員	平成22年度 実入学者数	充足率	
			平成22年度	過去5年間平均 (平成18~22年度)
環境科学研究科	36	47	1.30	1.17
環境動態学専攻	18	20	1.11	1.05
環境計画学専攻	18	27	1.50	1.30
工学研究科	36	39	1.08	※1 1.27
材料科学専攻	18	22	1.22	※1 1.30
機械システム工学専攻	18	17	0.94	※1 1.25
人間文化学研究科	16	20	1.25	※2 1.02
地域文化学専攻	9	7	0.77	0.79
生活文化学専攻	7	13	1.85	※2 1.29
人間看護学研究科	12	7	0.58	※3 0.83
人間看護学専攻	12	7	0.58	※3 0.83

※1 平成21年度に入学定員を変更（研究科：30人→36人、専攻：15人→18人）

※2 平成21年度に入学定員を変更（研究科：18人→16人、専攻：9人→7人）

※3 平成19年度に新設のため、過去4年間（平成19~22年度）の平均

## 【博士後期課程】

研究科・専攻	入学定員	平成 22 年度 実入学者数	充足率	
			平成 22 年度	過去 5 年間平均 (平成 18～22 年度)
環境科学研究科	8	8	1.00	※ <sub>1</sub> 0.62
環境動態学専攻	6	7	1.16	0.56
環境計画学専攻	2	1	0.50	※ <sub>1</sub> 0.70
工学研究科	3	2	0.66	※ <sub>2</sub> 0.83
先端工学専攻	3	2	0.66	※ <sub>2</sub> 0.83
人間文化科学研究科	5	4	0.80	※ <sub>3</sub> 0.81
地域文化学専攻	3	1	0.33	0.66
生活文化学専攻	2	3	1.50	※ <sub>3</sub> 1.03

※<sub>1</sub> 平成 21 年度に入学定員を変更（研究科：10 人→8 人、専攻：4 人→2 人）

※<sub>2</sub> 平成 21 年度に 2 専攻を 1 専攻に統合（研究科：6 人→3 人）

※<sub>3</sub> 平成 21 年度に入学定員を変更（研究科：6 人→5 人、専攻 3 人→2 人）

（入試統計 <http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/nyushi/toukei.html>）

## 【分析結果とその根拠理由】

学部課程においては適正な充足状況となっているが、大学院課程の複数の専攻において実入学者が入学定員を下回る結果となっている。その対策として、入学者選抜試験の複数回実施するほか、工学研究科博士後期課程では専攻の統合を行うなど入学定員と実入学者の関係の適正化の努力を図っているが、完全には適正化が図られていない。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

## 【優れた点】

- 大学全体、学部学科、研究科専攻のそれぞれの段階でアドミッション・ポリシーが確立され、教育目標や特性に応じた多様な入学者選抜方法が取られている。
- 入学者選抜試験の実施にあたっては、公立大学法人滋賀県立大学入学試験委員会規程に基づき全学的に適切な体制の下で行われている。
- 入試情報については、過去の試験実施状況や参考解答集（一部学科のみ）を大学ホームページに掲載し透明性の確保を図っている。

## 【改善を要する点】

- 大学院課程においては、一部の専攻を除いて実入学者が入学定員を下回る傾向が続いている。大学院博士後期課程をより魅力あるものにするための努力はもとより、昨今の社会情勢の変化を念頭に置きながら、入学定員の見直し、大学として博士後期課程進学者・在籍者に対するさらなる支援が可能となるように、各種制度の整備、改善を図っていく必要がある。

### (3) 基準4の自己評価の概要

本学においては、学士課程および大学院課程での学生の受入にあたり、大学の目的に沿った各学部・各研究科の入学受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確に定め、大学ホームページ、オープンキャンパス、入学受入要項の配布等を通じて、受験生はもとより広く社会に周知するよう努めている。このアドミッション・ポリシーに沿って、学士課程（一般選抜入試および特別選抜入試）および大学院課程の入学受入の実施が行われている。

選抜過程については、教育担当理事を委員長とする入学試験委員会がこれに係わるすべての事項を掌握し、年間を通して業務の進行を点検するとともに、出題、採点、問題点検、制度改善のための組織を編成、運用するなどの責任体制が確保されている。入試当日は、学長を本部長とする入試実施本部を設置して、指揮系統と責任の所在を明確にしている。また、入試終了後には、入学試験委員会でアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が行われているかの検証が行われ、次年度の入学受入に反映されている。

以上のことから、学生の受け入れはアドミッション・ポリシーに沿って適切に行われていると判断する。ただし、入学定員と入学受入数との関係については、学士課程と大学院博士前期（修士）課程においては概ね適切であるものの、大学院課程博士後期課程では入学受入数が入学定員を下回っている研究科が多い。その対策として、専攻の再編、定員の見直しなどを行ってきたが、今後は、内外の大学や関係機関および社会人に対する働きかけ等の取り組みの強化を図っていく必要がある。

## 基準5 教育内容及び方法

### (1) 観点ごとの分析

#### <学士課程>

観点5-1-①： 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

#### 【観点到係る状況】

本学の教育課程は、すべての学科を通じて全学共通科目、専門基礎科目（学部共通科目）そして各学科の専門科目の3層で構成されている。各学科の教育目的や特性に応じて、専門基礎科目と専門科目のバランス、必修科目と選択必修科目および選択科目のバランスがそれぞれ定められている（資料5-1-1-1）。

このうち、「全学共通科目」は、「全学共通基礎科目」と本学独自の科目群である「人間学」とで構成されている（資料5-1-1-2）。「全学共通基礎科目」は、国際化時代にふさわしい人間性と能力を備えた世界市民として育つための教育を目指し言語による国際的コミュニケーションのための外国語、国際的な情報伝達に欠かせない情報処理、健康に対する知識と体力を養うための健康・体力科学の3分野から構成されている。

「人間学」は、従来の一般教養とは異なる本学独自の科目群で、主体的に学び、考える学生を育てることを意図して、「人間」という存在について具体的、現実的な問題を通して考え、新しい問題を発見する能力、新しい視点から発想する能力を身につけることを目標に掲げて38科目を設けている（資料5-1-1-3）。

このうち、環境問題の全体像を把握させ、環境マネジメントの必要性を認識させることを主眼とする全学部教員によるオムニバス形式の「環境マネジメント総論」、学生自らが「人間」を探求し、新しい視点を発想・発見することを支援する少人数グループ形式の「人間探求学」の2科目は、1年次前期の必修科目となっている。これは本学の教育研究のキーワードである「環境と人間」を踏まえて、まず初めに本学で学ぶべきものとして配置したものである。

このほかの「人間学」36科目は、「こころ(Ethics)」、「しくみ(Social Studies)」、「しぜん(Natural Sciences)」、「わざ(Technology)」の4クラスターに分類され、各クラスターからバランスよく選択することが推奨されている。

各学科の専門科目の編成に関しては、専門基礎科目（学部共通科目）、複数学科共通科目、学科専門科目といった構成およびその配当年次によって、基礎的科目から発展（応用）的科目への学習の流れが作られている。

## 資料5-1-1-1 各学部・学科の卒業要件における科目区分ごとの単位数

学部	学科	全学共通科目	専門			合計	
			必修科目		専門基礎科目・ 専門科目から選択		
			専門基礎科目	専門科目			
環境科学部	環境生態学科	30 単位 (内訳) ・全学共通基礎科目 18 単位 ・人間学 12 単位	12 単位	46 単位	42 単位	130 単位	
	環境政策・計画学科		12 単位	27 単位	61 単位 ※1	130 単位	
	環境建築デザイン学科		12 単位	39 単位	49 単位	130 単位	
	生物資源管理学科		12 単位	12 単位	76 単位 ※2	130 単位	
工学部	材料科学科			22 単位	36 単位	42 単位	130 単位
	機械システム工学科			24 単位	40 単位	36 単位	130 単位
	電子システム工学科			26 単位	39 単位	35 単位	130 単位
人間文化学部	地域文化学科			1 単位	14 単位	85 単位	130 単位
	生活デザイン学科			1 単位	10 単位	89 単位 ※3	130 単位
	生活栄養学科			1 単位	10 単位	89 単位 ※3	130 単位
	人間関係学科			1 単位	10 単位	89 単位 ※3	130 単位
人間看護学部	人間看護学科			19 単位	78 単位	2 単位 ※4	129 単位

※1：選択必修39単位を含む。 ※2：選択必修18単位を含む。 ※3：選択必修12単位を含む。 ※4：いずれも選択必修

## 資料5-1-1-2 全学共通科目の構成

科 目 群				単位数
全学共通基礎科目	外国語	第一外国語	英語	8 単位
		第二外国語	ドイツ語	4 単位
			フランス語	
			中国語	
	朝鮮語			
	情報処理		4 単位	
	健康・体力科学		2 単位	
人間学	必修【1年次前期】		「人間探求学」	2 単位
			「環境マネジメント総論」	2 単位
	こころ		9 科目	4 クラスターの中から 8 単位
	しくみ		10 科目	
	しぜん		8 科目	
	わざ		9 科目	
合 計				30 単位

## 資料5-1-1-3 「人間学」の科目一覧（平成22年度）と人間学の考え方

クラスター	科 目 名			
必修	・人間探求学	・環境マネジメント総論		
こころ	・差別と人権（同和問題） ・セルフケア論（心理臨床論） ・生命・人間・倫理	・民族と宗教 ・身体・宇宙・芸術	・比較文明論 ・人間にとって環境とは何か	・東洋思想時空論 ・環境行動論
しくみ	・びわこ環境行政論 ・異文化理解A ・社会福祉論	・現代経済論 ・異文化理解B ・性を考える	・近江文化論 ・若者の健康と栄養	・人間とことば ・地元学入門
しぜん	・自然保護論 ・人類の起源と進化	・人間と自然界 ・材料史	・動物行動学 ・自然科学の視点	・滋賀の自然史 ・空間計画論
わざ	・こころのテクノロジー ・比較都市論 ・遺伝子と社会	・詩歌と人間 ・機械技術と人間	・人間と病気 ・電子社会と人間	・持続的農業論 ・比較住居論
人間学の考え方 ー人間存在と環境・社会を深く見つめる人間学ー 日々、複雑化・流動化してゆく現代社会の中で、人間というものを深く見つめ、そこから今後の指針を自ら見出しつづける学生が育つことを願って設けられたものです。これらの科目では、具体的、現実的な問題を通して「人間」という存在について考え、将来、新しい問題を発見する能力、新しい視点から発想する能力を、学生諸君自らがそれぞれの個性にしたがって身につけることを目標としています。 (抜粋：「履修の手引」)				

## 【分析結果とその根拠理由】

卒業に必要な単位を各学科の専門科目と全学共通科目の比で見ると、各学部とも100単位：30単位（人間看護学部のみ99単位：30単位）であり、全学共通科目、専門基礎科目（学部共通科目）、各学科の専門科目が各分野の教育目的に沿うかたちで配置されており、教育課程が概ね体系的に編成されていると判断できる。

ただし、人間文化学部では、平成20年度に生活文化学科の3専攻（生活デザイン専攻、食生活専攻、人間関係専攻）がそれぞれ学科に改組されたが（観点2-1-①参照）、当該学科の必修単位数など教育カリキュラムが旧専攻時のままであるため、早急な見直しが必要である。

**観点5-1-②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。**

## 【観点に係る状況】

学生の多様な興味関心に配慮して、学則に基づき、他学部・他学科開講科目の履修を各学部ともに一定の限度を定めて認めている。具体的には、各学部で、全学共通科目で所定の30単位を超えた分の科目および他学部他学科開講科目を10単位まで（工学部は6単位まで）を限度に、専門科目の単位として卒業単位の認定している（ただし、人間看護学部だけは卒業要件には算入していない）。また、地域が抱えるさまざまな課題を解決する上で必要とされる人材の養成は地域社会からの要請であり、これに応じて実践的な科目である「地元学入門」を全学共通科目（人間学）として開講している（別添資料5-1-2-A）。

研究成果の授業への反映に関しては、全学の教員を紹介する「滋賀県立大学知のリソース（研究者総覧）」によって、それぞれの担当授業科目と研究成果との明確な対応を確認することができる（観点3-3-①で詳述）。

また、国際化の進展をにらみ、平成19年度入学生から全学生にTOEICを受験させる制度を導入している。この制度の下で、全学生は入学時と2年次終了時にTOEIC試験を受け、2年間の英語学習の成果を学生各人が確認で



きることとなっている（別添資料 5-1-2-B）。

情報化社会の進展に応じた対応として、平成 22 年度から新科目「情報リテラシー（情報倫理を含む）」を全学共通の必修科目として設けた。これはそれまで実施してきた情報関連科目「情報処理演習」の内容に新たに情報倫理を加え、社会からの要請に応えようとしたものである。さらに、近年の厳しい雇用情勢に対応し、望ましい職業観・勤労観を醸成するため、平成 21 年度からインターンシップを単位認定科目として開講している。

また、工学部においては、平成 20 年度から日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定審査を前提とした技術者教育プログラムとして教育課程を整備している（認定審査は平成 23 年度の予定）。

なお、課外教育プログラムであるが、平成 16 年度に現代的教育ニーズ取組支援プログラムに採択された「スチューデントファーム『近江楽座』一まち・むら・くらしふれあい工舎」は、本学の特色のひとつである地域と学生とのつながりを重視しているもので、採択期間終了後は大学独自のプログラムとして定着している（近江楽座ホームページ <http://ohmirakuza.net/>）。

別添資料 5-1-2-A 地域社会からの要請等を踏まえた開講科目シラバス（「地元学入門」）  
別添資料 5-1-2-B TOEIC 試験実施案内

#### 【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、教育課程の編成、授業科目の内容については、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しつつ、継続的な見直しがなされているものと判断する。

#### 観点 5-1-③： 単位の実質化への配慮がなされているか。

##### 【観点到に係る状況】

授業回数は、講義科目、実習・演習科目を含むすべての科目において 15 回を確保しており、その後に試験を実施している（別添資料 5-1-3-A）。各授業については、小テスト、レポートの出題、レスポンスペーパー等を活用する（レスポンスペーパーの実施率は 78.4 パーセント：平成 21 年 7 月の教員アンケート結果より）とともに、学生の主体的な学習を促す工夫（例：BRD 方式（Brief Report of the Day：当日レポート方式）。資料 5-1-3-1）がなされている。

また、すべての授業科目のシラバスは大学ホームページに公開されており、授業のねらいと内容（概要、到達目標、キーワード）、授業計画、成績評価、テキストなどが明示され、学生の自主学習に活用できるようにしている（大学ホームページ <http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu/syllabus/gakubu.html>）。

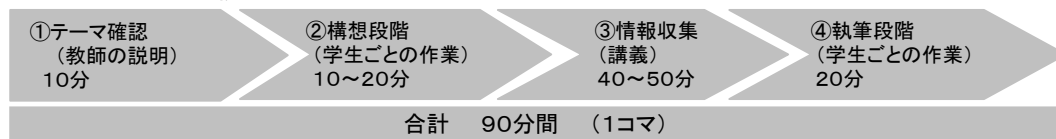
大学での学習の集大成となる卒業研究に関しては、学科ごとにその評価基準（審査基準）を明確化し、シラバスに公表している。また、卒業研究に充てることのできる時間の確保のために、学科によっては卒業研究履修・着手要件として既修得単位数による制限を設けている（例えば、環境科学部環境生態学科および環境政策・計画学科ならびに人間文化学部生活デザイン学科では、卒業単位 110 単位以上の修得が必要とされている）。

それぞれの学生が履修した科目の学習への注力を促すための方策として、平成 21 年度入学生から GPA 制度を試行的に導入している（資料 5-1-3-2）。GPA の結果については、学生本人のスコアを所属学科のスコア分布とともに、本人および保護者に送付し、学科内における成績状況の確認ができるようにしている。

一方、CAP 制は本学では導入しておらず、GPA 制度の確実な実施に伴って学生自身による自習時間の確保や適切な履修計画が見込まれることから、その適切な運用に努めているところである。

資料5-1-3-1 学生の主体的な学習を促す工夫（事例：BRD方式の導入）

○BRD方式による授業の進め方



○BRD方式の授業に対する学生の感想

<p>【肯定的意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間が少なくまとめが大変だが、授業に集中できてとても効果があると思う。今後も取り入れてほしい。</li> <li>・話を聴く前に自分で考える時間がもらえる方が授業の話がわかりやすい。</li> <li>・授業を聴こうとするので、内容がかなり頭の中に入った。</li> <li>・いつもより私語が少なかった気がするし、集中して取り組めた。</li> <li>・授業内で予習・復習ができた感じで面白かった。</li> <li>・すごく時間が経つのが早く感じる。集中できているのだと思う。</li> </ul>
<p>【否定的意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間が厳しい。授業が進まない。頭には入る。</li> <li>・この方式では1回に月1テーマしかできないので、頻繁に行くと進捗が悪くなる。</li> <li>・レポートを前後に分ける意味がわからない。最後に30分という形でまとめてほしい。</li> <li>・（構想段階の）10分間は短すぎて、まとめるのは不可能。</li> <li>・たまになら良いが、毎日やられると正直しんどい。</li> <li>・日頃「書く」という動作があまりなくなってきているので、手が少し痛い。</li> </ul>

資料5-1-3-2 GPA制度の概要

1. GPAとは

本学では、平成21年度入学の1年次生から、「秀・優・良・可・不可」の成績評価に加えて、GPAによる成績評価制度が試行的に導入されました。

GPAとは、履修登録した全科目のうち、GPA算出対象となる科目（以下「算出対象科目」といいます。）の成績を4.5から0までの数値に置き換え、これに当該科目の単位数を掛けて、その合計を算出対象科目の総単位数で割った数値です。

「秀・優・良・可・不可」が科目ごとの学業成果を表すのに対して、GPAは、「不可」となった科目も含め、学生が履修登録した算出対象科目の学業成果および学業への取り組み結果の総合的な値として表すこととなります。

したがって、みなさんが修学指導を受ける際や履修計画・学習計画を立てる際の参考として活用してください。

2. GPAの計算方法

GPAは以下の計算式で算出されます。

【GPAの計算式】

$$GPA = \frac{(\text{グレード・ポイント}(\ast) \times \text{当該科目の単位数}) \text{の総和}}{\text{算出対象科目の単位数の総和}}$$

※ グレード・ポイント = (当該科目の評点 - 55) ÷ 10

(ただし、評価が不可(評点が60点未満および履修放棄)の場合、グレード・ポイントは一律に0点となります。)

【GPA計算例】

科目名	A	B	C	D	E	F	計
単位数	2	1	3	2	2	2	12
評点	90	75	30	80	60	100	
評価	秀	良	不可	優	可	秀	
グレード・ポイント	3.5	2.0	0	2.5	0.5	4.5	
グレード・ポイント×単位数	7	2	0	5	1	9	24

$$GPA = \frac{3.5 \times 2 + 2.0 \times 1 + 0 \times 3 + 2.5 \times 2 + 0.5 \times 2 + 4.5 \times 2}{2 + 1 + 3 + 2 + 2 + 2} = \frac{24}{12} = 2.0$$

## 3. GPA計算の対象となる科目・対象とならない科目

GPA計算の対象となる科目は、以下の要件を満たすものです。

- 1) 100点満点で成績評価する科目
- 2) 卒業要件単位に算入できる科目

したがって、成績が「合格」「認定」と表記される科目や資格（教員免許、学芸員等）取得のために開講されている科目は、GPA計算の対象となりません。

(抜粋：「履修の手引」)

## 別添資料 5-1-3-A 学年暦 (2010 年度大学カレンダー)

## 【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、すべての科目で授業回数は15回を確保するとともに、学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保するための様々な取り組みがされており、単位の実質化への配慮がされていると判断する。

**観点5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。**

## 【観点到に係る状況】

各学部学科の授業は、講義のほか、教育内容の理解を深め応用能力を高めるために演習・実験・実習科目を組み合わせて実施している。これら授業形態の構成は、学部学科それぞれの教育目的に沿うかたちとなっており、かなりの相違をみせている。例えば、看護職の養成をめざす人間看護学部では、実習・演習系科目が時間数で計1,600時間超、授業科目全体に占める割合の約33%に及んでいる。

また、教育目標として「環境と人間」をキーワードとする本学の基本的な目標に沿って、フィールドワークを重視した教育を全学で進めている。例えば、環境科学部の「環境フィールドワークⅠ・Ⅱ」、人間文化学部の「環琵琶湖文化論実習」は、それぞれの学部の初年次からの必修科目としている（別添資料5-2-1-A）。

本学の授業や卒業研究のなかには、琵琶湖の環境に関する調査・観察・実験が多く取り入れられており、この目的のために湖沼環境実験施設と実習調査船が備えられている（資料2-1-5-1を参照）。これらを使って得られたデータや資料は、演習・実験科目において特色のある内容を構成する上で役立っている。

新しい学習指導法は、本学が1年次の必修科目としている「人間探求学」で多く試みられている。この授業では全学生を5～6人のグループに分け、それぞれに担当教員を配置して少人数教育を実施している。多くのグループでは、与えられたテーマについての自学自習と結論の論理構成を学習させ、加えてプレゼンテーション力の向上に取り組んでいる（別添資料1-2-1-B）。また、環境科学部環境生態学科では、この科目にディベート形式の授業法を取り入れ、学生の共同学習、コミュニケーションとディスカッション技能の向上を図っている。

卒業研究指導においても少人数授業を行うとともに、卒業研究の最終発表会は原則として公開で行っており、プレゼンテーションやディスカッションなどの教育的効果を高めている。卒業作品の発表や展示を公開で行うことにより、学生の向上心を引き出すことに効果をあげている。

## 別添資料 5-2-1-A 「環境フィールドワークⅠ・Ⅱ」「環琵琶湖文化論実習」のシラバス

【分析結果とその根拠理由】

実習やフィールドワークの重視、卒業研究発表会の公開など、全学および各学部の教育目的に沿った多様な授業形態が取り入れられるとともに、人間探求学などの少人数教育科目においては教育内容に応じた学習指導の工夫が行われている。

以上のことから、教育目的に照らして授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

観点 5-2-2②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到に係る状況】

シラバス（講義概要）は毎年更新され、科目履修の手引き、資格取得の手引きとともに製本化された最新版が全学生に配布されている（卒業要件等は入学年次のものが適用される。）。また、同内容のものが大学ホームページ（<http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu/index.html>）にも掲載され学生への周知が図られている。

シラバスの記載内容は、授業ごとに、授業科目名、英文授業科目名、担当教員名、単位数、開講時期、講義概要、到達目標、キーワード、授業計画（15 回各回ごとのテーマ）、成績評価方法（各試験や提出物の成績への寄与率を含む。）、テキスト・指定図書・参考書、宿題および小試験（回数や頻度）、前提学力、履修資格（前もって履修が必要な関連科目名や登録可能な学年等）、その他である。ホームページ版ではさらに追加情報（講義を受講する際の注意点、レポート作成時のヒント、参考文献リストその他の関連資料など）を掲載して学生の利用に供している（資料 5-2-2-1）。

学生による授業評価アンケート（平成 21 年度前期・後期）の結果によると、全授業の受講者の 90%以上が、授業内容とシラバスの不一致はなかったと回答している（設問：「この授業は履修の手引きと内容が一致していましたか」に対して、「あまりそう思わない」前期:2.8% 後期 2.5%、「全く思わない」前期:0.9% 後期:0.9%）。

資料 5-2-2-1 シラバス記載項目

項目	内 容
必須項目	(1) 授業のねらいと内容 ①概要 ②到達目標 ③キーワード（工学部の専門科目は必須、その他は必要に応じて記載） (2) 授業計画 (3) 成績評価 (4) テキスト、指定図書、参考書
必要に応じ記載	(5) 宿題および小試験 (6) 前提学力等 (7) 履修資格 (8) 履修定員および選定方法 (9) JABEEプログラムの中での位置付け（工学部専門科目・全学共通科目は必須） (10) 追加情報／詳細情報（自学・自習に役立つ情報） ①予習・復習のポイント ②受講生の学習に関するアドバイス・具体的指示 ③学習相談の方法 ④参考 URL（リンク） ⑤その他（学生へのメッセージ、コメント等）

## 【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、必要な情報が掲載されたシラバスを作成し、これを製本したものを学生に配布するとともに大学ホームページにも掲載されていることから、教育課程編成の趣旨に沿う適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

## 観点 5-2-③： 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

## 【観点到に係る状況】

学生の自主学習の基盤として、大学で学ぶことの意義を考えさせると同時に、大学の学習で必要とされる基本的スキルを身につけさせることを目的に、1年次前期に少人数の導入授業「人間探求学」を必修科目として全学で実施している。この科目は教員1人あたり学生5～6人程度の少人数編成のクラスとしており、学生の満足度も非常に高い（資料5-2-3-1）。

全学生の英語力向上のための支援策として、TOEIC テストの導入（観点5-1-②で前述）だけでなく、学内パソコンからアクセスできる e-learning システムによる自主学習を推奨している。英語力レベル診断のほか、スタンダードコース（リスニング強化、リーディング強化、TOEIC 演習）と初中級コースプラス（リスニング、リーディング、TOEIC 強化、TOEIC パート演習、中間・修了テスト）の2コースが利用できる。

その他の自主学習支援策としては、学生の質問や相談に答えるための全学的なオフィスアワーの制度化（大学ホームページ <http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu/officehour/officehour.html>）、図書館の土曜日開館（平成20年度から）、自習スペースの確保等がある。

学生の単位履修状況の把握については、各学科において定期的に行われている。特に卒業研究の履修要件を設けている学科では、3年次終了時に各学生の取得単位数等の確認が行われており、これ以前の段階での明らかな単位不足の学生に対しては、各学科で指導担当教員が個々に助言・指導を行うようにしている。

基礎学力不足の学生に配慮した科目としては、第一外国語（英語）でのクラス指定の科目のほかに英語の基礎学力が不足している学生向けの科目、英語を習ったことのない学生向けの「初習英語」、さらに交換留学生向けの「初習日本語」を開講している。また、専門科目についても、基礎学力に差がある学生の存在を前提として基礎的内容を含んだ基礎科目（学部共通基礎科目、学科基礎科目）を、各学部学科とも初年度を中心に配当している。

## 資料 5-2-3-1 人間探求学に係る授業評価アンケート結果（平成21年度前期）

設 問	人間探求学の平均	人間学の平均 (人間探求学を除く。)
・この授業にどれだけ出席しましたか	4.7	4.1
・授業の内容は、興味のもてるものでしたか	3.7	3.3
・授業の内容は、理解できましたか	3.8	3.2
・授業で扱った内容をより深く学びたい気持ちになりましたか	3.6	3.2
・この授業の満足度は、どの程度になりますか	3.7	3.2

## 【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、入学初年度での導入授業や英語の自主学習支援などをはじめとして、自主学習を支援・促進するための配慮がなされていると判断するが、基礎学力不足の学生に対する配慮については、さらに組織的な取り組みが必要である。

観点5-2-④： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

（該当なし）

観点5-2-⑤： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

（該当なし）

観点5-3-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

#### 【観点に係る状況】

本学の成績評価は100点を満点とし、従来は優（80点以上）、良（70点以上）、可（60点以上）、不可（60点未満）の4段階の評価基準であったが、より正確な評価のため平成21年度入学生からこれに秀（90点以上）を加えた5段階評価とした（資料5-3-1-1）。各科目での成績評価方法は、小テスト、レポート、期末試験などを総合するものが多く、それぞれの授業科目の評価方法と成績への寄与率（点数配分）は、「履修の手引」に細かく示すとともに、大学ホームページ（<http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu/syllabus/gakubu.html>）にも掲載している。

卒業認定基準は学則に明示されているほか、卒業要件単位数、卒業研究審査基準は「履修の手引」や大学ホームページ（[http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu/syllabus/pdf/kankyo\\_seitai.pdf](http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu/syllabus/pdf/kankyo_seitai.pdf)）に掲載するとともに、学年ごとのオリエンテーションで説明するなどして学生へ周知している（資料5-3-1-2）。これらの基準に基づき、卒業研究審査判定は各学科教員会議において、卒業認定は各学部教授会において実施している。

## 資料5-3-1-1 成績評価基準に関する関係規定等

## ○ 公立大学法人滋賀県立大学学則（抜粋）

(成績の評価)

第37条 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可、不可をもって表し、秀、優、良および可を合格とし、不可を不合格とする。ただし、評点を付さない授業科目については、合格、不合格をもって表す。

## ○ 公立大学法人滋賀県立大学履修規程（抜粋）

(試験)

第5条 定期試験は、学期末に期間を定めて行う。ただし、実験、実習、演習等については、試験を行わずに成績を定めることがある。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては随時試験を行うことがある。

(成績評価)

第6条 成績の評点は、試験の成績および平常の成績等を総合して、100点満点で採点する。

2 成績の表示は次のとおりとし、秀、優、良および可を合格とし所定の単位を与える。

評 価	評 点
秀	90点以上
優	80点以上90点未満
良	70点以上80点未満
可	60点以上70点未満
不 可	60点未満

3 前項のほか、評点を付さない授業科目については、合格、不合格をもって表す。

4 不合格になった科目は、改めて再履修することができる。

## ○ 授業科目ごとの成績評価基準（例：環境物理学Ⅰ）

期末試験を実施する。成績は、宿題の点数と期末試験の点数とを総合的に評価する。期末試験と課題の比率がおおむね5：5になるように計算し、その点数をもって最終的な評価とする。最終的な得点が60点を超えれば合格である。宿題は毎回添削のうえ返却する。宿題はA、B、C、Dの4段階で採点し、Aは10点、Bは8点、Cは5点、Dは0点とする。

(抜粋：「履修の手引」)

## 資料5-3-1-2 卒業研究等審査基準等（例：人間文化学部生活デザイン学科）

## 【卒業研究・制作／論文着手要件】

生活デザイン論演習Ⅰ・Ⅱを履修済みであること。原則として卒業単位を110単位以上修得していること

## 【卒業研究等審査基準】

- 卒業研究（卒業論文・卒業制作）は、以下の評価項目によって審査する。
  - 研究目的と研究計画の妥当性
  - テーマの新規性・学術性・社会性
  - 研究方法の的確性・独創性
  - 研究内容の論拠（実験・調査データ・文献資料等）の客観性・実証性
  - 論理構成および結論（表現）の妥当性、制作の場合は加えて完成度
  - プレゼンテーションの技法と質疑応答能力
- 卒業研究（卒業論文・卒業制作）は、卒業研究中間発表会および卒業研究公開審査会において学科が定める方法で発表し、質疑を行う。
- 1および2による評価結果をもとに、学科教員全員の合議を経て審査判定を行う。

(抜粋：「履修の手引」)

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準および卒業判定基準は組織的に策定され、機会あるごとに学生に提示されて周知されている。また、成績評価、単位認定、卒業認定はこれらの公開されている基準に基づいて行われている。

以上のことから、成績評価基準や卒業認定基準が策定され、これらに従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

観点 5-3-②： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点到に係る状況】

工学部では JABEE プログラム認定に向けての準備を進めてきており、これに係る教育科目については厳密で公正な成績評価が求められることが全学において広く認識されるようになった。このような状況の中で、本学で実施される授業はすべて 15 回実施、成績評価基準の明確化と学生への周知が実行されるとともに、さらに厳密な成績評価へ向けての取り組みが行われている。

成績評価の正確さを担保するための措置としては、これまでは評価判定に疑義のある学生が担当教員に説明を求め、結果的に評価の修正が必要と判断された場合、成績評価変更の届出により修正することとしていた。しかし、この方式では学生が直接個人的に当該教員に説明を求めることになり限界があったため、平成 22 年度から成績評価に関する異議申し立てを受ける制度を導入した。これは成績評価後の一定期間、学生支援センターに窓口を設けて異議申し立てを受け付け、第三者の教員が中に入って担当教員に打診し、必要な場合は評価の修正を行うというものである。制度としてはまだ始まったばかりであるが、「履修の手引」の解説(資料)や大学ホームページへの掲載 ([http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu/syllabus/rishu1\\_index.html](http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu/syllabus/rishu1_index.html)) によって学生への周知を図っている(資料 5-3-2-1)。

資料 5-3-2-1 成績評価の根拠等の教示について

(5) 成績評価の根拠等についての教示について

本学では、学生は自らの成績評価にかかる根拠等について、当該科目の担当教員に対して教示を求めることができます。

当該科目の担当教員に成績評価の根拠等について教えてもらいたい場合は、オフィスアワー等を活用して研究室を訪ねてみることもできますし、学生支援センター長(学生支援センター教務担当)を通じて、書面にて担当教員へ願い出ることもできます。

ただし、書面にて教示を願い出ることができる期間は、成績が通知された日から原則として 3 週間以内となりますので、ご注意ください。詳細については、学生支援センター教務担当までご相談ください(この取扱は、平成 22 年度前期以降の成績から適用します)。

(抜粋：「履修の手引」)

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、工学部の JABEE プログラム認定の取り組みから、厳密で公正な成績評価が求められることについての認識が全学に広まるとともに、昨年度まで制度化されていなかった成績に対する異議申し立ての仕組みができたことにより、成績評価の正確さはいっそう担保されるようになったと判断する。



## ＜大学院課程＞

観点5-4-①： 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

### 【観点に係る状況】

各研究科の人材養成・教育目的は公立大学法人滋賀県立大学大学院研究科規程で明確に規定しており、各研究科・専攻においてはそれを達成するための教育体系を構築し、これを修めた者に相応しい学位を授与している（資料5-4-1-1 および別添資料5-4-1-A）。

博士前期（修士）課程の授業科目は、各研究科ともに研究科共通科目と分野・部門ごとの専門科目との2つの階層によって編成されている。各研究科では、教育課程の最終的成果としての学位論文（修士論文）に直結する科目（分野ごとの「特別演習」、「特別研究」、工学研究科の「特別実験」）を必修科目としている。これに加えて、人間看護研究科を除く3研究科共通講座として開設している「近江環人地域再生学座」（詳しくは観点5-5-①で後述）の科目群があり、これらの科目はこの学座に所属する学生にとっては必修科目に、所属しない学生にとっては選択科目になる。

博士後期課程では、3研究科ともに研究科共通科目として4単位を履修させている。これは個々の専門分野を超えて隣接分野を含めた学際的視野のもとに改めて自らの研究を進めさせるためである。

### 資料5-4-1-1 大学院の教育課程、授与学位等

#### 【博士前期（修士）課程】

研究科・専攻		教育課程	配当科目数			授与学位（修士）
			研究科共通	専攻共通	各部門別	
環境科学研究科	環境動態学専攻	3部門	3	6	20	環境科学
	環境計画学専攻	2部門		2	27	
工学研究科	材料科学専攻	2部門	2	2	19	工学
	機械システム工学専攻	1部門		—	19	
人間文化学研究科	地域文化学専攻	3部門	3	2	31	人間文化学
	生活文化学専攻	3部門		—	30	
人間看護学研究科	人間看護学専攻	3分野	14	—	42	看護学

#### 【博士後期課程】

研究科・専攻		配当科目数		授与学位（博士）
		研究科共通	各部門別	
環境科学研究科	環境動態学専攻	6	9	環境科学 学術
	環境計画学専攻		6	
工学研究科	先端工学専攻	7	—	工学
人間文化学研究科	地域文化学専攻	2	6	人間文化学 学術
	生活文化学専攻		6	

別添資料5-4-1-A 公立大学法人滋賀県立大学学位規程

### 【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、大学院の教育課程は、授与する学位、目標とする人材の育成に対応しており、研究科の特性に応じた多様な授業科目が階層性を持って提供されていることから、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったも

のになっていると判断する。

**観点 5-4-②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。**

**【観点に係る状況】**

研究者総覧（資料 3-3-1-1）および各学部報等での毎年の研究業績報告に見るように、各教員の研究分野・研究業績と担当する授業科目とは緊密に対応しており、それぞれの研究成果や学術の発展動向が大学院授業科目へ反映されるよう科目編成されている。

平成 18 年度文部科学省地域再生人材送出拠点の形成プログラムに採択された「近江環人地域再生学座」は、地域のニーズに応え、行政、企業、NPO などそれぞれの立場で地域再生のリーダーとなる人材の養成を目的としており、検定試験に合格した 36 人に対しては、新たな職能として「近江環人＝コミュニティ・アーキテクト」の称号を付与している（資料 5-4-2-1 および資料 5-4-2-2）。なお、近江環人地域再生学座の開講科目は、学座に所属しない大学院生も履修が可能であり、取得した単位は修了要件を満たす単位として認められている（人間看護学研究科および人間文化研究科生活文化学専攻健康栄養部門を除く。）。

また、平成 21 年度に環境省の環境人材育成のための大学教育プログラム開発事業に採択された『「水よし、地域よし、未来よし」地域との連携による環境“三方よし”人材育成プログラムの開発』では、バングラデシュ、中国など本学が連携する大学との合同フィールドワークプログラムの開発を進めている。

**資料 5-4-2-1 近江環人地域再生学座の受入状況（平成 18 年度～）**

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	合計
入学者	13 人	12 人	16 人	18 人	59 人
うち社会人	6 人	4 人	9 人	7 人	26 人
「近江環人」称号付与者	—	14 人	13 人	9 人	36 人

**資料 5-4-2-2 コミュニティ・アーキテクト（近江環人）の称号の付与に関する規程（抜粋）**

<p>(目的)</p> <p>第 2 条 コミュニティ・アーキテクト（近江環人）の称号は、滋賀県立大学大学院博士前期課程近江環人地域再生学座（以下「学座」という。）を修了した者および滋賀県立大学大学院の科目等履修生であって第 3 条第 1 項第 2 号に定める要件を満たした者の社会的評価の向上を図り、もって本県における地域再生に資することを目的として付与する。</p> <p>(称号)</p> <p>第 3 条 次に掲げる要件を満たした者には、コミュニティ・アーキテクト（近江環人）の称号を付与するものとする。</p> <p>(1) 学座に所属する学生にあつては、本学大学院学則第 23 条に規定する博士前期課程の修了要件を満たした者。</p> <p>(2) 滋賀県立大学大学院の科目等履修生にあつては、地域再生学特論、コミュニティ・マネジメント特論、エコ・テクノロジー特論、地域診断法特論、コミュニティ・プロジェクト実習 I およびコミュニティ・プロジェクト実習 II（以下「必修科目」という。）の必修科目を修得し、所定の試験に合格した者。</p> <p>(入学の時期)</p> <p>第 4 条 学座の入学時期は、学期の始めとする。</p>
---

## 【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、教員の研究成果は授業内容に反映するとともに、地域ニーズに応えた教育課程を新設するなど、教育課程の編成は社会の要請、学生のニーズに配慮していると判断する。

## 観点5-4-③： 単位の実質化への配慮がなされているか。

## 【観点到係る状況】

各研究科専攻のすべての授業回数は、試験を除いて15回の実施が確保されており、シラバスおよび学年暦（別添資料5-1-3-A）に明示されている。

また、単位の実質化への配慮として、各指導教員が学生の履修科目の選択について指導し、学位論文に向けた学生の自主的な学習をサポートする体制となっている。さらに、専用の学習スペースが、所属研究室内または大学院生室として各研究科・専攻ごとに確保されている。学位論文の指導においても、提出までに数次の中間報告を課すことで研究時間の確保、研究水準の向上を促している。

## 【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、授業回数は15回の実施が確保されており、また、研究・学習スペースの確保、履修科目選択の指導、学位論文の指導等を通して、単位の実質化が配慮されていると判断する。

## 観点5-5-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

## 【観点到係る状況】

各研究科がそれぞれ独自の教育目標を達成するために講義、演習、実験・実習等を適切に組み合わせることによって指導を実践している（資料5-5-1-1）。講義科目の多くは履修人数が10人未満であり、目的に応じた多様な指導方法が可能な少人数教育として実施されている。

「近江環人地域再生学座」は、講義、教室での討論演習、地域社会での聞き取り調査、各種データ解析、計画策定演習などが、すべて社会人学生を含んだクラス編制で実施されており、4つの基幹科目（「地域再生学特論」「コミュニティ・マネジメント特論」「エコ・テクノロジー特論」「地域診断法特論」）と2つの実習科目（「コミュニティ・プロジェクト実習Ⅰ・Ⅱ」）は、いずれも本学教員と学外専門家（非常勤講師）との共同指導による実践的な内容となっている（資料5-5-1-2）。

平成21年度から新しい科目として開講した環境科学研究科の「環境動態学プレゼンテーションⅠ・Ⅱ」は、研究者・技術者にとっての必須の技能として、プレゼンテーションおよび学術的議論の方法を学ばせるための科目で、必修科目に指定している。また、人間文化研究科博士後期課程の「研究方法特論」と「リサーチ・ワークショップ」は、従来は3年の修了期限内での提出が低調だった博士論文作成を促進するための方策として、必修科目としたものである。

資料5-5-1-1 大学院課程における講義・演習等の科目内訳（平成22年度）

【博士前期（修士）課程】 (単位：科目数)

研究科	講義	演習・実習	実験・研究
環境科学研究科	44	10	4
工学研究科	38	2	2
人間文化科学研究科	58	4	4
人間看護学研究科	33	20	3

※ 近江環人地域再生学座 5 2

【博士後期課程】

研究科	講義	演習・実習	実験・研究
環境科学研究科	6	10	5
工学研究科	5	1	1
人間文化科学研究科	2	6	6

資料5-5-1-2 近江環人地域再生学座の教育プログラム



( 近江環人の概要 <http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/gakubu/in/ohmikanjin/ohmikanjin.html> )

( 近江環人の活動内容 <http://ohmikanjin.net/about> )

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、多様な講義科目、演習科目、実験実習科目が研究科ごとの教育目的に応じて組み合わせられて、教育内容に応じた学習指導法の工夫がなされていると判断する。

**観点 5-5-②：** 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

**【観点到係る状況】**

各研究科の全科目のシラバスが作成され、学生に配布されているほか、大学ホームページ上にも掲載されている（<http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu/syllabus/daigakuin.html>）。科目ごとの講義概要の記載内容は、授業科目名、担当教員名、概要、15回の授業計画、成績評価、テキスト・指定図書・参考書、その他である。シラバスには各科目の講義概要以外に、研究科ごとに（環境科学研究科、工学研究科および人間文化科学研究科は専攻ごとに）修了要件、年次別配当表、学位論文審査基準が明示されている。博士後期課程のシラバスでは、履修方法、年次別配当表（修了要件を含む。）、講義等の内容（概要）が示されている。

**【分析結果とその根拠理由】**

以上のとおり、研究科・専攻ごとに必要十分な情報の記載されたシラバスが作成されており、学生に配布あるいは大学ホームページ上に掲載されていることから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

**観点 5-5-③：** 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

**【観点到係る状況】**

人間看護学研究科では、専門性の高い看護職者を育成するという研究科の教育目的に基づき、在職者を積極的に受け入れる必要があることから、大学院設置基準第14条特例を適用して有職者にとって勤務への支障が少ない18時以降の夜間に開講するほか、2年間の標準修業年限を1年延長して3年間で計画的に履修できる長期履修制度を取り入れ、修学における時間的制約ができるだけ少なくなるように配慮している。

時間割を例にあげると、前期が17科目中12科目、後期は18科目中14科目を18時以降に開講している（集中講義を除く。）。また、同研究科での長期履修制度の利用状況は、平成19年度入学者は13人中9人、平成20年度入学者は12人中9人、平成21年度入学者は8人中4人、平成22年度は7人中3人となっている。

**【分析結果とその根拠理由】**

以上のとおり、人間看護学研究科では有職者の履修に配慮した夜間開講や長期履修制度を適用しており、適切な指導を可能にしていると判断する。

**観点 5-5-④：** 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

（該当なし）

**観点 5-6-①： 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。**

**【観点に係る状況】**

本学大学院における教育は、大学院学則に定められているとおりに、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導により行われている（大学院学則第19条）。授業科目上では、各専攻／部門ごとの「特別演習」と「特別研究」（工学研究科は「特別実験」と「特別演習」）の2科目が研究指導に該当する。

研究指導は、学生ごとに決められた担当指導教員が、科目履修の指導、研究テーマの設定指導などを中心的に行うが、研究の進行に応じて、あるいは研究テーマに応じて、他の教員からの指導・助言を受けることもできる体制となっている（資料5-6-1-1）。例えば、環境科学研究科では、学生が入学時に選択した研究領域に属する主指導教員1人と複数の副指導教員による指導体制（コミティ制）によって研究指導を行っている。このコミティ制の副指導教員には、他研究領域の教員だけでなく、他専攻または他研究科の教員等にも委嘱することができ、専攻または研究部門ごとに教員の指導資格の審査基準を定めている。他の研究科でも適切に指導教員が選任され、複数指導が可能な体制がとられている。

論文の指導については、上記の指導体制のもと、研究テーマの選択、中間報告、論文審査、公聴会（最終発表会）などの段階を経て計画的に行われている。

博士後期課程における研究指導の方法については資料5-6-1-2のとおりであり、シラバス（「履修の手引（大学院）」にも明記されて学生に周知されている。

**資料 5-6-1-1 各研究科における研究指導体制（博士前期（修士）課程）**

研究科	研究指導の体制
環境科学研究科	研究指導は、学生が入学時に選択した研究領域に属する主指導教員1名と複数の副指導教員による指導体制（コミティ制）によって行っている。主指導教員及び副指導にかかわる教員の指導資格については、専攻または研究部門ごとに定めた資格審査基準によって審査している。
工学研究科	大学院博士前期課程の学生は入学時に選択した研究分野に所属して、その分野の教授が主指導教員として研究指導する。その分野の准教授あるいは助教も研究指導を補佐する。修士論文審査には、主指導教授が主査として、その他に所属分野を越えて2名の副査の3名によって行われる。
人間文化科学研究科	(地域文化化学専攻) 大学院学生は志望する研究分野に従っていずれかの部門に所属している。各部門では学生の行う研究内容を考慮して主指導教員、副指導教員を選任し、主指導教員が責任を持って指導を行っている。
	(生活文化化学専攻 生活デザイン部門・人間関係部門) 1人の院生について指導教員1人ないし2人が主たる研究指導を行う。個人指導およびゼミ等の集団指導を定期的実施している。研究部門の他の教員も授業等の他に研究テーマにかかわる指導を適宜行う（中間発表および最終発表以外の場でも指導が行われる）。
	(生活文化化学専攻 生活栄養部門) 部門内の教授が大学院生の指導教授となり、他の教員も指導に関わる複数指導体制を取っている。
人間看護学研究科	研究指導は主指導教員および副指導教員の2名により指導されており、副指導教員の2名のうち、1名はマル合判定の教員を配置している。

## 資料5-6-1-2 各研究科における研究指導体制（博士後期課程）

研究科	研究指導の体制
環境科学研究科	入学時に研究部門を選び、主指導教員のもとに履修計画を立てる。主指導教員と相談の上、自らの研究の方向に基づきコミティの他のメンバー（副指導教員）の指導を受けることができる。博士論文指導には指導教員があたる。 研究指導は、原則としてコミティ制により行う。主指導教員は、演習指導ならびに博士論文指導の全般を担当する。主指導教員は、各セメスターの終了時に各人の研究の進捗状況をチェックした上で研究計画の修正など必要な措置を取り、博士論文の作成に向けて、研究指導を進める。
工学研究科	研究指導は、定められた指導教員が行う。指導教員の編成は、学生の希望する研究内容を考慮して行い、その構成は、研究指導に直接責任を負う主指導教員1名ならびに関連する2名の副指導教員とする。主指導教員は研究テーマの設定から学位論文の作成まで、副指導教員の緊密な連携のもとに学生の指導にあたる。主指導教員は、定期的に各人の研究の進行状況をチェックし、研究計画の修正および調整など必要な措置を講じ、博士論文の作成に必要な実験等についても計画的に進行するよう指導する。
人間文化科学研究科	学生は研究テーマの追求に当たって、本来の専門領域にかかわる主たる指導教員の指導を重点的に受けるが、必要に応じて関連領域を担当する教員の指導をも受けさせ、多角的に研究を展開することによってオリジナリティの高い成果が得られるような教育を行う。「特別研究」の指導は、このような重点的ならびに副次的な指導体制に基づいて行う。「特別演習」は、研究部門ごとに設定し、担当する指導教員の密接な連携のもとで、学際的な立場から学生の指導にあたる。

## 【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、分野ごとの教育課程の趣旨に沿った科目履修および個別的研究指導のための体制があり、研究テーマ選定から指導教員の決定、論文作成指導、最終審査に至るまでの段階的な指導が計画的に行われていることから、博士前期（修士）課程および博士後期課程ともに、研究指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

## 観点5-6-②： 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

## 【観点に係る状況】

各研究科では、それぞれの教育課程の趣旨に沿った研究指導の取り組みがなされており、その具体例は資料5-6-2-1のとおりである。多くの研究科において複数指導が可能な体制が作られており、中間発表会などの機会を活用してさらに多様な分野の教員からの指導や助言が得られるように工夫されている。研究テーマの決定、指導教員の選任においては、学生の自主性が尊重されるよう配慮されている。

また、教員の指導のもとで学生が教育補助業務に従事することにより自らの能力の向上を図れるようにTA制度を設けている（観点3-4-①を参照）。

## 資料5-6-2-1 各研究科の研究指導取り組み状況

研究科	研究指導の取り組み
環境科学研究科	特別研究は、入学と同時に研究テーマに相応しい主指導教員および副指導教員を決定し、直ちに開始する。指導の方法は研究部門および指導教官によって異なるが、原則として週1回の研究室ゼミを中心として行われ、必要に応じて集中的に調査・実験を行う。前期課程2年次には、研究のための調査、実験と並行して論文作成についての指導を行い、修士論文として取りまとめる。7～10月（研究部門により異なる。）に全教員が参加する中間発表会を行い、2月上旬に論文提出、中旬に最終審査会を行う。地域環境経営研究部門は、さらに1年時に着手発表、中間発表を加味している。

工学研究科	<p>大学院の設置目的にあるように、産業界に役立つ技術者を社会に送り込むために初年度から特別研究に取り組ませている。したがって各分野で先端的な研究に取り組み、博士前期課程の学生には専門分野の学会で発表するかあるいは学会発表のレベルの保証という基準を設け、学内での審査会に合格しなければならない。また、博士後期課程の学生には査読付論文3編以上あることを修了要件としている。このように研究内容、研究の進め方、研究レベルについて、さらに外部の適切な意見や評価を受けながら研究指導を行っている。</p>
人間文化学研究科	<p>(地域文化学専攻) 特別研究は初年度から開始し、2年次後期に中間発表を経て論文を完成させる。博士後期課程においては、研究科共通科目として「研究方法特論」、「リサーチ・ワークショップ」（これは研究科全体に共通の必修科目である。）を開講し、初年度より特別研究を行う。</p>
	<p>(生活文化学専攻 生活デザイン部門) 部門の全教員から研究テーマ設定や研究方法に関する指導・助言を得るため、修士課程前期（6月）に中間発表会を行っている。最終発表会は2月に公開で行っている。学科の卒業研究展示会および卒業研究報告書の作成には大学院生も参加させている。</p>
	<p>(生活文化学専攻 生活栄養部門) 指導教授および他の指導に関わる教員が、研究計画の立案から実施、解析、まとめに至るまで、個別に対応している。また、所属研究室で開催される研究発表会および文献紹介等のセミナーも毎週行っている。部門に属する全大学院生を対象として毎年7月に中間報告会を開催している。修士課程2年生は2月に修士論文発表会と修士論文審査を行っている。平成20年度から優秀な修士課程修了者に奨励賞を授与している。</p>
	<p>(生活文化学専攻 人間関係部門) 指導に関わる教員は、修士論文、博士論文の作成、提出にいたるプロセス（テーマの設定や方法論の選定、実験・調査の実施から論文の執筆まで）すべてに関与し、指導する。研究が滞りなく進行するために必要な様々な助言を行い、研究の遂行に必要な環境整備についても可能な限り支援する。</p>
人間看護学研究科	<p>2年課程・3年課程（長期履修制度の適用者）別の特別研究スケジュールに基づき、以下のように研究指導を行っている。</p> <p>2年課程 1年次：4月上旬：入学および研究指導オリエンテーション。5月頃：研究構想提出。6月：倫理審査書提出。 2年次：4月：2名の副指導教員の決定。6月：中間発表。2月：研究発表会。3月：審査、可否決定。</p> <p>3年課程 1年次：4月上旬：入学および研究指導オリエンテーション。5月頃：研究構想提出。6月：倫理審査書提出。 2年次：4月：2名の副指導教員の決定。6月：研究計画書提出。 6月以降：倫理審査書提出。2～3月：中間発表。 3年次：4月：特別研究履修登録。1月中旬：修士論文提出。2月：研究発表会。3月：審査、可否判定。</p>

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、すべての研究科においてそれぞれの特性に沿った指導体制、指導計画が整備されており、研究指導、学位論文指導に係る適切な取組みが行われていると判断する。

**観点5-7-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。**

【観点に係る状況】

成績評価基準は大学院履修規程に定められており、優（80点以上）、良（70点以上80点未満）、可（60点以上70点未満）、不可（60点未満）の4段階で評価される。評点によらない科目については合格または不合格の評価を行っている。

修了認定基準（修了要件）は大学院学則に定められ、博士前期（修士）課程、博士後期課程ともに必要な単位



数の取得、論文審査および最終試験の合格等が明示されている。大学院履修規程および学位規程は、大学院「履修の手引（大学院）」に掲載されて周知徹底が図られている（資料5-7-1-1）。

#### 資料5-7-1-1 成績評価基準に関する関係規定

##### ○公立大学法人滋賀県立大学大学院履修規程（抜粋）

（成績評価）

第8条 授業科目の成績の評点は、試験の成績および平常の成績等を総合して、100点満点で採点する。

2 成績の表示は次のとおりとし、優、良および可を合格とし所定の単位を与える。

評 価	評 点
優	80点以上
良	70点以上80点未満
可	60点以上70点未満
不 可	60点未満

3 前項のほか、評点を付さない授業科目については、合格、不合格をもって表す。

4 修士論文の審査、博士論文の審査および最終試験の成績評価は、合格または不合格をもって表す。

（<http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/daigakuinrisyukitei.pdf>）

##### ○公立大学法人滋賀県立大学大学院学則（抜粋）

（修士課程および博士前期課程の修了）

第23条 修士課程または博士前期課程に2年（第15条もしくは第16条の規定により入学した者または第18条第1項の規定により転専攻した者にあつては、それぞれ第17条または第18条第2項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の授業科目を履修し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格した者については、研究科会議の議を経て、学長が修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、修士課程または博士前期課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 修士論文の審査および最終試験は、研究科会議において審査委員会を設けて行い、その合否は審査委員会の報告に基づいて研究科会議が決定する。

（博士後期課程の修了）

第24条 博士後期課程に3年（第15条もしくは第16条の規定により入学した者または第18条第1項の規定により転専攻した者にあつては、それぞれ第17条または第18条第2項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の授業科目を履修し、8単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格した者については、研究科会議の議を経て、学長が修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程または博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を、前条第1項ただし書または他の大学の大学院の同様の規定による在学期間をもって当該課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第14条第2項第2号から第4号までに該当する者で優れた研究業績を上げた者の在学期間に関しては、1年以上在学すれば足りるものとする。

3 博士論文の審査および最終試験は、研究科会議において審査委員会を設けて行い、その合否は審査委員会の報告に基づいて研究科会議が決定する。

（<http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/daigakuinngakusoku.pdf>）

#### 【分析結果とその根拠理由】

大学院課程における成績評価、単位認定は履修規程に定められた基準に沿って行われている。修了認定は大学院学則に定められた基準に沿って最終的に研究科会議において承認されている。

以上のことから、成績評価、単位認定、修了認定は適切に実施されていると判断する。

観点5-7-②： 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

博士前期課程における学位の審査基準および学位論文の評価基準は、各研究科の研究部門（専攻）ごとに定められ、大学ホームページ（[http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu/syllabus/inzen\\_kankyo/index.html](http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu/syllabus/inzen_kankyo/index.html)）および「履修の手引（大学院）」に掲載することにより学生に周知されている。修士学位論文評価の基準は、各研究科によって微妙な表現の差異はあるものの、その要点は「各研究分野における新たな知見を含み、学位に相当する水準にあると判断される」こと（環境科学研究科）であり、各研究分野に応じて、例えば、「材料科学の分野において新規な知見を含み、その内容は全国規模または国際的な学術集会において発表できる学問的な水準にあると判断されること」（工学研究科材料科学専攻）、「工学系の学術論文としての体裁を整えていること。重大な誤りがないこと」（工学研究科機械システム工学専攻）、「40,000字を基本とし、学史をふまえ、独創的な内容をもつこと。各部門における学術論文としての体裁を整えていること」（人間文化学研究科地域文化学専攻）、「生活文化学の新規な知見を含み、その内容が学術的な価値を有すると判断されること」（人間文化学研究科生活文化学専攻）のように定められている（資料5-7-2-1）。博士後期課程の学位（博士）論文の評価基準については、各研究科において基準を定めており、研究指導の中で学生に示している。

学位論文の審査にあたっては、学則および学位規程で、論文の提出、審査（審査委員会の設置）、最終試験、学力の確認、審査期間、審査結果の報告、審査結果の議決、学長への報告、学位授与などについて規定されている。審査体制の中心となる審査委員会については、審査委員は当該研究科の教授3人以上によるが、必要であれば2人までを准教授・助教で代わること、場合により学外の教員等を加えることができることが規定されている（資料5-7-2-2）。博士論文の審査においては、外部専門家が審査委員に加わって実施されることが多く、審査の質が客観的に担保されている。

資料5-7-2-1 学位論文審査基準（例：環境科学研究科環境動態学専攻（博士前期課程））

環境科学研究科の学位論文（博士前期課程）に係る審査は、以下のとおりとする。

- (1) 学位論文（環境意匠研究部門については設計を含む）の審査は、大学院学則第23条第1項および第2項の条件を満たす者について、審査委員会が行う。
- (2) 審査委員会は、学位規程第7条に基づいて3名以上の委員で構成する。
- (3) 審査は、各研究分野における新たな知見を含み、学位に相当する水準にあると判断される研究成果について執筆されている学位論文について行う。審査の内容については専攻または研究部門において別途定める。
- (4) 審査の過程で学位論文の内容に誤りが指摘された場合、審査委員長は、期日までに再提出させる。
- (5) 最終試験は、学位規程第8条に基づいて審査委員会が学位論文に関する事項について、学位論文発表会または報告会で口頭により行う。

環境動態学専攻 審査の内容

- ① 論文の体裁（構成、書式）が整っており、論理展開が明快であること。
- ② 研究の目的・方法が明確で、新たな知見を含んでいること。
- ③ 十分な調査・実験に基づき、結果の分析と考察が十分に行われていること。
- ④ 内容が国内外の学会で発表できる学問的水準に達していること。
- ⑤ 発表会において、制限時間内にわかりやすく発表し、質問に対して的確に答えられたこと。

（抜粋：「履修の手引【大学院】」）

## 資料 5-7-2-2 公立大学法人滋賀県立大学学位規程（抜粋）

（授与の要件）

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程または博士前期課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。

4 前項に規定するもののほか、博士の学位は、大学院学則第25条第3項に規定する者にも授与する。

（学位授与の申請）

第4条 前条第2項の規定による修士の学位の授与を申請する者は、所定の学位申請書に修士論文を添えて、研究科長に提出しなければならない。

2 前条第3項の規定による博士の学位の授与を申請する者は、所定の学位申請書に博士論文、博士論文の要旨、論文目録および履歴書を添えて、研究科長に提出しなければならない。

3 本学大学院の博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後退学した者については、退学後3年以内に限り、前項の規定を準用する。この場合において、同項に規定する書類のほか、単位修得証明書および研究指導認定書を添え、当該者が在学していた研究科の研究科長に提出するものとする。

4 前条第4項の規定による博士の学位の授与を申請する者は、第2項に規定する書類に公立大学法人滋賀県立大学における授業料その他の料金に関する規程に定める学位論文審査手数料を添えて、研究科長を経由して学長に提出しなければならない。

（学位論文）

第5条 修士論文または博士論文（以下「学位論文」という。）は1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 前項の学位論文の審査のため必要があるときは、学位論文の訳本、学位論文の内容に関連のある模型、標本および参考資料等を提出させることができる。

3 受理した学位論文および学位論文審査手数料は、返還しない。

（学位論文の付託）

第6条 第4条に規定する学位申請書を受理したときは、研究科長または学長は、その審査を研究科会議に付託するものとする。

（学位論文の審査）

第7条 学位論文の審査は、研究科会議において審査委員会を設けて行う。

2 審査委員会は、研究科会議を構成する教授3人以上の委員で組織する。

3 前項の規定にかかわらず、研究科会議が必要と認めたときは、2人以内に限り、本学大学院の教授、准教授、講師および助教をもって委員に充てることができる。

4 前2項に規定する者のほか、研究科会議が必要と認めたときは、他の大学の大学院または研究所等の教員等を委員として加えることができる。

（最終試験）

第8条 最終試験（第3条第4項の規定による学位の授与を申請した者にあつては、試験をいう。以下同じ。）は、審査委員会が学位論文および当該論文に関連する事項について、口頭または筆記により行う。

（学力の確認）

第9条 第3条第4項の規定による学位の授与を申請した者については、審査委員会が論文審査および最終試験に併せて、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認（以下「学力の確認」という。）を行うものとする。

2 学力の確認は、学位論文に関連のある専門分野および外国語について、口頭および筆記により行うものとする。ただし、研究科会議において必要と認める場合は、他の方法によることができる。

（ <http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/gakuikitei.pdf> ）

## 【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、博士前期課程および博士後期課程における学位論文の評価基準および学位の審査基準は、組織として策定・周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

観点 5-7-③： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

学士課程と同様に、成績評価等に対する学生の疑義を受け付けるために、平成 22 年度から期間を定めて異議申し立てを受け付ける窓口を設け、制度としての対応を開始している（観点 5-3-②を参照）。

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、個々の学生が指導教員以外の複数の教員との接点を持っていることに加えて、異議申し立てが制度化されたことによって、成績評価等の正確さを担保する措置が講じられていると判断する。

<専門職学位課程>

(該当なし)

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 本学は「環境と人間」をキーワードにした教育を各学部・研究科で行っているが、1 年次前期に「人間探求学」および「環境マネジメント総論」を必修科目として履修させており、本学の教育研究のキーワード「環境と人間」についての基礎的な知識および能力を習得させている。
- もう一つのキーワードである「地域」についても、学部課程においては授業にフィールドワーク等を取り入れ積極的に地域に出かけるとともに、大学院課程では「近江環人地域再生学座」を設けコミュニティ・アーキテクト（近江環人）の育成に努めている。課外活動においても、県下全域にわたって「近江楽座」を展開して「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する」大学としての目標に対する教育活動が展開されている。

【改善を要する点】

- 教育課程の編成については概ね体系的に編成されているが、人間文化学部での学科改組に伴う教育カリキュラムの見直しが遅れており、早急に対応する必要がある。
- これまで未整備であった成績評価に対する異議申し立てについて平成 22 年度によりやく制度化されたが、今後は円滑な制度の運営に努める必要がある。

(3) 基準 5 の自己評価の概要

本学の学士課程および大学院課程の教育課程は、教育の目標、学位の種類に応じて体系的に編成されており、授業内容は教育課程の趣旨に沿って各教員の研究の成果を反映したものとなっている。

学士課程においては、「全学共通科目」、「専門基礎科目（学部共通科目）」、そして各学科の「専門科目」の 3 層構造で構成されており、各学科の教育目的に応じて、必修科目、選択必修科目および選択科目がバランスよく配置されている。教養教育に相当する全学共通科目は、外国語、情報処理、保健体育からなる「全学共通基礎科目」と本学独自の科目群「人間学」に区分されており、これらを通じて「環境と人間」をキーワードとした教育が進められている。授業では、フィールドワークを重視するとともに、比較的少人数での教育が可能であることから、

レスポンスペーパーやオフィスアワーなど学生と教育の距離が近い教育が行われている。また、シラバスの充実、成績評価基準や卒業認定基準の明確化を図るとともに、平成 21 年度からは成績評価を 4 段階から 5 段階に改め GPA 制度を導入するなど単位の実質化についての配慮もなされている。

大学院課程においても、大学院研究科規程において人材養成目的を明確にし、これに基づいた教育体系を構築し、学問分野の特色や動向などに配慮した各授業や研究指導が行われ、学位が授与されている。

また、本学のもう一つの特色である「地域」に関連した教育カリキュラムとして、平成 16 年度に現代的教育ニーズ取組支援プログラムに採択された「スチューデントファーム『近江楽座』—まち・むら・くらしふれあい工舎—」を足掛かりとして、人間学科目での「地元学入門」の開講、大学独自事業としての「近江楽座」の継続展開、大学院課程での近江環人地域再生学座の設置など、「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する」大学としての教育を展開している。

以上のことから、適切な教育内容および方法が取られていると判断する。

## 基準6 教育の成果

### (1) 観点ごとの分析

観点6-1-①： 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

#### 【観点到係る状況】

各学部および研究科において、それぞれが養成する人材像が定められており、学生募集要項、キャンパスガイド、大学ホームページ等により公表・周知している。

これらの達成状況を検証・評価するために、卒業生に対するアンケートを行うとともに（別添資料6-1-1-A）、平成21年度からは卒業時アンケートを実施し、卒業時点での達成度を評価する試みも行われている（別添資料6-1-1-B）。これらの調査は、学生部委員会を実施主体として行っており、その結果については、教務委員会等の関係組織へ報告が行われている。また、平成21年度入学生からはGPA制度を試行的に導入し、学業成果の把握に努めている。

国家試験を合格して資格を得ることを目指している学科（人間文化学部生活栄養学科：管理栄養士、人間看護学部人間看護学科：保健師・助産師・看護師）では、国家試験合格率を調査している。また、英語力の向上も大学の目標として掲げており、学生には入学時と2年次終了時にTOEIC試験を受験させることにより英語力を調査している。

このほか、全学の人材養成目的を達成するためには、各学部・研究科の正課の課程のみならず、学生が正課外活動等により自ら成長した効果の検証も行う必要があるため、本学では平成19年度に「学生表彰制度」を導入し、学術研究活動等の成果だけでなく各種課外活動（スポーツや地域での活動など）で優れた評価を受け大学の名誉を高めた学生を対象として表彰している（資料6-1-1-1）。

また、学生が地域に出て活動する取組を支援する「スチューデントファーム『近江楽座』まち・むら・くらしふれあい工舎」（平成16年度に現代的教育ニーズ取組支援プログラムに採択）の取組も活発であり、その達成度については近江楽座運営委員会で検証されているとともに、成果は印刷物等で公表されている（大学ホームページ <http://ohmirakuza.net/publish.html>）。

#### 資料6-1-1-1 公立大学法人滋賀県立大学学生表彰要綱（抜粋）

##### （表彰の基準）

第3条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する学生等に対して行う。

- (1) 学術研究活動等の正課において、優れた評価を受け、本学の名誉を高めた学生等
- (2) 各種スポーツ、競技、演奏、発表等の課外活動において、優れた成績を収め、本学の名誉を高めた学生等
- (3) 環境保全、社会福祉、青少年育成、人命救助、ボランティア活動等の社会貢献活動において、活動実績が高く評価され、本学の名誉を高めた学生等
- (4) その他前3号以外の分野において、優れた成果を収め、本学の名誉を高めた学生等

2 学長は、国際的または全国的規模の大会等において、前項各号に規定する成果を収めた学生等に、学生栄誉賞を授与することができる。

##### （重複表彰）

第4条 同一学生等に対する表彰は、前条第1項各号の区分に応じ、一の学年につき、原則として、1回とする。

##### （表彰の決定）

第5条 表彰を受ける学生等の決定は、別記様式による学部長、研究科長、地域づくり教育研究センター長または学生支援センター長の推薦に基づき、学長が行う。

別添書類 6-1-1-A 卒業生アンケート集計結果
別添資料 6-1-1-B 卒業時アンケート集計結果

### 【分析結果とその根拠理由】

大学としての人材養成目的を受けて、各学部・研究科の人材養成目的を明らかにし、さらにそれらをよりわかりやすいものとするため、各学部・学科あるいは各研究科・専攻の人材養成目的を明示するなど改善の努力がなされている。それらを検証する体制として、卒業生アンケート、GPA 制度、TOEIC 試験等が実施されている。また、学生が地域に出て行う課外活動の「近江楽座」の効果を検証するための体制も整っている。

以上のことから、全学的に検証・評価体制が構築され、適切な取り組みが行われていると判断する。

**観点 6-1-1-②：** 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

### 【観点に係る状況】

本学では進級制度を採用していないため、各学年での進級状況から教育の成果・効果を検証することはできない。ただし、学生のドロップアウトを防止する等の観点から、各学部・学科において個々の学生の単位取得状況をチェックするとともに、履修単位不足学生に対する個別指導を学年担任・グループアドバイザー教員（別添資料 6-1-2-A）あるいはゼミ担当教員が行っている。また、学生が履修目標を定めやすいように各学部学科で標準履修単位を設定したり履修モデルを提示したりしている。

一方、各学部・学科ともに卒業研究が必修となっており、卒業研究に着手するための条件（卒業研究着手までに取得すべき単位数等の条件）が各学部学科で定められている（資料 6-1-2-1）。これにより、学生は一定の水準に達しなければ必修である卒業研究に着手できず、この条件をクリアしないかぎり卒業はできないシステムになっている。また、卒業研究は、各研究室における指導のみならず、学科単位で開催される公開最終発表会とそこにおける質疑応答を経る必要がある（別添資料 6-1-2-B）。学科によっては数次の中間発表会を行い、そこでの質疑応答を課しているところもある。そのうえで、各学生の卒業要件単位修得状況および卒業研究の可否を各学部教授会で審議のうえ卒業判定を行っている。

また、英語力の向上を大学の目標のひとつとして掲げており、学生には入学時（4月）と2年次終了時（12月）に TOEIC 試験を受験させることにより英語力を調査している。平成 21 年度に実施した試験結果によると、TOEIC スコアは入学時から約 9.5%アップしており、英語力の向上が図られていることを確認することができる（調査対象：平成 20 年度入学生）。学科によっては特定の専門職養成を行っており、看護師等の国家試験合格率が連続して 100%を達成するなど総じて高い合格率を維持している（資料 6-1-2-2）。

大学院博士前期（修士）課程においては、各研究科の専攻あるいは研究部門単位で修士論文の公開最終発表会が行われており、ここで修士論文が修士の学位に相当することのチェックを受けている。また、それまでの過程で中間発表会を課している専攻あるいは研究部門も多い。博士後期課程においても、それまでの研究業績と博士論文の審査を経て博士の学位を授与することになっており、特に博士論文審査は最終発表会を公開で行っている研究科が多い。

なお、学士課程および大学院課程の標準修業年限での卒業（修了）率は資料 6-1-2-3 に、休学および退学の状

況は資料6-1-2-4に示すとおりである。

資料6-1-2-1 各学部における学生の履修状況に対する指導の現状

区分	学生の単位取得状況のチェック	標準履修単位の設定	卒業研究着手条件の設定	単位不足学生への指導
環境科学部	各学期初め等に学生の履修状況確認表等でチェックしている。	履修モデル等を設定、提示している。	あり（各学科ごとに個別に設定）	学期ごとに学年担当が個別に事情聴取・助言を行っている。
工学部	学科長のもとで、毎年、単位取得状況をチェックしている。	あり（学科ごとに履修関連図を履修の手引きに明示している）	あり（各学科ごとに個別に設定）	アドバイザーグループの担当教員が個別に対応している。
人間文化学部	毎年度末、学年担当教員が確認を行うなどしている。	あり（オリエンテーションで教務委員が指導等している）	あり（各学科ごとに個別に設定）	学年担当教員、ゼミ担当教員により指導が行われている。
人間看護学部	年度末に単位取得状況報告会を実施している。	あり（学生への成績通知書に同封している）	あり（3年次終了時において、3年次に修得しておくべき必修単位をすべて修得しておくこと）	履修登録前、半期に一度、または学生の履修状況に応じ随時指導が行われている。

資料6-1-2-2 国家試験合格率の状況（平成19年度～平成21年度）

	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
看護師	58人	58人	100.0%	55人	55人	100.0%	65人	64人	98.5%
保健師	74人	72人	97.3%	76人	76人	100.0%	85人	80人	94.1%
助産師	8人	8人	100.0%	5人	5人	100.0%	7人	4人	57.1%
管理栄養士	33人	27人	81.8%	27人	12人	44.4%	34人	23人	67.6%

資料6-1-2-3 標準修業年限での卒業（修了）率

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
学士課程	86.7%	84.2%	85.9%	84.2%
博士前期課程（修士課程）	88.6%	91.3%	84.8%	78.8%
博士後期課程	15.4%	5.6%	8.3%	25.0%

資料6-1-2-4 休学および退学の状況

（単位：人）

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
休学	学士課程	50	58	48	60
	博士前期課程（修士課程）	15	8	6	13
	博士後期課程	11	12	18	19
退学	学士課程	28	29	29	26
	博士前期課程（修士課程）	7	4	4	4
	博士後期課程	5	12	6	11

別添資料6-1-2-A 学年担当教員一覧（学生便覧から抜粋）

別添資料6-1-2-B 卒業研究発表会（例：環境科学部環境政策・計画学科）



## 【分析結果とその根拠理由】

学部課程では、卒業研究が必修化されており、しかも卒業研究着手条件を満たすだけの成績を得ていないものは卒業研究を行えない。さらに卒業要件を満たす単位を取得して卒業研究に合格したことを各学部教授会でチェックしている。大学院においても、修士論文および博士論文ともに審査により論文の質を担保している。また、国家試験合格率の状況も総じて高い水準を維持している。

以上のことから、それぞれの学部、研究科において、卒業・終了時において学生が身につける学力や資質・能力について審査を受けて合格した者のみが卒業・修了しており、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

## 観点 6-1-③： 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

## 【観点に係る状況】

本学では学部の各授業を対象に学生による授業評価アンケートを実施しており、その学部別実施率および結果は、資料 6-1-3-1 および資料 6-1-3-2 のとおりである。

このアンケート結果は、各科目の担当教員に個別データとして返却され、個々の教員が授業改善に活かすことができるようになっている。また、大学全体および学部全体の傾向については自己評価委員会で分析・検討しており、この結果も教員に返却されている。

全体的な傾向としては、授業内容への興味および理解、授業の満足ならびにさらに深く学びたくなったかという各設問に対し、否定的な回答（「あまり思わない」、「全く思わない」）はいずれも低く、概ね 10%程度である。他の項目との相関を見ると、授業の満足度に対する評価は教員の教え方に関する評価と相関を示している（別添資料 6-1-3-A）。

また、教育実践支援室では、学生が十分な自宅学習を行うような授業を開発すべく、「学生の自宅学習を促す教育プログラムモデル事業」を平成 20 年度後期から行っている（別添資料 6-1-3-B）。この事業に参加した 4 科目について授業評価アンケート結果を比較すると、事業を行わなかった平成 19 年度に対し、事業を行った平成 20 年度では、学生の自習時間は有意に上昇している。満足度については、科目によっては大きく上昇したものの有意差のみられない科目や、満足度が有意に減少した科目もあり、自宅学習の行わせ方に関する研究も必要であることが判明した。しかし、授業評価アンケート結果をこのような解析に供することが可能であることは、学生による授業評価アンケートが教育効果の点検に有効であることを示している。

ただし、学生による授業評価アンケートの結果について、全学あるいは学部別の平均値についての解析検討は自己評価委員会で行っているが、個別の科目について、特にその授業方法等に応じた解析などを組織として行っていないのが現状である。また、講義科目・演習科目・実験実習科目とも、同一形式でのアンケート調査を行っており、科目によっては現状のフォームでは実質的な検証ができていない問題もある。

なお、大学院課程においては、平成 21 年度から学生の学習目標に対する達成状況をアンケートにより把握する取り組みを始めている。

資料6-1-3-1 授業評価アンケート実施率

区 分	平成 20 年度		平成 21 年度	
	前 期	後 期	前 期	後 期
環境科学部	82.0%	83.2%	85.5%	83.7%
工学部	98.8%	94.0%	96.5%	94.7%
人間文化学部	61.2%	44.4%	64.6%	44.4%
人間看護学部	79.6%	63.0%	82.2%	37.0%
国際教育センター	93.8%	93.9%	96.8%	94.4%
人間学	92.0%	77.8%	96.3%	88.9%
全学	80.7%	75.6%	83.3%	75.3%

資料6-1-3-2 授業評価アンケート結果概要（平成 21 年度 前期・後期）

アンケート項目	環境		工		人文		人看		国際		人間学		全学	
	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後
Q1 授業への出席	4.2	4.1	4.5	4.4	4.1	3.8	4.9	4.6	4.6	4.0	4.3	3.9	4.4	4.1
Q2 1週間の平均学習時間	2.4	2.4	2.4	2.5	2.4	2.3	3.2	2.6	2.3	2.3	2.3	2.3	2.5	2.4
Q3 この授業に対する学習時間	2.1	2.1	2.1	2.2	1.8	1.7	2.3	2.3	1.5	2.0	1.8	1.5	2.0	2.0
Q4 授業の内容への興味	3.7	3.7	3.4	3.4	3.7	3.7	3.8	3.8	4.2	3.6	3.4	3.3	3.6	3.6
Q5 授業の内容の理解	3.4	3.4	3.2	3.2	3.4	3.4	3.6	3.5	4.1	3.5	3.4	3.1	3.4	3.4
Q6 より深く学びたくなったか	3.5	3.6	3.2	3.2	3.5	3.5	3.7	3.8	3.9	3.5	3.3	3.2	3.5	3.4
Q7 履修の手引きとの一致度	3.5	3.5	3.4	3.4	3.5	3.5	3.6	3.5	3.9	3.6	3.5	3.4	3.5	3.5
Q8 教員の教え方が適切か	3.6	3.6	3.4	3.4	3.6	3.6	3.8	3.7	4.2	3.7	3.5	3.3	3.6	3.6
Q9 教え方で優れていた点	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Q10 教え方で工夫すべき点	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Q11 授業の満足度	3.5	3.6	3.3	3.3	3.5	3.5	3.7	3.7	4.2	3.6	3.3	3.2	3.5	3.5

※ Q9、Q10については、ポイント評価でないため平均ポイントは示していない。

別添資料6-1-3-A 学生による授業評価アンケート結果概要（平成 21 年度前期・後期）  
 別添資料6-1-3-B 学生の自宅学習を促す教育プログラムモデル事業実施要項

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、すべての学部で学生による授業評価アンケートを実施しており、しかもその結果から全学的には授業に対する学生の理解度および満足度はおおむね良好な水準にあり、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

ただし、個別の科目について、その授業方法等に応じたアンケート結果解析を組織的には行っていないこと、授業種別に応じたアンケート調査方法が未開発であることなどは、早急に改善すべきである。

観点6-1-④： 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

## 【観点に係る状況】

本学の進路状況は、学部生で就職が6割強、進学が3割、その他が1割、また研究科博士前期課程では、進学が約5%、就職が約95%である（資料6-1-4-1）。

各学科の人材養成目的からみて、環境科学部環境建築デザイン学科、工学部各学科、人間文化学部生活栄養学科、人間看護学部人間看護学科は職業直結型の学科であり、これらの各学科では想定される就職先が明解であり、実際にその方面の職種への就職が多い。すなわち、環境科学部環境建築デザイン学科は建設業や不動産業、工学部各学科は製造業、人間文化学部生活栄養学科は食品関係の製造業や卸・小売業あるいは医療・福祉業、人間看護学部人間看護学科は医療・福祉業への就職が多い（資料6-1-4-2）。

上述した以外の学科は、その人材養成目的に直結する業種があまり存在しないため、卒業生アンケートを通じて各学科の人材養成の目的が社会でどの程度活かされているかの検証が難しい状況にある。ただし、その目的に沿って「自ら学ぶ力」を得た卒業生は、各種業界に就職している。これらの傾向は、大学院博士前期課程修了者の就職先についても同様である。

## 資料6-1-4-1 就職内定率

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
学士課程	96.1%	97.7%	97.5%	90.3%
博士前期課程（修士課程）	94.9%	94.6%	94.5%	93.0%
博士後期課程	100.0%	100.0%	100.0%	75.0%

## 資料6-1-4-2 進路内訳（産業別等）（平成22年3月卒業生・修了生）

	環境科学部	工学部	人間文化学部	人間看護学部
建設業	14	1	3	
製造業	11	34	18	
情報通信業	4	2	3	
運輸業、郵便業	3	2		
卸売・小売業	12	2	24	
金融業、保険業	6	1	12	
不動産業、物品賃貸業	4		3	
学術研究、専門・技術サービス業	8	2	2	
宿泊業、飲食サービス業	1		12	
生活関連サービス業・娯楽業	3		6	
教育、学習支援業	6	2	11	2
医療・福祉	1		5	65
複合サービス事業	3		2	
その他サービス業	2	1	2	
公務	10	5	5	10
その他産業			2	
進学	53	50	22	7

(大学院課程)

	環境科学研究科	工学研究科	人間文化学研究科	人間看護学研究科
建設業	2			
製造業	5	31		
卸売・小売業			2	
学術研究、専門・技術サービス業	10	1	1	
教育、学習支援業	2		1	1
医療・福祉				8
その他サービス業	3		2	
公務	3	1	1	1
進学	8		1	

(平成22年3月卒業生の進路状況 <http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/shushoku/joho.html> )**【分析結果とその根拠理由】**

職業直結型の学科専攻においては、その人材養成目的から想定される業種への就職者が多い。それ以外の学科では、それぞれの人材養成目的に沿って「自ら学ぶ力」を獲得し、多岐にわたる業界に就職している。

以上のことから、人材養成目的と卒業・修了後の進路実績等から見て、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

**観点6-1-⑤： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。**

**【観点到係る状況】**

本学では「卒業生アンケート」を定期的実施しており、平成19年度に実施したアンケート集計結果を見ると、「学部での勉学が人間形成に役立っているか」「卒業研究が人間形成に役立っているか」との設問に対して、否定的な回答はいずれも15%程度にすぎない。特に職業直結型の学科専攻では、取得資格についての評価が高い（別添資料6-1-1-A）。

また、毎年実施している業界・企業研究会に参加する企業に対しての意見聴取も行っている。この結果によると、本学卒業生が勤めている企業の約90パーセントから「よく頑張っている」との評価を得ている（別添資料6-1-5-A）。

別添資料6-1-5-A 平成21年度業界・企業研究会 企業人事担当者へのアンケート結果概要

**【分析結果とその根拠理由】**

以上のとおり、卒業生や就職先等から意見聴取した結果、いずれも否定的な回答は少なく評価する声が多いことから、卒業生・修了生への意見聴取の結果から判断して教育の成果・効果が上がっていると判断する。

**(2) 優れた点及び改善を要する点**

## 【優れた点】

- ・ 従来から実施している学部課程の授業科目に対する学生による授業評価アンケートに加えて、卒業時アンケート、卒業生アンケート、企業アンケートを行っており、人材養成目的の達成度を測るための体制はできあがりつつある。
- ・ 学生表彰制度を設けるとともに、課外活動のひとつである近江楽座についてもその成果の検証を行い、これを公表している。
- ・ 授業評価アンケートについて、個別の科目での指導方法に対しての効果検証を試行する取り組みが行われている。

## 【改善を要する点】

- ・ 職業直結型でない学科および各専攻の人材養成目的の達成度を検証することは今後の大きな課題である。また、各種アンケート結果を関連づけ組織的に分析する体制を確立する必要がある。

## （3）基準6の自己評価の概要

大学としての人材養成目的が明示されるとともに、各学部、学科および各研究科、専攻の人材養成目的も明確に定められ、大学ホームページをはじめとして、多様な媒体を通じて広く公表されている。

学生の単位修得状況からは、学生が必要な能力を身に付けて卒業・修了していると言え、特に本学で学んだことがその後の人間形成を中心に役立っているということが卒業生アンケートの結果からも明らかになっている。また、学生による授業評価アンケートも全学的に実施されており、全学および各学部の平均的状況のみならず、個別科目での教育方法に応じた解析も試みられている。そして、その結果からは、本学での教育効果が上がっていることがわかる。

学生の進路については、職業直結型学科からはその特質に応じた企業へ就職する者が多く、それ以外の学科からは多様な企業へ就職しており、卒業生の進路からも教育効果が上がっていると判断できる。また、就職先の企業に対する調査でも本学学生への評価は高い。

以上のことから、教育の成果や効果は上がっていると判断する。しかしながら、職業直結型でない学科、専攻の人材養成目的の達成度の検証方法の確立、卒業時アンケート、企業アンケートなど各種アンケート調査の実施体系や分析・解析を効果的に行う体制づくりが今後の課題である。

## 基準7 学生支援等

## (1) 観点ごとの分析

観点7-1-①： 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

## 【観点到に係る状況】

新入学生に対しては、入学直後に全学、学部および学科別のガイダンスを行うとともに、2年生以上の学部学生および大学院生についても毎学年はじめに学科および研究科ごとにガイダンスを行っている（資料7-1-1-1および別添資料7-1-1-A）。

個別・具体的な授業科目の履修登録に関しては、事務局教務グループで相談に応じているほか、各学科および学年ごとに履修登録に関する相談窓口教員を配置しており、学生の履修計画を立てるにあたっての個別・具体の相談に対応している（別添資料7-1-1-B）。また、学生支援室においても、上級生の学生サポート・スタッフが入学間もない新入学生の履修等についての相談・助言に対応している（別添資料7-1-1-C）。

## 資料7-1-1-1 ガイダンス実施状況

対象者		内 容		
学部	新入生	<b>【第1部：学部別】</b> 1. 学部の理念、教育方針の説明 2. 教員紹介 3. 履修事項（学部共通）の指導 ①科目履修に係る総括的事項 ②全学共通・学部共通科目について ③教職科目について ④専門科目等の履修について ⑤留学について	<b>【第2部：学科別】</b> 学科別に実施	<b>【第3部：全体】</b> 1. 履修登録手続き 2. 成績評価（GPA制度等） 3. 学生生活の指導 4. 図書情報センターの利用 5. 近江楽座について
	2年生以上	原則として、各学年の始めに学科・学年ごとに実施		
大学院		原則として、各学年の始めに研究科ごとに実施		

別添資料7-1-1-A 平成22年度ガイダンス日程表（学部・大学院）

別添資料7-1-1-B 履修登録に関する学部学科窓口教員一覧

別添資料7-1-1-C 学生サポート・スタッフによる相談案内チラシ

## 【分析結果とその根拠理由】

新入生向けガイダンスのほか、2年生以上に対しても学科別のガイダンスを実施するとともに、履修登録に関する相談にあたる教員を学科ごとに配置し、より細かな指導が行われている。また、上級生によるピア・サポートも行われている。

以上のことから、授業科目等の選択の際のガイダンスは適切に行われていると判断する。

観点7-1-②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

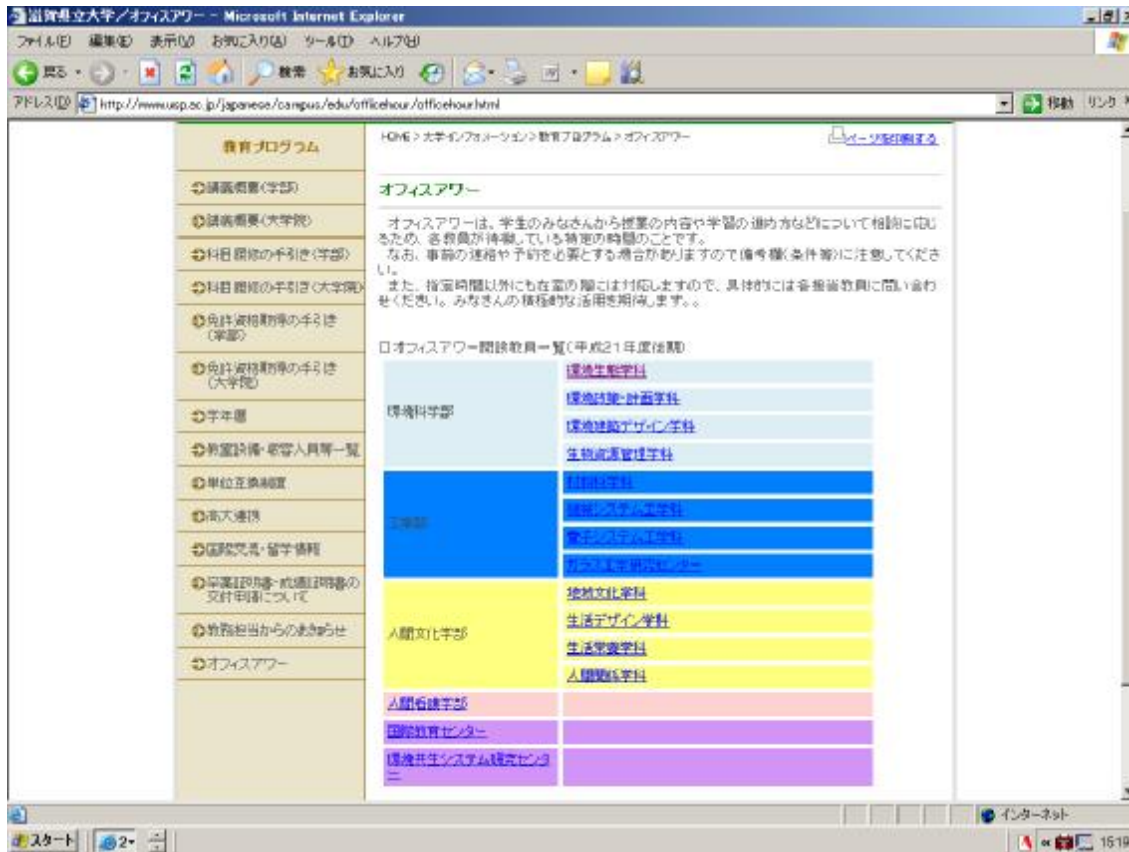
【観点に係る状況】

各学部、学科においては、各学年ごとに学年担当教員を配置（学生に配布する「学生便覧」にも記載。別添資料6-1-2-A）し、教員と学生との密な接触による学習支援を含め学生生活全般への支援およびそのニーズの把握を行っている。このほか、各教員はオフィスアワーを設定しており、学生からの相談を受け付けている（資料7-1-2-1）。

本学では、学習支援のほか学生生活全般に関することを支援するため、大学附属施設として学生支援センターを設置している。学生支援センターでは、学生からの相談に対するワンストップサービスの窓口対応を行うとともに、特任教授を常駐させ、学生への指導・助言を行っている（資料7-1-2-2）。

このほか、「新入学生生活アンケート調査」（別添資料7-1-2-A）、学生団体（運動部、文化系サークル、自治会など）との毎月の定例会議、留学生との定期的な意見交換会なども実施し、学生のニーズ把握に努めている。

資料7-1-2-1 オフィスアワーの設定



( <http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu/officehour/officehour.html> )

資料 7-1-2-2 公立大学法人滋賀県立大学学生支援センター規程（抜粋）

（目的）

第2条 センターは、滋賀県立大学（以下「本学」という。）に在学する学生の学習、課外活動等の学生生活を総合的かつ効果的に支援することを目的とする。

（業務）

第3条 センターは、前条の目的を達成するために次の業務を行うものとする。

- (1) 学生の履修、資格取得、留学等の学修支援
- (2) 学生のキャリア形成および就職活動の支援
- (3) 学生の経済的援助等福利厚生および課外活動の支援
- (4) 学生の健康診断、保健衛生指導、カウンセリング等健康管理の支援
- (5) その他学生の各種相談対応および支援

（構成）

第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学生支援センター長（以下「センター長」という。）
- (2) 学生支援センター副センター長（以下「副センター長」という。）
- (3) 学科長
- (4) 学科において学生の学習および生活の相談および支援等を担当する教員
- (5) 学科において学生の就職の指導および支援を担当する教員
- (6) 事務局学生・就職支援グループおよび教務グループの職員
- (7) その他学長が必要と認めた者

別添資料 7-1-2-A 新入生学生生活アンケート集計結果

【分析結果とその根拠理由】

学生支援センターによる組織的対応とオフィスアワーの設定や学年担任制の配置による教員対応により、学生への支援等は適切に行われていると判断するが、学生実態調査は未実施であり、継続的な学生実態の把握のための取り組みがやや弱い。

観点 7-1-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

（該当なし）

観点 7-1-④： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、留学生に対する学習支援としてチューター制度を設けており、チューターとなる学生は、図書館の利用方法やレポートの書き方など様々な学習支援を行っている。

また、授業に対応できる日本語能力を身につけるため、外国人留学生向けの授業科目「日本語Ⅰ～Ⅳ」や、英語や日本語を学んだことがない留学生を対象とした授業科目「初習英語Ⅰ・Ⅱ」および「初習日本語」を開講している。さらに、彦根3大学（滋賀大学・聖泉大学・滋賀県立大学）連携講座として、大学での学習、論文作成および



就職活動に役立つ日本語を学ぶ「学術日本語の基礎」を留学生向けに開講している。

社会人学生に対しては、アンケートを実施して実態把握を行っている。これらのアンケート結果を踏まえ、平成 20 年度からは図書館の土曜開館を実施し、社会人学生がより学びやすい環境整備に努めている。平成 19 年度に開設した人間看護学研究科の社会人学生に対しては、長期履修制度（資料 7-1-4-1）を設けるとともに大学院設置基準第 14 条特例を適用して夜間に授業を行っている。また、心身に障害のある学生に対しては、必要な支援を行えるよう体制を整備している（別添資料 7-1-4-A）。

#### 資料 7-1-4-1 公立大学法人滋賀県立大学大学院長期履修規程（抜粋）

（資格）

第 3 条 長期履修をすることができる者は、人間看護学研究科に入学を許可された者のうち、次の各号のいずれかに該当するために標準修業年限で修了することが困難であると認められるものとする。

- (1) 職業を有している者
- (2) その他やむを得ない事情を有すると認められる者

（履修期間）

第 4 条 長期履修の期間は、入学時から起算して 3 年とする。ただし、休学期間は、当該期間に算入しない。

#### 別添資料 7-1-4-A 公立大学法人滋賀県立大学における障害学生等の支援に関する規程

##### 【分析結果とその根拠理由】

留学生に対する学習支援は、チューター制度、日本語や英語に関する特別講義などを通して概ね適切に行われている。社会人学生に対しても図書館開館日の拡大や履修期間・授業開講時間を柔軟に対応するなどの対応を取っている。また、障害のある学生に対しても必要な支援が行える体制を整備している。

以上のことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援は概ね適切に行うことのできる状況にあると判断する。ただし、留学生向けの日本語担当教員が非常勤講師 1 人であることについては、改善の必要がある。

#### 観点 7-2-①： 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

##### 【観点到る状況】

本学の附属施設である図書情報センター（図書館部門）には、一般閲覧席に加えて個人閲覧室（10 室）、グループ閲覧室（2 室）を備えているほか、学生からの強い要望を受け、平成 20 年度からは土曜日も開館している（月 1 回程度）。また、通常のレファレンスサービスのほか、図書館ホームページには、レポート作成、フィールドワーク、デザイン制作など各分野での自主的学習を進める上での図書館の効果的な使い方についてのサイト（大学ホームページ <http://www.linc.usp.ac.jp/literacy.html>）や外国語に関するリンク集（学内限定）を設けて学生の自主的学習のサポートを行っている。

一方、図書情報センター（情報センター部門）には、資料 7-2-1-1 のとおり設備が備えられており、学生は授業に利用されていないときは自由に利用することができる。また、Web を使って英語の自己学習を支援する e-learning システムが導入されており、学生に周知している（資料 7-2-1-2）。

また、各学部においても学部情報室や学生自習室の設置や演習室の開放を行うほか、各研究科では大学院研究室が設けられるなど自主的学習環境の整備が図られている。

## 資料7-2-1-1 情報センター部門の設備

室名	設備概要	利用時間
情報管理室	コンピュータトラブル窓口、各種マニュアル	平日 9:00~19:00 休業期間中 9:00~17:00
情報処理演習室1	パソコン 60 台設置	
情報処理演習室2	パソコン 60 台設置	
情報処理演習室3	パソコン 48 台設置	
CAI教室	パソコン 64 台設置 ASIANSAT II 受信可能	
LL教室1 LL教室2	パソコン 50 台設置 ASIANSAT II 受信可能 CALLシステム利用可能 パソコン 50 台設置 ASIANSAT II 受信可能 CALLシステム利用可能	

## 資料7-2-1-2 e-learningによる英語学習システムについて

## ※ e-Learningによる英語学習システムについて

本学ではWebを使って英語学習を支援するe-Learningシステム（ALC Net Academy）が導入されています。学生一人ひとりに与えられたアカウントを使用し、学内で自由に英語の自己学習ができます。LL教室や情報処理演習室、また、学内の任意の端末を使って、特にTOEICに対応した多くの教材を存分に学習できます。（抜粋「履修の手引」）

## 【分析結果とその根拠理由】

図書情報センターでは、個人閲覧室、グループ閲覧室、情報処理演習室、LL教室（e-learningシステムを含む。）など個人の学習環境のみならず、グループによる利用が可能なスペースも整備されている。また、各学部・研究科にも必要な自習室等が設けられている。

以上のことから、学生の自主的学習環境は適切に整備されていると判断する。

観点7-2-②： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

## 【観点到に係る状況】

課外団体としては、体育会、体育系サークル、文化系サークル、大学祭実行委員会があるほか、学生自治会が存在している。これらの団体による活動以外に、本学独自の学生活動として「スチューデントファーム『近江楽座』まち・むら・くらしふれあい工舎」があり、多くの学生が自主的な活動プログラムに参加している（資料7-2-2-1、別添資料7-2-2-Aおよび別添資料7-2-2-B）。

各活動が円滑に行われるために、活動資金の助成は後援会が、クラブ棟（体育系部室1棟20室、文化系部室2棟9室）やヨット艇庫、ボート・カヌー艇庫などの施設整備や体育館、グラウンド等の活動場所の提供およびリーダー研修会等の実施は大学が行っている（資料7-2-2-1）。

特に、「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する」を大学のキャッチフレーズとする本学の代表的な活動である「近江楽座」については、文部科学省の平成16年度「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に採択された実績をもとに、大学独自事業として地域とのつながりなどをさらに継承、発展させていけるよう支援を行っている（資料7-2-2-2）。

なお、課外活動において優れた成績を修めたなどの顕著な功績のあった個人または団体を表彰する「学生表彰制度」を制定している（資料6-1-1-1。過去の受賞例は、学生便覧（別添資料1-2-1-A）に掲載）。

## 資料 7-2-2-1 課外活動団体の状況および支援内容（平成 21 年度）

区分	団体数	参加学生数（延べ）
体育会	21 団体	473 人
体育系サークル	15 団体	614 人
文化系サークル	36 団体	827 人
大学祭実行委員会	1 団体	76 人
近江楽座	25 チーム	496 人

（課外活動団体一覧 <http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/life/club.html>）

（平成 21 年度末現在）

大学からのおもな活動支援内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体育館、グラウンド等の活動場所、部室等の施設の提供</li> <li>・ 滋賀県立大学後援会との連携によるサークル運営等のための経済的支援</li> <li>・ 大学祭、京滋戦（定期戦）の実施に対する支援</li> <li>・ リーダース研修、課外活動団体新部長説明会の実施</li> <li>・ 課外活動応援BOOKの作成、配布</li> <li>・ その他学生の課外活動に関する支援全般</li> </ul>

（滋賀県立大学後援会ホームページ <http://www.usp-koenkai.jp/>）

資料7-2-2-2 近江楽座の活動の流れ

近江楽座につながる活動の芽。

「学生主体による地域貢献活動」がキーワード。

滋賀県立大学で取り組んでいる、地域とかがわる演習、フィールドワーク、研究室活動、学生活動などすべてが近江楽座のプロジェクトとなりうる芽です。

プロジェクトの募集

学生主体の活動であれば誰でも応募ができます。  
毎年一度近江楽座のプロジェクトは募集・審査されます。

- 申請 規定の中請書書式にて事務局にプロジェクトが申請されます。
- 公開プレゼン 学生のプレゼンテーション能力向上を図るとともに、公正な審査を行うことを目的としています。
- 審査 選定基準（持続性、発信性、実現性、発展性）に基づき、学内外から選定された審査員により審査が行われます。

採択プロジェクトが決定

プロジェクト始動

近江楽座のプロジェクトに採択されると、以下のような独自の支援を受けることができます。

全学的なサポート体制と3つのサポートシステム。  
近江楽座専門委員会(教員)・学生委員会(近江楽座OB)・事務局(地域づくり教育研究センター)の連携の下、全学的な推進体制によって3つのサポートシステムが実施されています。

- 活動助成 選定したプロジェクトの事業計画に基づき、活動に必要な事業費を審査し、助成します。
- コンサルティング 教員の指導・助言に加え、行政や専門家の紹介等、プロジェクト進行に必要なコンサルティングを行います。
- 地域「知」のリソース 他大学、研究機関、行政、NPO団体等と共有化・活用するためのデータベースを構築し、活動をサポートします。

中間報告会 活動の中間報告と相談会をかねて毎年座談会形式で行われます。プロジェクトの活動状況を全体で中間報告することにより、情報交換・課題共有・ブラッシュアップを図ることを目的としています。また、チームごとに個別面談も随時実施しプロジェクトが進めるさまざまな課題や悩みを解決できるようにしています。

成果発表会

すべてのチームが活動成果を発表します。発表に続いて地域関係者のコメント、質疑応答が行われ、プロジェクトの一年間の成果と課題を再認識します。

継続、リメイク それぞれの進路へ 一年の活動を終えて、プロジェクトがたどる道はさまざま。しかし、学生たちは地域の中で学び、かけがえのない経験という財産を得るのです。



公開プレゼン



交流会



中間報告会



成果発表会

( 近江楽座ホームページ <http://ohmi.rakuza.net/> )

別添資料 7-2-2-A 課外活動団体加入状況一覧

別添資料 7-2-2-B 2009 年度近江楽座リーフレット

## 【分析結果とその根拠理由】

学生のクラブ・サークル活動への支援としては、活動資金面は後援会が支え、クラブ棟、練習場所等の施設設備の提供等は大学が行っており、各分野において学生は活発に活動している。また、優れた成績を修めた団体・個人に対しては表彰制度を設けている。

以上のことから、学生の課外活動に対する支援は適切に行われていると判断する。

**観点 7-3-①： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。**

## 【観点に係る状況】

生活支援等全般を一元的に扱えるように、学生支援センターに学生相談室、健康相談室、キャリアデザイン室、学生支援室を設けて、生活全般、健康、進路・就職における相談に対応している。

学生相談室では、週に3日、半日（予約制）ではあるが、専任教員2人・臨床心理士1人が交替で学生の相談に当たっているほか（資料7-3-1-1）、毎年5月に1年生を対象に「新入生学生生活に関するアンケート」を実施している（別添資料7-1-2-A）。

各種のハラスメントへの対応については、ハラスメントに関する関連規程・指針が制定され（大学ホームページ <http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/life/sekuhara.html>）、ハラスメント被害の相談はすべての学科に配置された相談員（相談員は、大学のホームページ <http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/life/sekuhara.html>、学生便覧（別添資料1-2-1-A）に掲載）が対応することになっている。

健康相談室では、看護師1人が体調を崩したときやケガの応急処置を行ったり、健康全般に関する相談に応じたりしている。

キャリアデザイン室では、進路・就職に関する相談対応のほか、就職ガイダンス・各種対策講座、業界・企業研究会の実施、各種就職情報の提供、インターシップガイダンス等の幅広い支援を行っている（資料7-3-1-2）。さらに、各学科には就職指導担当教員を配置し、様々な相談に応じている。

また、学生支援室には特任教授を常駐させ、進路や学習など学生生活全般の相談・助言を行うほか、就職活動を本格的に始める3年生を対象に上級生のピア・サポートによる支援が行われている。

## 資料 7-3-1-1 学生相談開設日

曜日	期間	時間
火曜日	前期・後期	13時10分～16時20分
木曜日		第1・3・5週 12時20分～16時20分 第2・4週 10時20分～14時20分
金曜日	前期	10時40分～14時40分
	後期	10時40分～13時10分

（ <http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/life/sodan.html> ）

## 資料7-3-1-2 就職ガイダンス・就職対策講座等の開催状況（平成21年度）

区分	開催日	内容
インターンシップガイダンス	4月28日	インターンシップガイダンス「未来とキャリアを考える」
就職ガイダンス	第1回	6月29日 就職活動スタートセミナー
	第2回	6月8日 就職活動応援セミナー
	第3回	6月10日 適性診断フォローアップと自己分析セミナー
	第4回	6月24日 就職ナビガイダンス（就職ナビを活用した就職活動）
	第5回	10月14日 就職活動直前対策セミナー
	第6回	10月28日 留学生就職支援セミナー
	第7回	11月18日 就職活動体験談発表
	第8回	11月25日 キャリアデザインセミナー(1) 「自分の進路について考えてみよう」
	第9回	12月9日 業界研究・企業研究セミナー（企業人事担当者による対談）
	第10回	12月16日 キャリアデザインセミナー(2) 「職務適性テスト（自己分析）」
	第11回	1月13日 キャリアデザインセミナー(3) 「適性テスト結果とキャリアデザイン」
就職対策講座	第1回	5月27日 適性診断テスト（自己分析）（模擬テスト）
	第2回	10月17日 一般常識試験対策セミナー（模擬テスト）
	第3回	10月31日 S P I 試験対策セミナー（模擬テスト）
	第4回	11月21日 エントリーシート・履歴書対策セミナー（模擬テスト）
	第5回	12月2日 グループディスカッションセミナー
	第6回	12月19日 面接対策セミナー（ビジネスマナーと面接突破方法）
企業研究会	6月24日	病院合同説明会
	1月9～15日	学内業界・企業研究会（参加企業161社）
公務員試験対策講座	5月12日～3月10日	行政職試験対策コース
	5月15日～3月9日	教養試験対策コース

（ [http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/shushoku/gai\\_dance.html](http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/shushoku/gai_dance.html) ）

## 【分析結果とその根拠理由】

学生支援センターに学生相談室、健康相談室、キャリアデザイン室、学生支援室を設けて、学生の生活、健康、進路・就職等の相談に一元的に応じている。また、ハラスメントの相談については、関係諸規程等が整備され、各学科に配置された相談員が対応する体制が確立している。

以上のことから、学生の様々な生活支援等についての相談・助言体制は整備され、適切に行われていると判断する。

**観点7-3-②： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。**

## 【観点到る状況】

留学生については、学生支援センターに留学生室を設置するほか、日本人学生によるチューターの協力を得ながら、生活指導・生活相談等を行っている。就職支援としては、外国人留学生のための就職支援セミナーを行い、日本企業への就職希望者の支援を行っている。留学生用の宿舎は、大学で8戸16室分を備え、日常生活に必要な備品も整備している。

また、大学とは別に留学生支援会を設立しており、民間アパート等の入居時にあたっての支援や生活用品の斡旋や自転車の貸し出しを行っている。

このほか、留学生が日本文化をより深く理解できるよう見学旅行（富士登山など）を実施したり、地元の地域行事に積極的に参加できるよう案内している。また、課外活動サークル Inter Co(インタコ)では、留学生との交流活動を積極的に行っている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、留学生室の設置、学生チューターの配置、宿舎の提供、アパート等の入居保証人、生活用品等の斡旋、就職支援セミナーの実施、学生サークルによる交流活動が行われており、概ね留学生への支援は適切に行われていると判断するが、留学生向けの宿舎の一層の充実などに努める必要がある。

### 観点 7-3-3③： 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

#### 【観点到に係る状況】

学生への経済面の援助としては、奨学金制度と授業料等減免制度がある。これらについての情報は、大学ホームページ（<http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/life/shogakuki.html>）や学生便覧等に載せることにより学生への周知を図っている。

奨学金制度については、本学独自の制度がないため、日本学生支援機構等の各種奨学金制度の活用を奨励し、多くの学生が援助を受けている。授業料等減免制度については、経済的な困窮度と学業成績を加味して授業料の減免を行っており、概ね申請者の半数以上の学生がその適用を受けている。また、入学料については、県内在住者で生活保護受給家庭の学生を対象に免除している（資料 7-3-3-1 および資料 7-3-3-2）。

#### 資料 7-3-3-1 公立大学法人滋賀県立大学授業料等減免取扱規程（抜粋）

（授業料減免の対象者）

第2条 次の各号のいずれかに該当する者（研究生、科目等履修生および特別聴講学生を除く。）で、授業料の納付が困難であり、かつ、人物優秀と認められるものに対して、授業料を減免することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者の子弟で、減免を受けようとする年度の前年度までに、別に定める単位数（以下「標準修得単位数」という。）以上を修得したもの
- (2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（被保護者を除く。）および要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者の子弟で、減免を受けようとする年度の前年度までに、標準修得単位数以上を修得し、かつ、学業成績が優秀と認められるもの
- (3) 天災その他の災害により学資の支弁が困難な者の子弟で、減免を受けようとする年度の前年度までに、標準修得単位数以上を修得したもの

2 大学の認めるところにより、休学によらず海外留学生となった者の授業料については、月割計算により留学の開始日の属する月の翌月（留学の開始日が月の初日であるときは、その月）から留学の終了日の属する月の前月（留学の終了日が月の末日であるときは、その月）までを免除することができる。

3 滋賀県職員、滋賀県立学校職員または市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条もしくは第2条に規定する職員で滋賀県内の学校に勤務する者を研修員として受け入れるときは、授業料を免除することができる。

4 本学との間に相互に授業料を不徴収とする内容を含む大学間単位互換協定を締結した国内または国外の大学に在学する学生である特別聴講学生の授業料は、免除することができる。

5 その他、理事長が特に減免の必要があると認める者は、授業料を減免することができる。

（授業料減免を承認できない者）

第3条 前条第1項の規定による減免については、正規の修了年限を超えて在学している者は、減免の対象としない。

（授業料減免の額）

第4条 第2条第1項の規定により受けることのできる減免の額は、各納期ごとに納付すべき授業料の全部または一部とする。

第5条および第6条 （省略）

<p>(入学料減免の対象者)</p> <p>第7条 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者の子弟で、県内に住所を有する者の入学料は、免除することができる。</p> <p>2 外国人留学生として入学する者（公立大学法人滋賀県立大学外国人留学生規程第6条による選考結果に基づいて私費で入学する者のうち研究生、科目等履修生を除くもので、県内に住所を有しないものに限る。）で、次の各号に該当するものは、入学料を減免することができる。</p> <p>(1) 入学料の納付が困難であること。</p> <p>(2) 入学試験の成績が優秀であること。</p> <p>(3) 本学の国際性を高める有益な人物であること。</p> <p>(入学料減免の額)</p> <p>第8条 前条第2項の規定により受けることのできる減免の額は、学部および大学院の通常の課程のその他の者にかかる額から県内に住所を有する者にかかる額を減じた額とする。</p>
---

資料7-3-3-2 学生への経済面での支援（平成21年度）

(1) 授業料・入学金関係

(単位：件)

区分	申請者数	100%免除	75%免除	50%免除	25%免除	減免者合計	
授業料減免	前期	111	23	4	21	10	58
	後期	81	21	7	19	5	52
入学金免除	1	1	—	—	—	1	

(2) 奨学金関係

(単位：人)

奨学金	区分	第1種	第2種	合計	
日本学生支援機構奨学金	学部	343	563	906	
	大学院	博士前期	73	24	97
		博士後期	8	0	8
合計		424	587	1,011	

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、授業料減免・入学金免除の状況、奨学金授与状況等から、学生の経済面の援助は適切に行われていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 学生の履修選択にあたっては、ガイダンスが各学科、学年別にきめ細かく実施されているとともに、履修登録に関する相談窓口教員が配置されている。
- ・ 新入学生の履修等の相談、3年生の就職活動に対しては、上級生のピア・サポートによる支援が行われている。

【改善を要する点】

- ・ 留学生の日本語能力レベルが一様でない現状のなかで、日本語教育担当教員が非常勤講師1人だけであるのは、授業運用の面でも改善の余地がある。



### (3) 基準7の自己評価の概要

学習を進める上での履修指導については、新入学生に対する全学、学部および学科別のガイダンスおよび2年生以上の学部学生および大学院生に対する学科、研究科ごとのガイダンスを行っているほか、各学科および学年ごとに履修登録に関する相談窓口教員を配置して、きめ細かい対応が行われている。

また、オフィスアワーの設定や各学科ごとの学年担当教員、ハラスメント相談教員の配置などを行っており、各学科・学年においてきめ細かい学習および生活支援が可能な体制が取られている。そのほか、大学附属施設として学生支援センターを設置し、学習、健康、生活、進路等学生支援を一元的に実施する部門を設置して、学生支援を行う体制がとられている。経済的に支援が必要な学生に対しては、授業料減免および入学金免除により経済的な支援を行っている。

課外活動の支援にあたっては、後援会の支援も得て、学生の円滑な活動の支援に努めている。特に本学の特徴的な活動である「スチューデントファーム『近江楽座』まち・むら・くらしふれあい工舎」(平成16年度現代的教育ニーズ取組支援プログラムに採択。平成19年度からは大学独自事業として実施)に対して積極的な支援を行うほか、優れた成績を修めるなどの顕著な功績のあった個人または団体を表彰する学生表彰制度を制定している。

また、留学生支援についても、留学生支援会が発足するなど徐々に充実してきている。

以上のことから、学生に対する支援は概ね適切に行われていると判断する。

## 基準 8 施設・設備

## (1) 観点ごとの分析

観点 8-1-1-①： 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

## 【観点到る状況】

## [土地・校舎面積]

本学の校地面積（職員宿舎を除く。）は 298,013 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準第 37 条の規定により算出される必要な面積 22,100 m<sup>2</sup>（収容定員学生数 2,210 名×10 m<sup>2</sup>）を大きく上回っている。また、校舎面積についても 65,223 m<sup>2</sup>（附属施設、職員宿舎を除く。）であり、大学設置基準第 37 条の 2 で規定されている必要な面積 25,121 m<sup>2</sup>を大きく上回っている。学生一人当たりの校舎面積は 25.4 m<sup>2</sup>と他大学に比べてかなり広く、地域に根ざした少人数教育により「学生が育つ」大学としての教育が行われている（資料 8-1-1-1 および別添資料 8-1-1-A）。

## 資料 8-1-1-1 校地・校舎面積

校 地		校 舎	
校地面積 (m <sup>2</sup> )	設置基準面積 (m <sup>2</sup> )	校舎面積 (m <sup>2</sup> )	設置基準面積 (m <sup>2</sup> )
298,013	22,100	65,223	25,121

## [講義室]

講義棟（A 1 棟全 6 室）、学生ホール（A 2 棟全 2 室）、共通講義棟（A 3、A 4 棟全 36 室、うち 1 室は視聴覚教室、3 室は実験室）、図書情報センター（A 5 棟全 6 室。1 室は CAI 教室、2 室は LL 教室、3 室は情報処理演習室）、人間看護学部棟（E 5、E 7 棟全 4 室）に講義室が設けられ、学部・大学院の学習・教育が行われている。講義室は総室数 54、総座席数 4,116 席、講義室建物面積は 10,226 m<sup>2</sup>となり、学生 1 人当たりの面積は 3.9 m<sup>2</sup>、座席数は 1.57 席/人である。また、講義室には、プロジェクター、DVD などの AV 設備、空調設備、無線 LAN などの ICT 設備を整備している（資料 8-1-1-2）。

## 資料 8-1-1-2 教室設備・収容人員等一覧

<http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/edu/setubi.html>

## [研究室、演習室、実験・実習室]

各学部棟に研究室、演習室および実験・実習室を整備するとともに、先端技術（計測・加工）教育研修施設として「実習工場」、木工デザイン技術等教育研修施設として「もくれん」、琵琶湖生態系の環境動態に関する教育研究のための施設として「湖沼環境実験施設」、産学官連携による共同研究推進の拠点として「地域産学連携センター」等が設置されている。

## [その他]

体育に関する施設として、体育館、柔剣道場、陸上競技場兼サッカー場、テニスコート、野球場があり、授業

や課外活動を実施する上で十分な設備が設置されている（資料 8-1-1-3）。

#### 資料 8-1-1-3 体育施設一覧

施設名	施設概要（規格等）
体育館	アリーナ、柔・剣道場、健康・体力測定室、筋力トレーニングマシン
陸上競技場	400メートルトラック
野球場	1面
テニスコート	5面
ヨット艇庫	1棟

#### [バリアフリー化への配慮]

バリアフリー化対策については、開学時に障害者トイレや点字ブロック等の整備をしたが、その後、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」による「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」（資料 8-1-1-4）に基づき、再度、施設点検を行い、スロープの設置、段差解消、受付カウンターのローカウンター化、手摺りの設置などバリアフリー化への対応を順次行っている。

#### 資料 8-1-1-4 淡海ユニバーサルデザイン行動指針

[http://www.pref.shiga.jp/ud/02\\_torikumi/koudoushishin.html](http://www.pref.shiga.jp/ud/02_torikumi/koudoushishin.html)

#### 別添資料 8-1-1-A 大学建物等配置図

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学の校地面積は 298,013 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準第 37 条の規定により算出される必要面積 22,100 m<sup>2</sup>を（収容定員学生数 2,210 名×10 m<sup>2</sup>）を大幅に上回っている。また、校舎面積は 65,223 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準第 37 条の 2 で規定されている必要面積 25,121 m<sup>2</sup>を大幅に上回っている。

講義棟においては、プロジェクター等 AV 機器の最新機器への更新、LAN の設置などの改善、さらに実験室、演習室、体育関連施設、湖沼等の実験施設などの整備を進めて教育効果の向上と有効活用を図っている。

また、バリアフリー化対策についても「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」による「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」に基づきバリアフリー化への対応に努めている。

以上のことから、本学の基本理念、教育目標に照らして、必要と考えられる施設・設備が整備されているとともに、有効に活用できる状況にあると判断する。

**観点 8-1-1-②：** 大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

#### 【観点到に係る状況】

本学のネットワークは、滋賀県立大学情報ネットワーク（The University of Shiga Prefecture Information Network System、略称「SPINS」。）といい、図書情報センターの情報センター部門で管理している（システム構成図は資料 8-1-2-1。情報センター概要は資料 8-1-2-2。）。SPINS の幹線となる部分は L3 スイッチを用いたギガビットイーサネット構成されており、支線となる部分は、L3 スイッチから L2 スイッチまではギガビットの通信

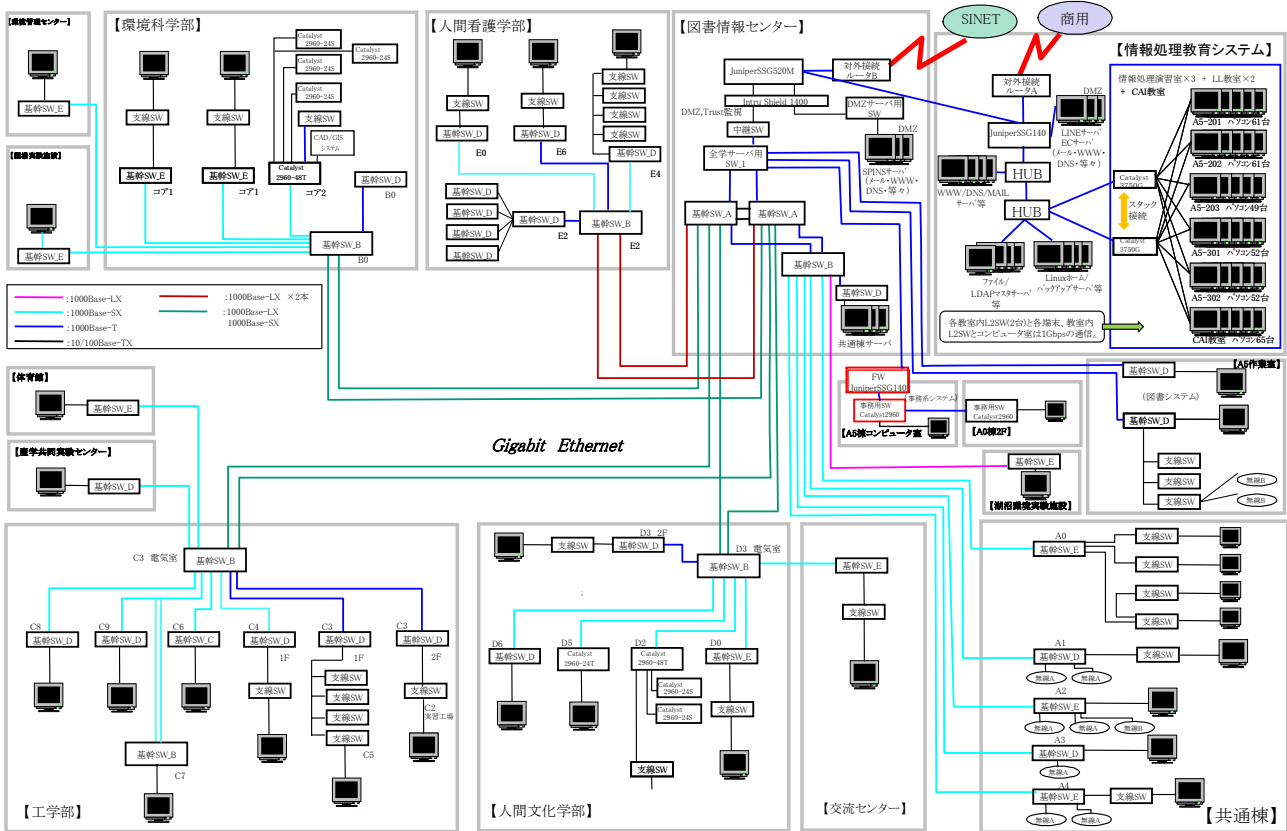
が、L2 スイッチから各部屋までは 100Mbps の通信が確保されている。

外部インターネット接続経路には、SINET (Science Information Network) と商用インターネットの 2 つがある。SINET ノード (京都大学) へは、びわ湖情報ハイウェイおよびアステム回線 (100Mbps) により接続している。商用インターネットには専用回線 (10Mbps) で接続している。その他の情報ネットワークサービスとして、講義棟の一部や、図書情報センター、学生ホールならびに交流センター (ホワイエ) に無線 LAN 設備が整備されている。

また、セキュリティ対策として、各対外接続用ルータの配下にファイアウォールを設置して外部からの不正侵入を防止するとともに、内部から外部へのアクセスも制限している。

情報処理端末の設備状況については、情報処理演習室 3 室 (計 168 席)、LL 室 2 室 (計 100 席)、CAI 教室 (64 席) に資料 8-1-2-3 のとおり計 332 台整備するほか、各学部にも学部情報室 (計 106 席) を設置して端末を整備しており、その利用状況は資料 8-1-2-4 のとおりである。情報機器については、5 年間のリース契約方式をとっているため、定期的に情報機器の更新がされている。

資料 8-1-2-1 キャンパス LAN システム全体構成図

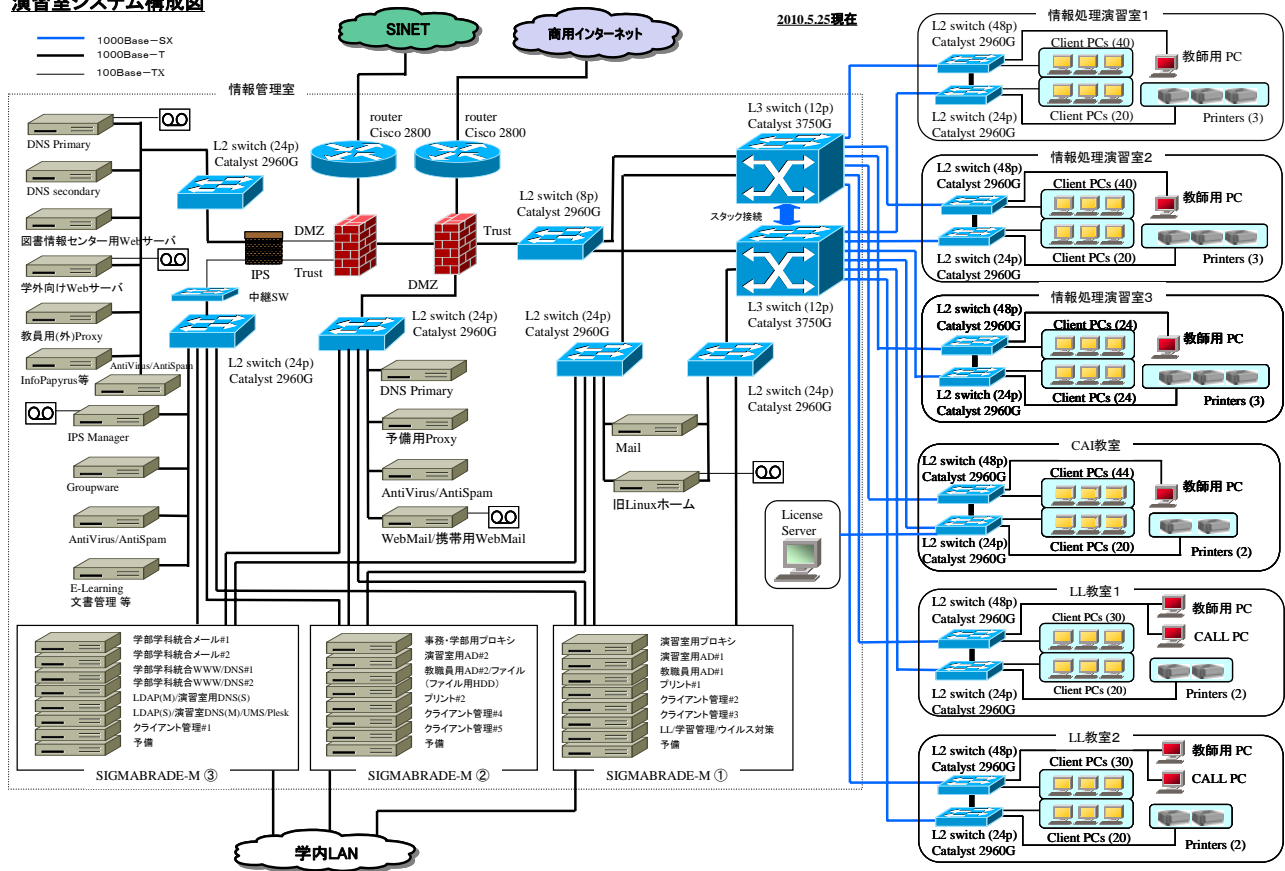


資料 8-1-2-2 図書情報センター (情報センター部門) の概要

[http://www.linc.usp.ac.jp/info\\_center/index.html](http://www.linc.usp.ac.jp/info_center/index.html)

資料 8-1-2-3 情報処理教育システム全体概要図

演習室システム構成図



資料 8-1-2-4 情報処理端末の整備・利用状況

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	利用可能時間
情報処理演習室 : パソコン 168 台	70,889 人	67,959 人	71,444 人	9:00~19:00 ただし、授業等に使われていない場合に限る。
CA I 教室 : パソコン 64 台	8,950 人	11,955 人	18,413 人	
LL 教室 : パソコン 100 台	10,213 人	10,499 人	11,008 人	
学部情報室 : パソコン 106 台 (環境科学部 22 台、工学部 24 台、人間文化学部 30 台、人間看護学部 30 台)				24 時間利用可能

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、情報ネットワークの整備状況については、情報機器のインフラ整備が5年間のリース契約方式をとっているため、定期的に情報機器の更新がされており、教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワーク機器が適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

観点 8-1-③： 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点に係る状況】

各施設・設備については、利用規程・運用方針を定めるとともに大学ホームページや学内グループウェアシステムに掲載しており、教職員はいつでも閲覧することができる。学生に対しては、入学時のオリエンテーション

において学生便覧（別添資料 1-2-1-A）を配布するとともに、ガイダンス等を通じて施設概要・利用方法の周知を図っている。また、新任の教職員に対しても施設利用に関する規程、要綱、取扱通知などを配布して周知を行っている。

ネットワーク利用については、滋賀県立大学情報ネットワーク（SPINS）利用規程や図書情報センター規程を定めるとともに、その他のネットワーク利用の遵守事項やネチケット（コンピュータネットワーク上で必要とされるエチケットやマナーのことをいう。以下同様）等について別途定めて、ホームページなどを通じて遵守事項の周知徹底を図っている（資料 8-1-3-1）。

本学は、環境をキーワードの一つとして掲げており、平成 16 年度に県拡大審査により ISO14001 を取得（登録期間：平成 22 年 3 月まで）して EMS（Environmental Management System：環境マネジメントシステム）に取り組んでいる。また、学生サークルの協力を得て省エネルギー活動や太陽光発電などエコキャンパスの構築に努めている。

#### 資料 8-1-3-1 情報システム利用に関する関連規程

[http://www.ec.usp-local/info\\_center/riyounotebiki/riyoutebiki\\_index.html](http://www.ec.usp-local/info_center/riyounotebiki/riyoutebiki_index.html)

##### 【分析結果とその根拠理由】

新入生に対する周知について、入学時のオリエンテーションにおいて学生便覧を配布・説明し、施設の利用について周知を図っており、ウェブサイトにも規程集等を掲載している。ネットワーク利用については、利用者に対しネットワーク利用の遵守事項やネチケット等についてホームページに掲載している。

以上のことから、施設・設備の運用に関する方針は明確に規定され、大学構成員に周知されていると判断する。

#### 観点 8-2-1-①： 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

##### 【観点到に係る状況】

図書情報センター（図書館部門）には、平成 22 年 3 月 31 日現在で、総蔵書数 361,729 冊、総購読雑誌数 1,814 冊が所蔵されている。視聴覚資料としては、マイクロフィルム（9,041 タイトル）、カセットテープ（267 タイトル）、ビデオテープ（3,659 タイトル）、CD・LD・DVD（561 タイトル）などを分類して配架するとともに、学内蔵書検索 OPAC での検索が可能である。また、電子ジャーナルは、79 種（大学購入分に限る。）である。さらに、情報検索ツール一覧をホームページ上に整備し、情報検索の一元化的なアクセスが可能である（資料 8-2-1-1）。

また、図書館に一般閲覧スペース（277 席）に加えてグループ閲覧室（2 室）、個人閲覧席（10 室）、視聴覚コーナー（15 席）を設けるほか、図書館所蔵資料の検索情報端末 8 台、インターネット接続の文献検索用情報端末 3 台が設置するなど、インターネットによる情報収集の環境整備を図っている。

蔵書の整備にあたっては、シラバスに記載されているテキストや参考図書は優先的に購入するとともに、学生用基本図書は各学部・国際教育センターの推薦に基づき購入・整備している。また、蔵書数、ネットワークなどサービスの向上や施設・設備の一層の充実に関しては、図書情報センター運営委員会を中心に検討し、継続的改善が図れる体制を構築している。

なお、図書情報センター（図書館部門）の開館時間、利用状況等は、資料 8-2-1-2 および資料 8-2-1-3 のとおりである。開館時間は、図書情報センター開設当初は 17 時までであったが、現在は 20 時まで延長するとともに

月 1 回程度の土曜日開館を実施するなど、順次サービスの充実を図っている。

#### 資料 8-2-1-1 情報検索ツール一覧

<http://www.linc.usp.ac.jp/kensakutool/tool.html>

#### 資料 8-2-1-2 図書館の開館時間

	開館時間	休館日
通常期間中	9時～20時（後期定期試験終了後は19時まで）	土曜日、日曜日、祝日、年末年始など
休業期間中	9時～17時	※ 土曜日は月 1 回程度開館

（ 図書情報センターホームページ <http://www.linc.usp.ac.jp/index.htm> ）

#### 資料 8-2-1-3 図書館の利用状況

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
蔵書冊数		334,755 冊	346,066 冊	354,147 冊	361,729 冊
入館者数		121,391 人	117,993 人	117,124 人	112,839 人
貸出	人 数	18,053 人	18,996 人	20,229 人	20,386 人
	冊 数	43,136 冊	45,845 冊	48,245 冊	47,595 冊

#### 【分析結果とその根拠理由】

図書情報センターでは、シラバスに記載されているテキストや参考図書を優先的に購入し、学生用基本図書については、各学部・センターの推薦に基づき購入・整備している。施設・設備面では、一般閲覧スペースに加え、グループ閲覧室、個人閲覧席、視聴覚コーナー等を設け学生の利用に供するとともに、特に情報端末を整備しインターネットによる情報収集の環境整備を図っている。

以上のことから、教育研究組織および教育課程に応じて図書等の資料が系統的に整備されるとともに、有効に活用されていると判断する。

### （2）優れた点及び改善を要する点

#### 【優れた点】

- ・ 環境をキーワードとする大学として、平成 16 年度に県拡大審査により ISO14001 を取得（登録期間：平成 22 年 3 月まで）して EMS（Environmental Management System：環境マネジメントシステム）に取り組んでいる。
- ・ 学生サークルの協力を得た省エネルギー活動や太陽光発電の活用などエコキャンパスの構築に努めている。
- ・ 図書情報センター 2 階、3 階の閲覧コーナーは、図書の閲覧とあわせて、インターネット接続できる無線 LAN を利用して文献検索やデータベースへのアクセスが可能な高度な調査研究環境が整備されている。

#### 【改善を要する点】

特になし

### （3）基準 8 の自己評価の概要

本学においては、校地、校舎とも教育、研究活動を行う上で十分な面積を有しており、また、講義棟、自習室、実験室、演習室、図書館、体育関連施設、情報関連施設、農場・湖沼等の実験施設などの整備を進めて教育効果の改善と有効活用を図るとともに施設のユニバーサルデザインへの対応に努めている。

情報処理演習室の利用環境については、情報処理教育の専門課程等についても対応可能なアプリケーションソフトと処理機能の高い情報処理端末が配備され、機能している。

ネットワーク利用者については、情報セキュリティ等に関する遵守事項やネチケット等について、ホームページを通じての周知徹底を図っている。これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営および教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備されるとともに有効に活用され、教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備されていると判断する。

なお、図書情報センターについては、引き続き学術雑誌の電子ジャーナル化など ICT を活用しながら、蔵書や情報処理教育システムなどの一層の充実が望まれる。



## 基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

### (1) 観点ごとの分析

観点 9-1-①: 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

#### 【観点到る状況】

本学における教育活動に係るデータや資料は、基本的に公文書として扱われている。本学は、滋賀県情報公開条例で規定する実施機関としての適用を受けており、教育活動に係るデータや資料も公立大学法人滋賀県立大学文書管理細則（別添資料 9-1-1-A）で定める文書等の管理方法、保存期間等に基づき管理されている。

教務活動の実態を示す基本資料である時間割表、講義概要、学生の単位取得状況、学生の成績などについては、教務グループが一元的に管理・蓄積している。各年度末には、各学科長に学科所属学生の単位取得状況および成績一覧が配布され、それぞれの学科での学生指導に役立てる体制がとられているが、データ解析の体制は十分には整備されていない。

また、学生の試験答案、学部卒業論文、研究科学位論文（修士論文、博士論文）などについては、各教員が管理・蓄積しているほか、博士論文については図書情報センターでも保管・蓄積している。特に工学部においては、JABEE 対象科目の答案や提出物（紙ベースあるいは電子化したもの）を JABEE 事務室で一元的に管理し、5年間保管することになっている。

個々の教員の教育活動の実態調査は、各教員の自己評価（資料 9-1-1-1）に関連して行われ、この点検結果は学科長を通して学部長に提出され、保管・蓄積されている。

本学では、特に環境科学部および人間文化学部においてフィールドでの教育が活発であり、これらでは毎年度に授業実施後に報告書がまとめられており、これが各学科および本学図書館等に収集・蓄積されている。

また、全学共通科目全体に対する企画・運営の責任体制を確立するため、平成 21 年度に全学共通教育推進機構を設置し、全学共通科目に関する各種データを収集・蓄積するとともに各学部、学科へフィードバックしている。

#### 資料 9-1-1-1 教員の自己評価項目（教育面）

評 価 項 目
1 教育方法・内容面の改善を行ったか
2 学部の授業担当数
3 卒業研究等を履修する学生の受入数
4 大学院の授業担当数
5 博士論文授与数
6 博士前期課程学生の研究指導人数
7 博士後期課程学生の指導人数
8 学生による授業評価を受けたか
9 過去 1 年間の研究指導学生の学位（課程博士）授与数
10 学会・シンポジウムで学生・院生に研究発表をさせたか
11 学生の部活動・サークル活動・地域貢献活動の顧問または指導教員をしたか
12 学部内 F D への参加
13 実習・演習
14 学外実習（引率）
15 その他特記すべき事項

## 別添資料 9-1-1-A 公立大学法人滋賀県立大学文書管理細則

## 【分析結果とその根拠理由】

学生の成績や単位取得状況などが教務で一元管理されていること、学生の答案等は各担当教員が保管していること（特に工学部では、JABEE 対象科目の答案等を一元管理保管していること。）、各教員の教育活動状況を自己点検評価に絡めてチェックしていること、フィールドでの教育活動の成果を印刷物として公表してこれを蓄積保管している。

以上のことから、教育活動の実態を示す資料と適切に収集し、蓄積していると判断する。ただし、教務データをもとに各種解析を行う体制の整備は、今後の課題である。

**観点 9-1-1-②： 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。**

## 【観点到る状況】

自己評価委員会が行っている学生による授業評価アンケートについては、履修登録者が少人数の科目の場合に実施していない学部もあるが、毎学期、全学で約7～8割の科目で実施されている（資料9-1-2-1）。この集計結果は各教員に返却するとともに、各学部で開講した科目個々の集計結果をまとめたファイルを各学部長室で閲覧に供しており、各学部の教員はこれを閲覧できる体制がとられている。

また、自己評価委員会では、この授業評価アンケート内容等に関して教員への意見聴取も実施している（平成21年7月調査）。その結果、回答のあった教員のうち87.6%の教員が「授業評価アンケート結果を授業改善の参考にしている」と回答していることから、教員は授業評価アンケートを授業改善に活用していることが確認できる（資料9-1-2-2）。

毎回の授業では、授業の双方向性を高めること等を目的として、各教員はレスポンスペーパーを実施することが原則になっており、これにより毎回の授業における学生の質問や意見などが教員に伝わり、教員はこれを授業にフィードバックできる体制になっている。前述の授業評価アンケート内容等に関しての教員への意見聴取の結果によると、回答のあった教員のうち78.4%がレスポンスペーパー等を実施しており、この取り組みが全学的に定着してきていることがわかる。

職員は学内の各種委員会に委員として出席して意見を述べており、それらは教育の質の向上・改善に役立てられている。

## 資料 9-1-2-1 学生による授業評価アンケートの実施状況（平成21年度）

区 分	開講科目数	アンケート実施科目数	実施率
前 期	412 科目	343 科目	83.3%
後 期	563 科目	424 科目	75.3%

## 資料9-1-2-2 授業評価アンケートの内容等に関する教員アンケート結果（抜粋）

(設問)	授業評価アンケート結果を授業改善の参考に使っていますか。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参考としている 87.6%</li> <li>・参考していない 9.7%</li> <li>・その他 2.7%</li> </ul>
(設問)	「参考としている」とした場合は、授業改善にどのように活用していますか。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度のアンケートの結果、理解度が低いことが分かったので、講義で取り上げる内容を精選し、かつ、毎時小テストを実施して前回の復習をしてから次に進むこととした。結果は、今年度のアンケートで確認したい。</li> <li>・参考しているのは「教員の教え方は適切か」「教え方で優れている点」「授業の満足度」など。特に「教え方で優れている点」は参考になる。</li> <li>・学生の理解度から、授業内容、授業方法の善し悪しをチェックしている。学生に考えさせる時間と工夫、予習・復習をさせる仕組みが不足していることが分かった。</li> <li>・学生から質問があったことについて、次の時間に全員の前で回答するようにした。</li> </ul>
(設問)	レスポンスペーパー、小テスト等を用いた方式での双方の授業運営をしていますか。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施している 78.4%</li> <li>・実施していない 17.2%</li> <li>・その他 4.3%</li> </ul>

(自己評価委員会：平成21年7月調査)

## 【分析結果とその根拠理由】

学生による授業評価アンケートが定期的実施されていること、毎回の授業でレスポンスペーパー等を用いることが原則とされていること等、教職員および学生に対する意見の聴取が行われ、教育の質の向上・改善に向けて具体的・継続的かつ適切な形で活かされていると判断する。

**観点9-1-③： 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。**

## 【観点到に係る状況】

学校教育法に基づく自己評価を踏まえた外部評価を定期的実施（平成17年度、平成20年度）するほか、平成18年度に本学が公立大学法人化したことに伴い、役員会、経営協議会および教育研究評議会の構成員に学外者（役員会2人、経営協議会5人、教育研究評議会3人）を登用しており、本学の教育の現状について定期的に外部からの意見が反映される体制になっている。

このほか、観点6-1-⑤で前述したとおり卒業生アンケートの実施や、毎年実施している学生の就職支援のための「企業研究会」における企業関係者に対するアンケート調査など、卒業生や就職先の企業等の意見も聴取している（別添資料6-1-5-A）。

また、学部ごとに特色ある取組みも行われており、特に工学部においては、JABEEプログラムの企画・計画策定にあたって6名の外部委員を委嘱し、その意見を取り入れている。さらに、工学部支援会（工学部の支援を目的にして、約30の企業を構成員とする組織）の活動を通して、工学部の教育内容についての意見を聴取するほか、保護者会を開催して保護者のニーズを把握する取組みも行っている。

これらの意見を踏まえ、資料9-1-3-1のとおり学外関係者の意見を取り入れた改善を行っている。

資料 9-1-3-1 学外関係者からのおもな意見とその対応

学外関係者の意見	具体的な改善方策
語学が1クラス 50 人では教育効果の点で非現実的であり、考えなければならない。(平成 17 年度外部評価)	平成 19 年度から 1 年次クラスを 30 人化、平成 21 年度から 2 年次クラスも 30 人化することとした。
教育の質の改善にむけて、全学的な F D の取り組みを進めていくことが大切である。(平成 17 年度外部評価)	平成 19 年度に教育実践支援室を設置し、F D 研修会、授業見学会、授業コンサルティング等の F D の取り組みを進めることとした。
他大学でコンピュータウィルス事件があったが、情報の扱い方、モラル・規範の重要性を視野に入れていく必要があるのではないか。(平成 19 年度第 4 回経営協議会)	全学共通基礎科目の情報関係科目の内容を見直し、平成 22 年度から情報倫理を含んだ「情報リテラシー」(必修科目)を開講した。
他大学との単位互換制度の利用が活発でない大きな理由に通学の不便さがある。このため彦根地区に特化した形での単位互換制度の方が良いのではないかと。(平成 20 年度第 5 回役員会)	彦根市内の大学(滋賀大学・聖泉大学)との間で 3 大学間の単位互換協定を締結(平成 21 年 6 月)し、大学サテライト・プラザ彦根において「彦根 3 大学連携単位互換科目」を開講することとした。
学生の成績を保護者に通知することを検討してはどうか。(平成 20 年度第 7 回教育研究評議会)	平成 20 年度後期から学士課程の学生の保護者に対して成績表を通知することとした。

【分析結果とその根拠理由】

教育研究評議会等に学外者を積極的に登用するほか、学部レベルでも学外からの意見の聴取に努めており、これらの意見を踏まえた改善に向けた取り組みも行われている。

以上のことから、学外関係者の意見が教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

観点 9-1-1-④： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

【観点到に係る状況】

毎学期末に行われる授業評価アンケートの集計結果は、各担当教員に通知され、個々の授業改善に資することができるようになっている。また、毎回の授業終了時に行われるレスポンスペーパー等の記載内容から、個々の教員は次回以降の授業にそれを活かすことができるようになっている(別添資料 9-1-4-A)。特にレスポンスペーパー等の取組により、学生と教師の双方向性が強まっている。これら個々の教員の努力は、教育方法・内容面の改善事項として、研究、地域貢献等とともに教員の自己評価表に記述され、大学としてこれを評価している(資料 9-1-1-1)。

また、授業評価アンケート集計結果は各学部長室で公開されていることから、平成 21 年度には、特に授業改善が必要と考えられる教員を学部長がアンケート集計結果等をもとにピックアップし、その教員の授業改善を各学科所属の教育実践支援室員とともにを行うことを試行している。

別添資料 9-1-4-A 環境科学部年報第 13 号 特集：環境科学部における授業改善のとりくみ

【分析結果とその根拠理由】

授業評価アンケートやレスポンスペーパー等をもとに、各教員が自らの授業改善点を知ることができる体制に

なっている。また、教育実践支援室が中心となって行っているFD活動についても、授業評価アンケートの結果や教員からの要望に応じたものが実施されている。

以上のことから、個々の教員は、自らの授業を改善したいと考えるならば、その評価結果に基づいて授業の継続的改善を行える具体的環境が整っていると判断するが、授業改善に消極的な教員をこのような環境へ誘導することが今後の課題である。

**観点 9-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。**

**【観点到に係る状況】**

本学では、平成18年度までは各学部独自のFD活動が実施されていたが、平成19年度にこれらを統合する形で全学組織としての教育実践支援室が発足した(資料9-2-1-1)。教育実践支援室では、学内のすべての学科から最低1人の教員が室員として活動しており、3つの柱(①教員の要望に応じた研修会、②授業コンサルティング、③教育方法の開発と教員へのフィードバック)を立てて活動を行っている。

研修会の内容は資料9-2-1-2のとおりであるが、このうち、導入教育科目の「人間探求学」に関しては、優れた授業方法や効果的指導方法を共有するため「人間探求学研究会」を開催し、文献検索法、ノートの取り方、レポートの書き方、プレゼンテーションやディスカッション法などの実践例と教育的効果について情報を共有している。研修会の様子はDVDに録画しており、何らかの都合で参加できなかった教員にこれを貸し出す体制がとられている。これらの研修会の実施後には、参加教員に対するアンケート調査が行われ、その研修内容の有効性がチェックされている。このアンケートでは個々の教員が授業で改善したい点の調査も行われており、その要望に応じた研修会を開催することで、個々教員の授業改善に資することが可能になっている(資料9-2-1-3)。

また、授業評価アンケート等の結果から、教員自らが自身の授業改善を希望する場合、教育実践支援室員による授業コンサルティングを受けることができる。コンサルティングでは、教育実践支援室長が教員の授業を5～10回継続して見学して改善点と改善方法を示し、改善状況を次の授業で確認している(別添資料9-2-1-A)。平成21年度までに9人の教員が受け、授業改善の効果をあげている(資料9-2-1-4 および別添資料9-2-1-B)。

また、各学期中に約1か月の授業見学期間(6月、11月)を設けており、ほとんどの授業が自由に見学でき、見学した教員は授業担当教員にコメントを渡すこととしている。特に教育実践支援室員は積極的に授業見学を行っており、必要に応じて授業コンサルティングへの誘導等を行っている。また、TAやES(エデュケーション・サポーター：教育補助員※)の活用法とその効果の検証も行っている(別添資料6-1-3-B)。

このほか、多数の教員が参加する科目、例えば、環境科学部の「環境フィールドワークⅠ・Ⅱ・Ⅲ」や人間文化学部の「環琵琶湖文化論実習」は、担当者による委員会・会議によって運営されており、当該委員会・会議で定期的に授業の進捗や問題点・改善点についてチェックを行い、担当者はその結果を学んで授業改善に生かしている。

※ ES(エデュケーション・サポーター：教育補助員)

「学生の自宅学習を促す教育プログラムモデル事業」(観点6-1-③参照)において、本学に在籍し、人物、学業ともに優れた学部学生のうち、授業担当教員の指導の下、学生が宿題やレポート等を作成する際の相談対応および教員が宿題やレポート等への添削や正誤チェックなどを行う際の補助業務を行う。

資料 9-2-1-1 公立大学法人滋賀県立大学教育実践支援室設置要綱（抜粋）

<p>(目的および設置)</p> <p>第1条 公立大学法人滋賀県立大学における教育活動の継続的な改善に向けた教員の主体的な関わりを支援することを目的とし、教育実践支援室（以下「支援室」という。）を設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 教員の教育活動改善のための支援に関すること。</p> <p>(2) 教育活動の改善に必要な調査および研修の実施に関すること。</p> <p>(3) その他教育活動の改善について支援室が必要と認めること。</p> <p>(構成員)</p> <p>第3条 支援室は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 支援室長</p> <p>(2) 学部等から選出された支援室委員</p> <p>2 支援室長は、専任教員のうちから、副学長（教育担当理事）の推薦に基づき、学長が任命する。</p>
---

資料 9-2-1-2 これまでに行われたFD研修会一覧

開催期日		タイトル	内 容	参加者数
平成 19年度	1月10日	「人間探求学」総括の会	1年次導入教育科目「人間探求学」に対する学科別の取組み	58
平成 20年度	4月2日	授業の方法－入門編①－ 「もっとも基本的なこと」	授業方法の基礎的事項 視線、発音、板書、導入と展開 (講師：教育実践支援室長)	81
	5月7日	授業の方法－入門編②－ 「学生の理解度を確かめよう」	授業中に学生の理解度を確認する方法：特に数式を使う場合 (講師：教育実践支援室長)	51
	6月18日	授業の方法－入門編③－ 「学生の興味をひきつけよう」	学生が興味を持てるような授業展開の実際 (講師：教育実践支援室長)	51
	7月22日	授業の方法－入門編④－ 「視聴覚教材の効果的利用法」	VTRやパワーポイントの効果的な使い方の基本 (講師：教育実践支援室長)	43
	9月29日	授業の方法－入門編⑤－ 「発問と指導」	「叱り方」の基本、発問の種類およびその「ねらい」と効果 (講師：教育実践支援室長)	34
	11月10日	授業の方法－入門編⑥－ 「宿題と評価」	宿題の出し方、添削指導の方法、教務手帳使用方法、評価の方法 (講師：教育実践支援室長)	34
	12月17日	WEB版シラバスシステム等を活用した教育方法の効用について	滋賀大学経済学部で実践しているWEB版シラバスの実際 (講師：滋賀大学経済学部 小倉教授)	40
	1月8日	2008年度人間探求学研究会	1年次導入教育科目「人間探求学」に対する学科別の実践例について	46
	平成 21年度	4月2日 3日	授業の方法－入門編－ 「もっとも基本的なこと」 「授業展開で陥りやすい罠」 「視聴覚教材の効果的利用法」	新任教員対象、2008年の①、③、④とほぼ同等の内容 (講師：教育実践支援室長)
8月3日		学科カリキュラムの点検方法 －ディプロマポリシーとカリキュラムマップ－	ディプロマポリシーとカリキュラムの関係 (講師：立命館大学教育開発推進機構 沖教授)	42
9月18日		学生が集中できるBRD方式の授業	本学で実践された「当日ブリーフレポート方式」授業の事例とその効果 (講師：学内教員)	33
1月7日		2009年度人間探求学研究会	1年次導入教育科目「人間探求学」に対する学科別の実践例について	42

## 資料9-2-1-3 FD研修会で出された要望とその後の研修会の内容

FD研修会で出された要望	その後の研修内容への反映事例
平成20年度 第1回 ・配布資料の使い方 ・パワーポイントなどの使い方 ・ <u>数式を使用する授業の改善</u> ・授業展開での変化のつけかた	平成20年度 第2回 「学生の理解度確認」 ・数式を多用する授業で、学生の理解度を確かめる方法の具体例
平成20年度 第2回 ・宿題の出し方、復習のさせ方 ・パワーポイントなどの使い方 ・ <u>学生の引き付け方、興味のもたせ方</u> ・配布資料の使い方	平成20年度 第3回 「学生の興味をひきつけよう」 ・授業の変化のつけ方、授業展開でのヤマの作り方、学生が興味を持ちやすい授業展開方法
平成20年度 第3回 ・ <u>パワーポイントなどの使い方</u> ・宿題の出し方、自習のさせ方 ・グループワークや協働学習	平成20年度 第4回 「視聴覚教材の効果的利用法」 ・パワーポイントでのスライドの作り方、VTRの使い方、視聴覚教材を授業に取り入れるときの原則
平成20年度 第4回 ・宿題の出し方、学生に自習を促す方法 ・ <u>授業展開の具体的方法</u> ・ <u>寝たり私語したりする学生への指導</u>	平成20年度 第5回 「発問と指導」 ・私語や遅刻などをする学生への叱り方 ・授業での発問方法とその効果
平成20年度 第5回 ・ <u>レポート等へのコメントのつけ方</u> ・グループワークや協働学習	平成20年度 第6回 「宿題と評価」 ・宿題の出し方、記録のとり方、これらを実践に入れる方法
平成20年度 第6回 ・ <u>学生が主体的に授業参加するには</u> ・さまざまな授業方法の実践	平成21年度 第4回 「学生が集中できるBRD法の授業」 ・学生が授業中に積極的にノートを取り、主体的にレポートを作ることを促す授業の実践

## 資料9-2-1-4 これまでに実施した授業コンサルティング

時期	対象者	回数	改善した項目	
平成18年度	後期	准教授	5回	板書法、スライド提示法、発音、授業展開、発問法
平成19年度	前期	助教	10回	板書法、スライド提示法、授業展開、演習実験、宿題および添削法
	後期	助教	10回	スライド提示法、授業展開（特に多様な変化を入れること）
平成20年度	前期	講師	10回	授業展開、視聴覚教材使用法、グループディスカッションの導入
		講師	10回	授業展開、視聴覚教材使用法、BRD方式授業法の導入
平成21年度	前期	助教	6回	授業展開、発問法
	後期	准教授	10回	授業展開、発問法、学生の理解度の確認
		准教授	6回	話し方、授業展開、発問法
		非常勤講師	4回	話し方、授業展開、板書

別添資料9-2-1-A 授業力チェックシート

別添資料9-2-1-B 授業コンサルティング実施結果

## 【分析結果とその根拠理由】

教育実践支援室を中心として、個々の教員の希望に応じた授業改善に資することができる取組が組織として行

われている。特にその内容が、授業改善に直結する極めて実践的内容であることが特徴的である。また、多数の教員が担当する科目については、授業運営を目的とした委員会が機能している。

以上のことから、FD活動が適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業改善に結びついていると判断する。

**観点9-2-②： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。**

**【観点に係る状況】**

本学では、TAは本学が定めるティーチング・アシスタント取扱要綱（別添資料 3-4-1-A）にしたがって採用され、教育補助業務に従事している。TAの業務の内容については担当教員による指導がなされているとともに、TAには毎月の報告が義務づけられており、これらにより一定の質保証がなされている。

実験実習助手について、環境科学部では、管轄の委員会がその業務要領・業務内容等に対する規定を定めており、定期的に開催される該当委員会で教員と実験実習助手と意見交換を行うことで業務内容の改善を図っている。工学部では、実験実習助手について実験実習担当教員の監督の下で業務を行っている。人間文化学部ではその科目を担当する教員による業務指示および指導に任せている。人間看護学部では、各領域が業務内容に対する定めをもっており、実験実習助手に対する指導も領域ごとに行われている。

事務局職員に対しては、研修体系が整備されており、職階や職務にあわせて各種研修が行われている。

**【分析結果とその根拠理由】**

TAに対する取り扱い要綱が定められ、月例の報告がなされていること、実習助手の職務に関してこれをマネージする組織が学部によっては構築されていること、事務職員に対する研修体系が整備されていることから、教育支援者等に対する質向上を図るための取組がなされていると判断する。

**(2) 優れた点及び改善を要する点**

**【優れた点】**

- 個々の教員の教育活動状況が、各教員の自己評価に関連して行われており、その結果は学部長等に報告されている。
- 授業評価アンケートやレスポンスペーパー等が定期的・継続的に実施されており、個々の教員はこれをもとに自らの授業を反省し、その改善に資することができるとともに、教員が希望すれば極めて実践的な授業改善・教育技術改善を教育実践支援室の援助のもとで受けることができる体制がとられている。
- 教育実践支援室主導で行われている各種プログラムは、授業改善のために極めて実践的なものであり、高い効果を得ている。

**【改善を要する点】**

- 教務データは一元的に収集・管理されているが、データ解析体制について今後さらに強化していく必要がある。また、授業評価アンケート結果等をもとに、学部長が授業改善を必要とする教員をピックアップし、具体



的な教育改善プログラムへつなげる取り組みは平成21年度から始まったところであり、今後はこれをさらに押し進めていく必要がある。

### (3) 基準9の自己評価の概要

学生の成績などの教育活動の状況を示すデータについては、規定に基づき教務グループにおいて一元管理しており、毎年度末に各学科所属学生の成績状況が各学部学科に知らされ、学生個々の指導に供されている。

学外者の意見については、自己評価に基づく外部評価を定期的実施するとともに、平成18年度からの公立大学法人化により役員会、経営協議会、教育研究評議会等に学外者を積極的に登用し、そこで得られた学外関係者の意見を積極的に取り入れ、教育の質の向上、改善に向けての取り組みを行っている。このほか学部レベルにおいても、企業、保護者等の意見の聴取に努めている。

学生からの意見聴取は、各科目で授業評価アンケートを行うとともに、授業の双方向性を高めるために授業にレスポンスペーパー等を全学的に導入しており、個々の教員はこれをもとに授業改善を行うことができる。

また、全学的にFDを組織的に行うために教育実践支援室が設置されている。教育実践支援室では、教員の要望に応じた研修会の実施や教員へのコンサルティングなど、極めて実践的な授業改善のためのプログラムが組み立てられており、効果をあげている。この他にも、教員グループによる授業運営委員会・会議も授業改善に効果的に働いている。

以上のことから、教育の質の向上と改善のためのシステムや取り組みは有効に機能していると判断する。

## 基準 10 財務

## (1) 観点ごとの分析

観点 10-1-1-①：大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

## 【観点到係る状況】

本学は、大学運営に必要な土地・建物等すべての資産について、平成 18 年度の公立大学法人化の移行時に滋賀県から出資または承継している。本学の平成 22 年 3 月 31 日現在の資産は 20,913,044 千円で土地や建物等の固定資産が 19,386,292 千円と約 93%を占め、土地 323,013 m<sup>2</sup>、建物 76,750 m<sup>2</sup>を有している。一方、負債は固定負債および流動負債を合わせ 4,638,920 千円で、このうち資産見返負債が約 66%を占めている（資料 10-1-1-1）。

## 資料 10-1-1-1 資産の状況（貸借対照表）

（単位：千円。単位未満切捨）

科目	20年度	21年度	増減	科目	20年度	21年度	増減
資産の部	21,066,769	20,913,044	▲153,724	負債の部	4,776,361	4,638,920	▲137,440
固定資産	19,403,482	19,386,292	▲17,190	固定負債	3,330,217	3,505,724	175,506
有形固定資産	19,378,621	19,372,604	▲6,016	資産見返負債	3,022,711	3,063,078	40,366
土地	5,794,000	5,794,000	0	長期前受受託研究費等	0	1,500	1,500
建物	9,901,219	9,723,217	▲178,002	退職給付引当金	2,602	1,794	▲807
構築物	174,300	154,879	▲19,421	長期未払金	304,903	439,351	134,448
機械装置	14,949	12,137	▲2,811	流動負債	1,446,143	1,133,195	▲312,947
工具器具備品	743,269	891,522	148,253	運営費交付金債務	0	19,650	19,650
図書	2,735,510	2,782,876	47,365	寄附金債務	299,140	344,406	45,265
美術品	6,280	6,280	0	前受受託研究費等	27,142	13,599	▲13,542
船舶	1,477	970	▲506	未払金	1,052,129	707,655	▲344,473
車両運搬具	7,613	6,720	▲893	未払費用	13,104	11,483	▲1,621
建設仮勘定	0	0	0	未払消費税等	1,212	716	▲495
無形固定資産	24,861	13,688	▲11,173	預り金	50,662	35,181	▲15,480
ソフトウェア	24,811	13,638	▲11,173	賞与引当金	2,752	501	▲2,250
その他	50	50	0	純資産の部	16,290,408	16,274,124	▲16,284
流動資産	1,663,286	1,526,751	▲136,534	資本金	15,887,057	15,887,057	0
現金及び預金	1,235,776	1,353,744	117,967	県出資金	15,887,057	15,887,057	0
未収学生納付金収入	3,353	6,691	3,337	資本剰余金	1,396	▲170,717	▲172,113
その他未収入金	419,065	166,093	▲252,972	資本剰余金	966,950	1,136,354	169,404
たな卸資産	2,396	16	▲2,380	損益外減価償却累計額	▲965,554	▲1,307,072	▲341,518
前払費用	141	169	27	利益剰余金	401,954	557,784	155,829
未収収益	27	36	8	教育研究等改善積立金	268,037	293,201	25,164
その他	2,524	0	▲2,524	積立金	0	21,811	21,811
				当期未処分利益	133,917	242,772	108,854

（貸借対照表（財務諸表） [http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/joho/zai\\_musyohyo.html](http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/joho/zai_musyohyo.html)）

## 【分析結果とその根拠理由】

本学は、大学運営に必要な土地・建物等すべての資産について、法人化移行時に滋賀県から出資または承継しており、負債についても借入金はなく、資産見返負債など大部分が返済を要しない負債である。

以上のことから、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有していると判断する。

観点10-1-②：大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点到に係る状況】

本学の経常的収入は、県からの運営費交付金、学生納付金等の自己収入および外部資金で構成されており、過去4年間の収入実績は、資料10-1-2-1のとおりとなっている。このうち外部資金については、本学PR用パンフレットを作成し、企業訪問等を実施してその確保に努め、学生納付金についてもオープンキャンパス等における体験実習、高校訪問、高大連携講座の実施等により、志願者・入学者の確保に努めている。

なお、運営費交付金の減少分は、外部資金の確保により教育研究活動を低下させないように努めている（資料10-1-2-2）。

資料10-1-2-1 収入実績

（金額単位：千円。単位未満切捨）

科 目	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
運営費交付金収益	2,787,559	58.4%	2,735,658	56.9%	2,592,430	55.0%	2,473,135	53.7%
授業料収益	1,340,596	28.1%	1,356,299	28.2%	1,383,500	29.4%	1,382,120	30.0%
入学金収益	257,226	5.4%	259,002	5.4%	262,753	5.6%	266,486	5.8%
検定料収益	51,971	1.1%	50,649	1.1%	60,340	1.3%	58,697	1.3%
受託研究等収益	108,695	2.3%	110,999	2.3%	105,855	2.2%	111,504	2.4%
受託事業等収益	40,041	0.8%	62,337	1.3%	44,512	0.9%	5,000	0.1%
補助金等収益	18,291	0.4%	5,000	0.1%	0	0.0%	39,904	0.9%
寄附金収益	21,642	0.5%	47,906	1.0%	68,134	1.4%	80,394	1.7%
資産見返負債戻入	86,478	1.8%	106,181	2.2%	116,660	2.5%	114,555	2.5%
財務収益	721	0.0%	1,774	0.0%	1,450	0.0%	761	0.0%
雑益	60,695	1.3%	75,953	1.6%	74,805	1.6%	73,107	1.6%
経常収益合計	4,773,919		4,811,763		4,710,442		4,605,666	

資料10-1-2-2 外部資金獲得状況

（金額単位：千円。単位未満切捨）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
受託研究	87,021	67,582	75,148	87,034
共同研究	32,952	39,827	32,950	25,177
奨励寄附金	22,090	18,339	29,294	30,260
寄附講座	40,000	30,000	30,000	100,000
競争的外部資金	196,446	236,500	199,529	181,975
科学研究費補助金	152,780	176,700	153,610	136,911
その他国等の補助金	43,666	59,800	45,919	45,064
合 計	378,509	392,249	366,922	424,446
うち間接経費	40,181	54,771	58,680	60,151

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、学生納付金については、適正な学生数の確保に努め安定的な収入を確保している。また、外部

資金についても社会情勢等に影響されやすい状況の中、収入額が増加していることから、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

**観点 10-2-①：** 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

**【観点に係る状況】**

収支に係る計画は、予算、収支計画および資金計画として、中期計画および年度計画において定めている。中期計画においては平成 18 年度から平成 23 年度までの、年度計画においては当該年度についての予算、収支計画および資金計画を定めている。これらの計画については、役員会、経営協議会等の審議を経て決定され、中期計画については滋賀県知事の認可を受けるとともに、年度計画については各年度ごとに滋賀県知事へ届け出ている。また、これらの計画は大学ホームページ（<http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/joho/tyukimokuhyo.html>）にも掲載し、広く公表している。

これらの計画を踏まえた上で、毎年度予算編成方針を定め、この方針の下に予算編成を行っている。

**【分析結果とその根拠理由】**

大学の予算、収支計画および資金計画は、学内諸会議の議を経て理事長が決定し、中期計画に係るものについては県知事に申請し、認可を受けている。また、各年度に係る予算、収支計画および資金計画は経営協議会、役員会の議を経て理事長が決定しており、これらは大学ホームページに掲載している。

以上のことから、適切な収支に係る計画が策定され、関係者に明示されていると判断する。

**観点 10-2-②：** 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

**【観点に係る状況】**

本学の平成 21 年度の収支状況は、経常費用が 4,418,393 千円、経常収益は 4,605,666 千円となっており、臨時損失、臨時収益および目的積立金取崩額を加味した当期総利益は 242,772 千円を計上している（資料 10-2-2-1 および資料 10-2-2-2）。

また、中期計画で定められている短期借入金の借入限度額は 7 億円となっているが、借り入れは行っていない。

**資料 10-2-2-1 過去 4 年間の収支状況**

（単位：千円。単位未満切捨）

科目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
経常費用	4,632,271	4,604,983	4,635,651	4,418,393
経常収益	4,773,919	4,811,763	4,710,442	4,605,666
経常利益	141,648	206,780	74,791	187,273
臨時損失	231,719	7,185	1,159	13,844
臨時利益	231,719	9,071	1,333	14,844
目的積立金取崩額	—	—	58,952	54,498
当期総利益	141,648	208,666	133,917	242,772

## 資料 10-2-2-2 損益計算書（財務諸表）

<http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/joho/zai musyohyo.html>

## 【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、本法人における過去4年間の収支はいずれも黒字であり、平成21年度の収支の状況は、242,772千円の当期総利益を計上しており、また、短期借入金も有していないことから、支出超過とはなっていないと判断する。

**観点 10-2-③： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。**

## 【観点到に係る状況】

本法人における学内の予算配分は、事前に予算編成方針を策定・周知し、事業計画について各部局からの詳細な聴取を行った後、予算案を策定し、経営協議会および役員会の議を経て決定している。

教育研究活動に必要な経費として、平成22年度は665,925千円を配分している（別添資料10-2-3-A）。一般研究費の配分については、基礎配分と業績評価配分とに分けて配分している。基礎配分は、若手教員の研究活動を活性化させるために職階別傾斜配分を撤廃し、職階にかかわらず一定額を配分している。業績評価配分は、教育活動、研究活動、地域・社会貢献および学内貢献の4区分で教員が行った自己評価に基づき、A・B・Cの3区分に評価し、これに基づいて配分している。さらに、研究を一層活性化させるため、学内の競争的研究費として特別研究費（重点領域研究・特別研究の2区分）17,000千円を確保し、研究計画の審査を行って配分している（別添資料10-2-3-B）。

また、外部資金、競争的資金のさらなる獲得のインセンティブを働かせるため、間接経費の一部を所属する学部等に還元し、研究環境の整備を図っている。

別添資料 10-2-3-A 平成22年度予算

別添資料 10-2-3-B 公立大学法人滋賀県立大学特別研究費取扱規程

## 【分析結果とその根拠理由】

教育研究活動に要する経費については、運営費交付金が減額される中で毎年度同額程度を確保し、事業経費や競争的経費を配分する際には、教育・研究の重点化、活性化を図り、本学の発展に寄与する教育研究活動に対して効率的に配分している。

以上のことから、適切な資源配分がなされていると判断する。

**観点 10-3-①： 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。**

## 【観点到に係る状況】

本学の財務諸表等については、地方独立行政法人法の規定に基づき、滋賀県知事の承認を受けた後、滋賀県公報に公示し、かつ、財務諸表、事業報告書、決算報告書ならびに財務諸表、決算報告書に関する監事および会計

監査人の意見を付した書面を閲覧に供している。また、これらの書類とともに本学の財務状況に関して図表化して分かりやすく示した決算概要を作成し、大学ホームページに掲載している。

( ※大学ホームページ <http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/joho/zai musyohyo.html> )

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、本学の財務諸表等は、法令に基づき財務諸表を滋賀県公報に公示し、かつ、財務諸表等を閲覧に供するとともに大学ホームページに掲載していることから、法人の財務諸表等は適切な形で公表されていると判断する。

観点 10-3-②： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

【観点に係る状況】

財務の会計監査については、内部監査、監事監査、会計監査人による監査を実施している。

内部監査は、公立大学法人滋賀県立大学内部監査規程（別添資料 10-3-2-A）に基づき監査計画（別添資料 10-3-2-B）を策定し、この計画に基づき法人独自の監査を執行している。監査終了後は、監査報告書（別添資料 10-3-2-C）を作成し、理事長に提出している。

監事監査は、滋賀県から選任された監事が公立大学法人滋賀県立大学監事監査規程（別添資料 10-3-2-D）に基づき監査計画（別添資料 10-3-2-E）を策定し、法人業務および財務会計の監査を実施している。監査終了後は、監査報告書（別添資料 10-3-2-F）を作成し、理事長に提出している。

会計監査人の監査は、滋賀県から選任された会計監査人による財務諸表、事業報告書（会計部分のみ）、決算報告書についての監査を受けている（別添資料 10-3-2-G）。

また、年数回程度、監事、会計監査人、内部監査担当者による連絡会を開催している。

別添資料 10-3-2-A	公立大学法人滋賀県立大学内部監査規程
別添資料 10-3-2-B	内部監査実施計画
別添資料 10-3-2-C	内部監査報告書
別添資料 10-3-2-D	公立大学法人滋賀県立大学監事監査規程
別添資料 10-3-2-E	監事監査計画
別添資料 10-3-2-F	監事監査報告書
別添資料 10-3-2-G	会計監査人監査報告書

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、財務については、内部監査および監事監査については法人の規程に基づき、会計監査人の監査は法令に基づきそれぞれ監査が実施されており、いずれも適正である旨の監査報告書が提出されていることから、財務に対する会計監査等は適正に行われているもの判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

**【優れた点】**

- ・ 一般研究費の配分において職階別傾斜配分を撤廃して業績評価に基づく配分を導入したり、学内競争的研究費の確保・配分を行うことにより、競争的環境を醸成し研究活動の活性化を図っている。
- ・ 外部資金、競争的資金の獲得額は年々増加している状況にあり、さらに獲得のインセンティブを働かせるため間接経費の一部を所属する学部等に還元し、研究環境を整えている。

**【改善を要する点】**

該当なし

**(3) 基準 10 の自己評価の概要**

本学の資産は、大学運営に必要な土地・建物等すべてを法人化移行時に滋賀県から出資または承継しているとともに、財源についてもこれまでどおり継続的に措置されていることから、安定した教育研究活動の遂行が可能である。学生納付金についても適正な学生数により継続的な収入を確保しており、外部資金についても右肩上がりの継続的な収入を確保している。

また、教育・研究レベルの確保に必要な基盤的経費および競争的経費を配分する際には、教育・研究の活性化および重点化を図るなど、適切な資源配分がなされている。

財務諸表等については、滋賀県知事の承認後、滋賀県公報に掲載し、監事および会計監査人の意見とともに閲覧に供し、大学ホームページに掲載するなど適切な形で公表している。また、財務に対する監査として、法令等に基づき内部監査、監事監査および会計監査人監査が実施され、いずれも適正である旨の報告書が提出されている。

以上のことから、大学の教育研究活動を適切かつ安定して遂行できるだけの財務状況にあると判断する。

基準 11 管理運営

(1) 観点ごとの分析

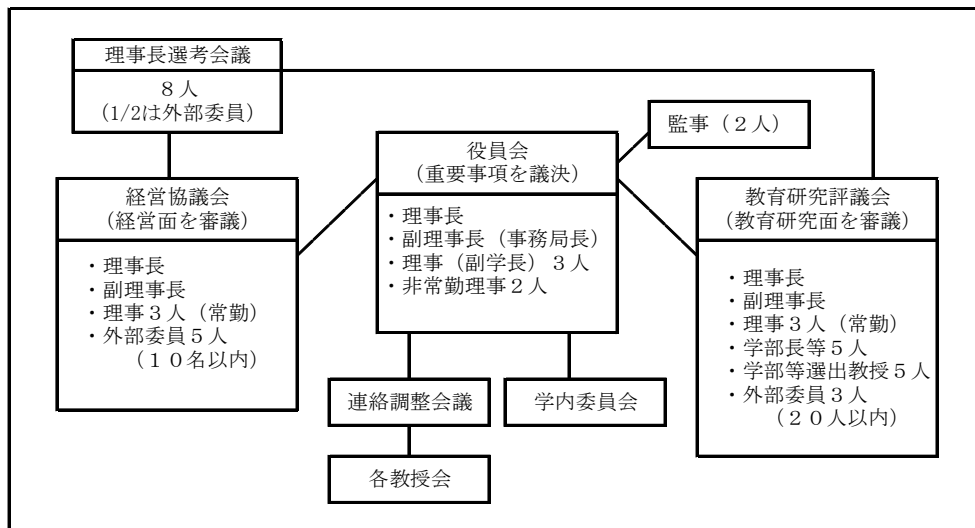
観点 11-1-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点到係る状況】

本学の管理運営組織およびそれらの業務、構成員等は、資料 11-1-1-1 および資料 11-1-1-2 のとおりである。法人化後、本学は、迅速な意思決定により効果的な大学運営を行うため、理事長、副理事長および理事で構成する「役員会」を置くとともに、学長を補佐するため大学運営の重要課題等に応じて担当理事を配置した。また、組織を活性化させるため学外の有識者、専門家を役員や審議機関委員に配置したほか、法人と大学の一体運営を推進するため、常勤理事が副学長を兼務している（別添資料 11-1-1-A）。さらに、法人決定事項を円滑に推進し、学部等の意見を法人運営に反映させるため、常勤役員と学部長等で構成する「連絡調整会議」を設置している。事務組織は、事務局を置き、事務局長のもとに 7 グループを配置している（資料 11-1-1-3 および別添資料 11-1-1-B）。管理運営事務については、定期的（週 1 回）に調整協議する「局内会議」を設置している。

また、危機管理等の体制については、平成 20 年 10 月に危機管理規程を整備して危機管理体制の組織、業務および権限を規定するとともに、危機管理対策基本マニュアルも策定して対応策などの基本的枠組みを明確にした（別添資料 11-1-1-C および別添資料 11-1-1-D）。

資料 11-1-1-1 滋賀県立大学の管理運営組織概要図

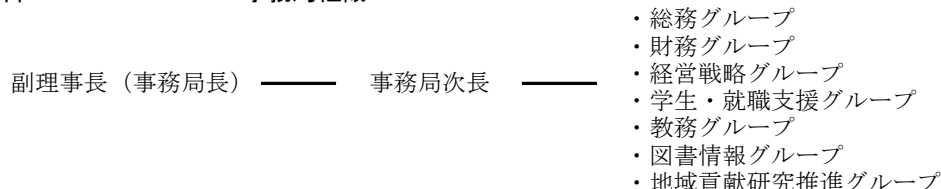




## 資料 11-1-1-2 管理運営のための組織等の概要

組織	概要（審議事項等）
役員会	(1) 中期目標についての知事に対して述べる意見および年度計画に関する事項 (2) 法により知事の認可または承認を受けなければならない事項 (3) 予算の作成および執行ならびに決算に関する事項 (4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置または廃止に関する事項 (5) 職員の人事方針に関する事項 (6) 前各号に掲げるもののほか、役員会が定める重要事項
理事長選考会議	(1) 理事長の選考に関する規程の制定または改廃に関する事項 (2) 理事長の解任に関する規程の制定または改廃に関する事項 (3) 理事長の解任について設立団体の長への申し出に関する事項 (4) 理事長の任期に関する事項 (5) その他理事長選考会議に関し必要な事項
経営協議会	(1) 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの (2) 中期計画および年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの (3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬および退職手当の支給の基準、職員の給与および退職手当の支給の基準その他経営に係る重要な規程等の制定または改廃に関する事項 (4) 予算の作成および執行ならびに決算に関する事項 (5) 組織および運営の状況について自ら行う点検および評価に関する事項 (6) 前各号に掲げるもののほか、法人の経営に関する重要事項
教育研究評議会	(1) 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの (2) 中期計画および年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの (3) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程等の制定または改廃に関する事項 (4) 教員人事に関する事項 (5) 教育課程の編成方針に関する事項 (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項 (7) 学生の入学、卒業または課程の修了その他学生の在籍に関する方針および学位の授与に関する方針に係る事項 (8) 教育および研究の状況について自ら行う点検および評価に関する事項 (9) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項
連絡調整会議	(1) 全学的に重要な意思決定を行うに当たり事前に意見を聴取すること (2) 全学的に重要な意思決定の執行の連絡調整を行うこと (3) 各部局から提案された重要事項について全学的見地から検討を行うこと (4) その他理事長が必要と認める事項

## 資料 11-1-1-3 事務局組織



別添資料 11-1-1-A	法人役員等一覧
別添資料 11-1-1-B	公立大学法人滋賀県立大学事務局事務分掌細則
別添資料 11-1-1-C	公立大学法人滋賀県立大学危機管理規程
別添資料 11-1-1-D	滋賀県立大学危機管理対策基本マニュアル

【分析結果とその根拠理由】

管理運営組織は、法令に基づき理事長選考会議、役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会を設置するとともに、学長のトップマネジメントによる機動的、戦略的な大学運営を推進するための体制および学長を補佐する体制等が整備されている。また、役員や審議機関委員への学外者の積極的な登用が図られている。

事務組織は、法人に事務局を置き、副理事長が兼務する事務局長が事務を掌理し、7グループからなる事務局の総括、調整を行っている。各グループは、管理運営・教育研究を支援するとともに、大学運営にも参画している。

以上のことから、管理運営のための組織および事務組織は、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っており、危機管理等に係る体制も整備されていると判断する。

観点 11-1-②： 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点に係る状況】

審議事項については、該当する会議の審議を踏まえた上で、理事長・学長が意思決定を行っている。また、役員会等の付議事項や重要施策の協議、役員間の密な情報交換を行うため、毎週火曜日には常勤役員による「役員会議」を開催し、学長のリーダーシップを支える体制を取っている。法人と大学および大学の部局間に係る重要事項については、連絡調整会議で調整を行っている（資料 11-1-1-2）。

教授会の審議事項は、学部・研究科等の教育研究に関する事項に精選し、学部長等を中心とした迅速で機動的な学部運営を行っている。また、学部横断的な事項を審議するため、法令に定めるもののほか、大学附属施設の運営に関わる委員会、教育研究に関わる常設委員会等を設置し、委員長に理事を充てている（資料 11-1-2-1）。

資料 11-1-2-1 学内委員会の設置状況

区 分	設置する委員会名
常設委員会	(1) 自己評価委員会 (2) 入学試験委員会 (3) 学生部委員会 (4) 教務委員会 (5) 環境整備安全委員会 (6) 人権問題委員会 (7) 広報委員会 (8) 就職委員会 (9) 国際交流委員会 (10) 環境マネジメントシステム委員会 (11) 研究に関する倫理審査委員会 (12) 研究戦略委員会 (13) 全学教育構想委員会 (14) 社会貢献推進委員会
大学附属施設の運営委員会	(1) 図書情報センター運営委員会 (2) 環境管理センター運営委員会 (3) 学生支援センター運営委員会 (4) 環境共生システム研究センター運営委員会

その他	(1) 認証評価実施特別委員会 (2) 将来構想委員会
-----	--------------------------------

#### 【分析結果とその根拠理由】

管理運営に関する事項は、必要に応じて経営協議会、教育研究評議会で審議され、役員会の議を経て、理事長・学長が意思決定をしている。また、理事長・学長を補佐するため、大学運営の重要テーマ等に応じて担当理事を配置し、事務局各グループの所管業務に対応させている。各委員会の長には、学長を補佐する担当理事を充て、具体的な事業実施の判断を委ねることにより、機動的な業務遂行を確保している。

以上のことから、責任体制、意思決定のプロセスは明確であり、かつ組織間の連携も図られており、大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

#### 観点 11-1-③： 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

##### 【観点到に係る状況】

役員会、経営協議会および教育研究評議会には外部の有識者が加わっており（別添資料 11-1-1-A）、それにより学外のニーズに対する適切な対応を行っている。また、学内構成員のニーズは連絡調整会議等を通じて把握しており、これら学内外関係者のニーズを管理運営に反映させている（資料 11-1-3-1）。

学生については、自己評価委員会による授業評価アンケートを実施しているほか、学年担任・グループアドバイザー制など各学科、学年ごとに様々な学生支援体制を整えており、こうした日常の取り組みから学生のニーズを把握し、学生支援センターで一元的に集約している。

事務局職員については、事務局長、事務局次長、グループ統括および学部等調整担当の職員で構成する「局内会議」を設置し、定期的に事務局内の意思疎通および連絡調整を図っている。

#### 資料 11-1-3-1 管理運営等への反映例

取組事項	備考
・街灯の照度アップ、護身術講習会の実施など	・学生の安全確保のため
・図書館の土曜日開館（平成 20 年度～）	・社会人学生等の学習環境の向上のため
・一部トイレへのウォシュレット導入	・快適な環境整備のため
・自転車置き場の増設	・自転車置き場不足の解消のため
・留学生用の宿舎増設（平成 20 年度～）、「初習日本語」の開設（平成 21 年度～）など	・留学生の生活環境、学習環境の向上のため

#### 【分析結果とその根拠理由】

役員会、経営協議会および教育研究評議会に学外の有識者を加えることにより、学外関係者のニーズを把握し、審議を通じて管理運営に反映させている。学生については、授業評価アンケート等を実施するほか、様々な学生支援体制を通じて学生のニーズを把握している。事務局職員については、局内会議を毎週月曜日に開催することにより意思疎通および連絡調整を行っている。

以上のことから、学内外関係者によるニーズを把握し、管理運営に適切に反映できる体制を整備していると判断する。

**観点 11-1-④： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。**

**【観点到係る状況】**

本学では、監事2人（非常勤）を置いている。監事は、公立大学法人滋賀県立大学監事監査規程（別添資料10-3-2-D）に基づき各年度ごとに監査計画を策定し、それに基づき監査（法人の業務と財務会計についての定期監査および必要に応じて実施する臨時監査）を実施している。

監事は、毎月2回、役員会に出席するとともに、随時、業務の実施状況、重要文書、諸会議の実施状況などの調査・確認を行っている。年度終了後には監査計画に掲げる監査の重点事項を中心に、内部監査や会計監査人監査と連携し、会計年次監査結果をとりまとめ、理事長に監査結果を報告している（別添資料10-3-2-F）。

**【分析結果とその根拠理由】**

監事は、地方独立法人法および本学で定めた監査規程、監事が定めた監査計画等により、業務監査を適切に実施するとともに、会計監査については、会計監査人の報告を受け、財務諸表、決算報告書の監査を行っている。また、必要に応じて役員会などの重要会議に出席する他、業務およびその実施状況の調査・確認を行っている。以上のことから、監事として適切な役割を果たしていると判断する。

**観点 11-1-⑤： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。**

**【観点到係る状況】**

事務局職員の管理運営に関する資質の向上を図るため、公立大学法人滋賀県立大学事務局職員人材育成方針（資料11-1-5-1）を策定して、大学の新たな課題に対して柔軟かつ迅速に対応できる人材や、大学の事務のエキスパートとしての自覚を持ち絶えず研鑽に努める人材の育成を目指して、管理運営に関わる職員研修を進めている。

この人材育成方針に基づき、新規採用職員や新任職員に対する職務に関する基礎的な知識の習得や、企業会計など実務の基礎知識を習得する財務会計研修など職務の遂行に必要な研修はもちろん、大学職員として経営意識や人権意識を高める意識啓発研修も実施して自己改革の姿勢を高める研修を行っているほか、設置団体である滋賀県が実施する階層別研修および新規採用職員研修等に参加させている。

また、公立大学協会が開催するセミナー等に職員（毎年5人程度）を参加させるとともに、立命館大学が主催する「大学幹部職員養成プログラム」に中堅職員を派遣（毎年1人・通年）してスキルアップを図っている。

## 資料 11-1-5-1 事務局職員人材育成方針

## 公立大学法人滋賀県立大学事務局職員人材育成方針

本学中期目標前文で掲げる「大学の基本的な目標」を達成するためには、事務局職員一人ひとりが大学設置の基本理念を理解し、中期目標、中期計画の実現を目指して、責任感と誇りを持って仕事に取り組むことが求められ、公立大学法人滋賀県立大学人事計画にある「求められる事務局職員像」を実現することが必要である。

このため、大学は職員が自己啓発の取り組みを効果的に支援できるような職場風土づくりを進め、管理監督者が人材育成に意を用いた仕事の進め方に配慮するとともに、職務に必要な知識、技術等を計画的に習得させる研修や、職員の能力開発に必要となる研修を、適切な時期・内容で実施することにより、個々の職員の能力開発を行い、職員を育成し、組織全体の力を向上させることとする。

## 1 求められる事務局職員像

- (1) 新たに発生する課題、中期計画記載事項等に的確に対応し、大学の諸課題に対して柔軟かつ迅速に対応しうる人材
- (2) 大学事務のエキスパートとしての自覚を持ち、絶えず研鑽に努めることができる人材

## 2 人材育成の展開方向

## (1) 自らを高めようとする自己改革の姿勢

大学間競争が激化する時代にあつて機動的・戦略的な大学運営を展開していくためには、職員一人ひとりが持てる能力を最大限に発揮することが求められる。このため、事務局職員は、現状に甘んじるのではなく、常に学び続け、自らを高めようとする自己改革の意識を持って、計画的に能力開発に取り組んでいく姿勢が求められる。

## (2) 自己改革と人が育つ職場風土づくり

事務局職員が目標を持って自己啓発に努めるとともに、自己啓発の取り組みを効果的に支援できるような職場風土づくりを進める。

## (3) 人を育てる仕事の進め方

日常の仕事を進める過程自体を職員を育てる機会として、管理監督者やグループのリーダーが意識的に活用するとともに、目標管理を通じた能力開発支援など、人材育成に意を用いた仕事の進め方に配慮する。

## 3 研修計画

新採研修、新任研修、基礎実務研修、意識啓発研修、階層別研修、スキルアップ研修、所属別専門研修等とする。

## (1) 新採研修

大学職員としてふさわしい心構えや態度を養い、組織の一員としての自覚を促し、職場への円滑な適応を図ることを目的とする。

## (2) 新任研修

大学運営を担う職員として、最低限必要な知識の習得を目的とする。

## (3) 基礎実務研修

大学職員として業務を遂行する上で必要な基礎的な知識や事務能力の習得を目的とする。

## (4) 意識啓発研修

大学職員として学生の信頼を得て、組織の内部でも良好な人間関係を築き、円滑な業務の遂行のために寄与することを目的とする。

## (5) 階層別研修

役員およびグループ統括には、組織を運営したり、職員を育てていく上で、広い視野と柔軟な発想で自らが先頭に立って仕事を進めていくリーダーシップが求められることから、管理職として職務を遂行する上で必要となる大学運営に関する知識の習得を目的とする。

## (6) スキルアップ研修

他大学の講義等を聴講することによって、大学職員としての執務能力の向上を図るなど、職務についての知識を深め、専門性を向上させることを目的とする。

## (7) 所属別専門研修

各所属の業務を遂行する上で必要となる知識、技術等の習得を目的として各所属毎に実施する。

## 4 その他

研修内容や研修手法については適宜見直ししながら、職員研修の充実に努める。

【分析結果とその根拠理由】

管理運営に関わる職員の研修等については、公立大学法人滋賀県立大学事務局職員人材育成方針に基づき、職務に必要な知識や技術等を習得する研修を計画的に進めるとともに、今後の大学経営の幹部となる職員を養成するため、高度で専門的なセミナーにも職員を派遣している。

以上のことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

**観点 11-2-1-①：** 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員を選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点到係る状況】

管理運営に関する基本方針として、本学の中期目標において、「迅速な意思決定により、効果的な大学運営を行うため、学長のトップマネジメントによる運営体制を構築するとともに学外者の積極的な登用を図り、意思決定プロセスの透明性の確保や開かれた大学運営を確立する。」を掲げている。

その方針を踏まえ、理事長については理事長の選考および解任等に関する規程が整備され、役職員については組織規程や大学に置く職およびその選考に関する規程、事務局に置く職の設置に関する規程などにより、それぞれの選考、責務および権限が定められている（資料 11-2-1-1）。

資料 11-2-1-1 管理運営に関する関連規程

○理事長選考会議規程

[http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/Ri\\_jityouSenkouKaigiKitei.pdf](http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/Ri_jityouSenkouKaigiKitei.pdf)

○理事長の選考および解任等に関する規程

[http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/ri\\_jichosenkokaininkitei.pdf](http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/ri_jichosenkokaininkitei.pdf)

○大学に置く職およびその選考に関する規程

<http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/syokuoyobisonosenkounikannsurukitei.pdf>

○事務局に置く職の設置に関する規程

<http://www.usp.ac.jp/japanese/pdf/JimukyokuniOkuSyokunoSettiniKansuruKitei.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、管理運営に関する方針は、中期目標として明確に定められ、それを踏まえる形で管理運営に関する諸規程が整備され、管理運営に関わる役員等の選考、責務、権限等も規程等として制定され明確に示されていると判断する。

**観点 11-2-1-②：** 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

【観点到係る状況】

大学の活動状況は、教員の基本的な情報をデータベースとして蓄積するとともに、大学のホームページに積極

的に掲載し、学内教職員のみならず外部にも公表して、学内の教職員と学外関係者の情報の共有を図っている（資料 11-2-2-1）。

学内教職員向けには、大学の基本的な情報としての定款をはじめとする規程類や学内者向けの情報などは、学内グループウェアや大学データベースシステムに掲載して大学の構成員が活用できるようにしている（資料 11-2-2-2）。また、毎月「滋賀県立大学学報」（別添資料 11-2-2-A）を発行して大学の主な活動状況を周知するとともに、各学部・研究科・センターも定期的に発行する年報に活動状況を取りまとめ、学内外の関係者に配布している。

#### 資料 11-2-2-1 大学の活動状況に関するデータの公開例

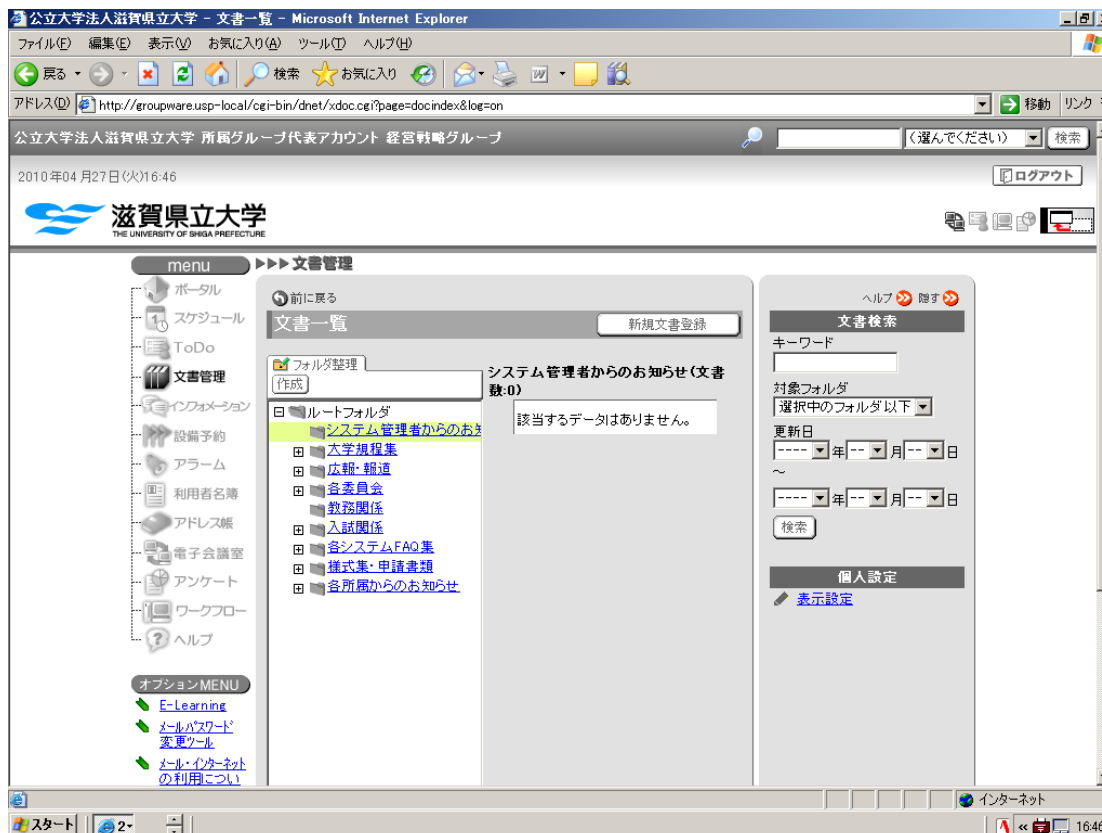
データ名	URL
中期目標・中期計画・年度計画	<a href="http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/joho/tyukimokuhyo.html">http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/joho/tyukimokuhyo.html</a>
年度計画に係る業務実績報告書および評価結果	
財務情報	<a href="http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/joho/zaimusyohyo.html">http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/joho/zaimusyohyo.html</a>
研究者情報	<a href="http://db.spins.usp.ac.jp/">http://db.spins.usp.ac.jp/</a>

#### 資料 11-2-2-2 学内グループウェアシステムの概要

##### ○概要

情報共有やコミュニケーションの効率化を図る目的で平成 18 年 4 月の法人化と同時に導入。学内 LAN に接続されたどのパソコンからでもブラウザを使い利用可能。主な機能として、スケジュール管理、インフォメーション、設備予約、文書管理などがある。特に、文書管理では、学内規程、統計資料等の文書等を蓄積・管理・共有することができる。

##### ○画面（イメージ）



## 別添資料 11-2-2-A 滋賀県立大学学報

## 【分析結果とその根拠理由】

大学の構成員が適切な判断を行うために必要な情報については、必要な時にアクセス可能なようにホームページや学内グループウェア、大学データベースシステムで提供できている。

また、大学の主な活動は学報に集約され、後年への記録として蓄積されている。さらに各学部・研究科・センターの専門的な分野の活動については、定期的な年報にとりまとめられ、経年的に提供されている。

以上のことから、大学の教職員は必要な時に、必要な情報を入手することができる仕組みが構築され、日常業務に活用できていると判断する。

**観点 11-3-①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。**

## 【観点に係る状況】

本学では、平成7年4月の開学以来、自己評価委員会を設置し、大学の総合的な活動について、自己点検・評価に取り組んできた。平成11年3月に最初の自己点検・評価を実施し、報告書を刊行した。第2回目は、法人化を控えた平成17年度に自己評価・点検を行い、平成18年3月に報告書を刊行・公表した。

法人化後は、大学全般の評価関係を所掌する研究・評価担当理事の下に自己評価委員会を置き、平成19～20年度に各学部等を対象とした自己点検・評価を、平成20年度に全学を対象に自己点検・評価を行い、報告書として取りまとめている。これらの結果は、いずれも大学ホームページ上で公表している（資料11-3-1-1）。

また、本学は平成18年度から公立大学法人化していることから、毎年度の年度計画の業務実施状況について自己評価を行い、業務実績報告書として取りまとめて公表している（資料11-3-1-2）。

## 資料 11-3-1-1 滋賀県立大学自己点検自己評価・外部評価報告書

<http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/joho/hyouka.html>

## 資料 11-3-1-2 年度計画に係る業務の実績に関する報告書

<http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/joho/tyukimokuhyo.html>

## 【分析結果とその根拠理由】

本学では、開学以来、自己評価委員会を設置し、大学の総合的な活動について、自己点検・評価に取り組んでおり、その結果は大学ホームページで広く公表している。また、平成18年度からは公立大学法人として、毎年度の年度計画の業務実績状況についての自己評価を行い、その結果を公表している。

以上のことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。



観点 11-3-②： 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

【観点到係る状況】

平成 17 年に実施した第 2 回目の自己評価・点検について外部委員による評価を実施し、その結果を平成 18 年 3 月に公表している。次いで、平成 19～20 年度に実施した全学および各学部等を対象とした自己点検・評価について、平成 20 年 9 月（各学部等）および平成 21 年 5 月（全学）に外部委員による評価を実施し、その結果を大学ホームページ上で公表している（資料 11-3-1-1）。

また、毎年度の年度計画に対する業務の実績に関する自己評価報告書についても、滋賀県公立大学法人評価委員会の評価を受けており、その評価結果を大学ホームページで公表している（資料 11-3-1-2）。

なお、本学は、平成 22 年度に大学評価・学位授与機構による認証評価を受けることとしている。

【分析結果とその根拠理由】

平成 17 年に行った第 2 回目の自己評価・点検および平成 19～20 年度に行った第 3 回目の自己点検・評価に対して、いずれも外部委員による外部評価を実施し、その結果を大学ホームページで公表している。また、法人化後は、年度計画に係る業務の実績について滋賀県公立大学法人評価委員会の評価を受け、その結果を大学ホームページで公表している。

以上のことから、本学では自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が十分に実施されていると判断する。

観点 11-3-③： 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

【観点到係る状況】

自己評価・外部評価の結果は、ホームページ等を通じて広く公表し、改善が必要な事項については各層からの意見・改善提案に努めるとともに、自己評価委員会において指摘事項に対する各学部等の対応状況を把握し、改善に反映させる取り組みを行っている（資料 11-3-3-1）。

また、毎年度の年度計画に対する法人評価の評価結果が低かったものについては改善のための取組みを定め、次年度の法人評価委員会での結果を報告している。

資料 11-3-3-1 おもな改善事例

評価結果	具体的な改善方策
学生支援センターの開設が遅れており、十分な成果が得られていない。（平成 19 年度法人評価）	学生関連の機能を学生支援センターに集約するとともに、平成 20 年度後期に学生支援センター内に学生支援室を設け、そこに特任教員を常駐させている。
教員の採用にあたっては常に学長・理事長が関与するとともに、制度が硬直化することのないよう対処されることが望まれる。（平成 18 年度法人評価）	教員採用は原則公募制としているほか、戦略的人事による内部昇任案件には新たに外部審査委員を登用することとし、優秀な人材の確保に努めることとした。
今後も環境教育の先進的な大学として取り組んで欲しい。（平成 17 年度外部評価）	環境省が策定した「持続可能なアジアに向けた大学における環境人材育成ビジョン」の具体化プログラム「環境人材育成のための大学教育プログラム開発事業」に採択（平成 21 年度）され、環境人材を育成する実践的なプログラムを開発・実証に取り組んでいる。

<p>県立大学には、温暖化等の環境変化が危機的な中で、新しい社会というべき循環型社会のあり方について考えほしい。循環型社会研究の方向性を積極的に打ち出すことをどこかの部門で実施できないか。(平成 18 年度第 4 回経営協議会)</p>	<p>脱温暖化・環境共生社会の構築に総合的に取り組んでいくため、平成 20 年 6 月に環境共生システム研究センターを大学附属施設として設置した。</p>
--	---

**【分析結果とその根拠理由】**

以上のとおり、本学では、自己評価委員会、連絡調整会議等を通して評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

**観点 11-3-④： 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。**

**【観点に係る状況】**

大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信するため、法人化に際して企画広報を所掌する経営戦略グループを新設することにより、企画広報部門を強化した。大学ホームページについては、平成 18 年 7 月に全面改訂し、教員の研究成果への外部からのアクセスの利便性を高めるとともに、在学者向けメニューを新設し、講義概要等プログラム、キャンパスライフ、就職情報等の内容を整理充実して掲載した。広報活動の強化に関しては、広報委員会において広報の手引き（学生向け・教職員向け）を作成するなどその機能を強化するとともに、学報の発行（別添資料 11-2-2-A）、大学広報誌「県大 jiman」（大学ホームページ <http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/kankou.html>）、英語版大学概要（別添資料 11-3-4-A）の更新等、学内外への情報発信を積極的に行っている。

また、新聞掲載実績による提供のあり方の分析や新入生への広報媒体の有効度調査により広報効果の分析を行い、広報戦略の見直しや改善を図っている。その結果、本学が新聞に掲載された件数は、法人化前の平成 17 年度と比較すると、平成 21 年度は約 96.9%も増加している（平成 17 年度：320 件→平成 21 年度：630 件。別添資料 11-3-4-B）。

<p>別添資料 11-3-4-A 滋賀県立大学 英語版大学概要 別添資料 11-3-4-B パブリシティ活動の結果について</p>
---

**【分析結果とその根拠理由】**

法人化に際して、大学における教育研究活動の状況やその活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信するため、企画広報を所掌する経営戦略グループを新設することにより、企画広報部門を強化している。

以上のことから、本学は、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

**(2) 優れた点及び改善を要する点**

**【優れた点】**

- ・ 理事長・学長のトップマネジメントによる大学運営を行うとともに、時代に即した学外のニーズを把握するため、非常勤役員に企業経験者を起用するとともに、経営協議会は構成員の半数（5名）、教育研究評議会は3名の外部有識者を委員として任用するなど、学外者の積極的な登用を図っている。
- ・ 広報機能の強化を図る取り組みを積極的に推進しており、新聞への掲載件数は大幅に増加している。

#### 【改善を要する点】

該当なし

### （3）基準 11 の自己評価の概要

管理運営組織は、法令に基づく「理事長選考会議」、「役員会」、「経営協議会」、「教育研究評議会」、「教授会」を設置するとともに、理事長・学長のトップマネジメントによる機動的、戦略的な大学運営を推進するための体制および理事長・学長を補佐する体制等が整備されている。また、役員や審議機関委員への学外者の積極的な登用が図られている。

事務組織は、法人に7グループからなる事務局を置き、管理運営・教育研究を支援するとともに、大学運営にも参画している。管理運営のための組織および事務組織は、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っている。

管理運営に関する事項は、必要に応じて経営協議会、教育研究評議会で審議され、役員会の議を経て、理事長・学長が意思決定をしている。また、理事長・学長を補佐するため、大学運営の重要テーマ等に応じて担当理事を配置し、事務局各グループの所管業務に対応させている。

学内委員会の長には、理事長・学長を補佐する担当理事を充て、具体的な事業実施の判断を委ねることにより、機動的な業務遂行を確保している。責任体制、意思決定のプロセスは明確であり、かつ組織間の連携も図られており、大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっている。

「役員会」、「経営協議会」および「教育研究評議会」に学外の有識者を加えることにより、学外関係者のニーズを把握し、審議を通じて管理運営に反映させている。

学生については、授業評価アンケート等を実施するなど、大学への一般的ニーズに関する意見聴取を行っている。また、事務局職員については「局内会議」を定期的開催することにより意思疎通および連絡調整を行っており、学内外関係者によるニーズを把握し、管理運営に適切に反映できる体制を整備している。

監事は、地方独立行政法人法および本法人で定めた監査規程、監事が定めた監査計画等により、業務監査を適切に実施するとともに、会計監査については、会計監査人の報告を受け、財務諸表、決算報告書の監査を行っている。また、必要に応じて役員会などの重要会議に出席する他、業務及びその実施状況の調査・確認を行っており、監事として適切な役割を果たしている。

管理運営に関わる職員の研修等については、マネジメント研修を中心に、他機関が企画する研修に参加させている。また、教職員・学生を対象とした人権問題研修会等が実施されており、職員の資質の向上のための取組が組織的に行われている。

管理運営に関する方針は、中期目標として明確に定められ、それを踏まえる形で管理運営に関する諸規程が整備され、管理運営に関わる役員等の選考、責務、権限等も規程等として制定され明確に示されている。

以上のことから、管理運営の状況については適切であると判断する。